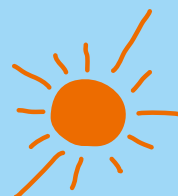


# 第8次小牧市 高齢者保健福祉計画

小牧市老人福祉計画・小牧市介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



いきがい



助け合い



支え合い



キミと一緒に、育っていきたい。  
**Komaki**

令和3年3月 小牧市

## はじめに

本市では、地域に生きる一人ひとりが尊重され、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してまいりました。

今後、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者など、支援を必要とする高齢者がこれまで以上に増加することが見込まれており、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような社会が求められています。

「第8次小牧市高齢者保健福祉計画」では、本市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」にある「健康・支え合い循環都市」、活力ある高齢社会（小牧モデル）の構築の実現を目指すとともに、国の指針や介護保険制度の改正などを踏まえ、第7次計画を踏襲した基本理念「いきがい 支え合い 助け合い」とし、「健康・生きがいづくり」、「支え合い・助け合いの地域づくり」、「認知症の人とともに暮らすまちづくり」、「質が高く安定した介護保険事業の運営」の4つを基本目標として位置づけました。

自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の更なる充実を目指すとともに、障がいや高齢者など制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」といった従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指してまいりますので、市民の皆さまをはじめ地域の関係者および関係機関のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました高齢者保健福祉計画推進委員会委員の皆さま、アンケート調査及びヒアリング調査等で貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまや関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。



令和3年3月

小牧市長 山下 史守朗



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画の性格、位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画の策定体制 .....	5
(1) 小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会 .....	5
(2) 実態調査（アンケート） .....	5
(3) 介護事業者へのアンケート調査 .....	5
(4) パブリックコメント .....	5
(5) 計画の進捗管理と点検 .....	5
5 日常生活圏域の設定 .....	6
<b>第2章 高齢者を取りまく現状と推計</b> .....	<b>9</b>
1 高齢者の現状と推計 .....	9
(1) 高齢者人口と高齢化率の推移 .....	9
(2) 人口構成 .....	10
(3) 高齢者世帯数の推移と推計 .....	11
(4) 高齢者世帯の持ち家世帯率 .....	11
2 要介護（要支援）認定者等の現状と推計 .....	12
(1) 要介護（要支援）認定者数の推移 .....	12
(2) 認知症高齢者の現状 .....	15
3 地域別にみた高齢者の現状と将来予測 .....	16
(1) 小牧南部圏域 .....	16
(2) 小牧中部圏域 .....	18
(3) 小牧西部圏域 .....	20
(4) 味岡圏域 .....	22
(5) 篠岡圏域 .....	24
(6) 北里圏域 .....	26
4 介護保険サービスの利用状況 .....	28
5 高齢者実態調査、介護保険事業所実態調査の概要 .....	32
(1) 調査の概要 .....	32
(2) 一般高齢者実態調査の結果と課題 .....	33
(3) 介護保険認定者実態調査の結果と課題 .....	42
(4) 介護事業者アンケートの結果と課題 .....	51

<b>第3章 計画の考え方</b> .....	<b>55</b>
1 計画の基本的な視点 .....	55
2 計画の基本理念 .....	58
3 基本目標 .....	59
4 施策体系 .....	62
<b>第4章 健康づくりや介護予防の推進と活躍の場の充実</b> .....	<b>67</b>
1 健康診査・検診の推進 .....	68
2 フレイル・オーラルフレイル予防の推進 .....	70
3 健康づくりから始める介護予防の推進 .....	72
4 生きがいづくりと社会で活躍できる場の充実 .....	75
<b>第5章 生活支援と支え合いの地域づくり</b> .....	<b>83</b>
1 地域包括支援センター機能の強化 .....	84
2 在宅医療・介護の提供及び連携体制の強化 .....	86
3 地域における支え合いの仕組みづくり .....	88
4 本人の意思を尊重した支援 .....	90
5 生活支援や高齢者に配慮した住まい環境の整備 .....	91
6 家族介護者への支援 .....	93
<b>第6章 認知症施策の推進</b> .....	<b>99</b>
1 普及啓発・本人発信支援 .....	100
2 認知症の予防と早期発見・対応支援 .....	101
3 認知症バリアフリーの推進 .....	102
<b>第7章 質が高く安定した介護保険事業の運営</b> .....	<b>107</b>
1 介護サービスの質的向上の促進 .....	107
2 介護サービス事業者への支援 .....	108
3 適正化の推進 .....	109
4 介護サービスと介護基盤の整備 .....	112
(1) 介護サービス見込量の算出 .....	112
(2) 介護基盤の整備 .....	112
(3) 居宅・介護予防サービス .....	116
(4) 地域密着型サービス .....	130
(5) 施設サービス .....	139

(6) 介護予防・生活支援サービス事業 .....	140
<b>第8章 介護保険事業費の見込み.....</b>	<b>145</b>
<b>1 介護保険事業費の実績.....</b>	<b>145</b>
(1) 介護給付費実績 .....	145
(2) 予防給付費実績 .....	146
(3) 地域支援事業費実績 .....	146
<b>2 介護保険事業費の見込み.....</b>	<b>147</b>
(1) 介護給付費の見込み .....	147
(2) 予防給付費の推計 .....	148
(3) 総給付費の推計 .....	148
(4) 標準給付費の推計 .....	149
(5) 地域支援事業費の推計 .....	149
<b>3 介護保険料基準額の設定.....</b>	<b>150</b>
(1) 保険給付費の財源.....	150
(2) 第1号被保険者の介護保険料 .....	150
(3) 保険料段階の設定.....	151
<b>資料編 .....</b>	<b>155</b>
1 持続可能な開発目標 (SDGs) .....	155
2 「新しい生活様式」 .....	156
3 小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱.....	157
4 小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿.....	159



# 第1章

---

## 計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成12年の創設から20年経過し、高齢者の生活基盤を支える仕組みとして定着してきました。

我が国の総人口が減少に転じる中、いわゆる「団塊の世代」が高齢者（65歳以上）となり、高齢者数が増加しています。本市においても、人口が微減する中、高齢化率は伸び続け、令和2年10月現在で24.7%となっています。

このような状況の中、「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）になる令和7年（2025年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域でそれぞれの状況に応じて自立した生活をおくることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」といいます。）を、地域の実情に合わせて推進してきました。

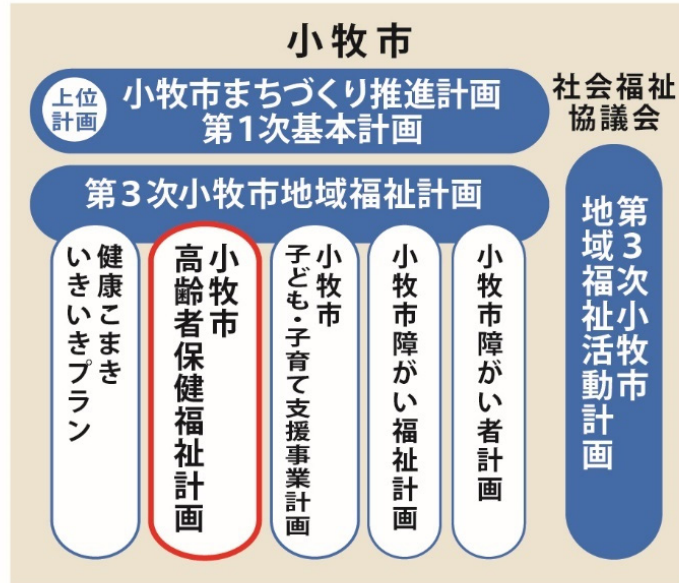
本市においては、これまで7次にわたり、高齢者保健福祉計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者施策を展開してきました。また、現在、第3次小牧市地域福祉計画に基づき、「子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくり」のため、地域住民の自主的な取り組みや公的サービスによる支え合いの仕組みづくりを推進しています。

第8次小牧市高齢者保健福祉計画（以下「本計画」といいます。）は、地域福祉計画の理念に基づき、今後迎える超高齢社会に対応した本市にあった地域づくりや地域共生社会の実現に向け、本市における今後の高齢者保健、福祉、医療・介護をはじめとする高齢者にかかわる全般の施策の方向性を明らかにし、地域と協働して事業を円滑にしていくための指針となるものです。

## 2 計画の性格、位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に基づき介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める「市町村介護保険事業計画」及び老人福祉法第20条の8に基づき老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める「市町村老人福祉計画」を一体的にまとめた計画です。

また、市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」との整合を図るとともに、地域福祉の視点で捉え、各分野を支え、つなぐための計画である小牧市地域福祉計画のもと、健康こまきいきいきプランなど、高齢者の保健、医療または福祉に関する各種計画と整合性を図りながら策定しました。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、法律に基づき令和3年度（2021）から令和5年度（2023）の3年間です。

本計画は、第7次計画までの取り組みを踏まえ、後期高齢者が増加のピークとなる令和7年（2025年）や後期高齢者の中でも介護ニーズの高い85歳以上の高齢者が増加する2040年を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築、地域共生社会の実現のための取り組みも包含しています。また、第9次以降の本計画は、福祉分野の上位計画となる地域福祉計画と老人福祉計画を併せ、（仮称）地域包括ケア推進計画とする予定です。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和11年度 (2029)
第7次小牧市高齢者保健福祉計画			第8次小牧市 高齢者保健福祉計画			(仮称)地域包括ケア推進計画 (第4次地域福祉計画) + (老人福祉計画)			
						第9次介護保険事業計画 (以降3年ごとに策定)			

## 4 計画の策定体制

### (1) 小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会

学識経験を有する者、保健福祉医療関係者、費用負担関係者、公募委員等で構成された「小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）」を設置し、第7次小牧市高齢者保健福祉計画の取り組み状況について評価・検証を受けるとともに、計画素案に対して、それぞれの立場から意見をいただきながら、計画を策定しました。

### (2) 実態調査（アンケート）

高齢者の現状やニーズを把握するため、65歳以上の高齢者、要介護（要支援）認定者とその家族介護者へのアンケート調査を実施しました。

### (3) 介護事業者へのアンケート調査

介護事業者の現状を把握するため、介護事業者へのアンケート調査を実施しました。

### (4) パブリックコメント

推進委員会の意見を踏まえ、策定された素案について、広く市民から意見聴取を行うため、パブリックコメントを実施しました。

### (5) 計画の進捗管理と点検

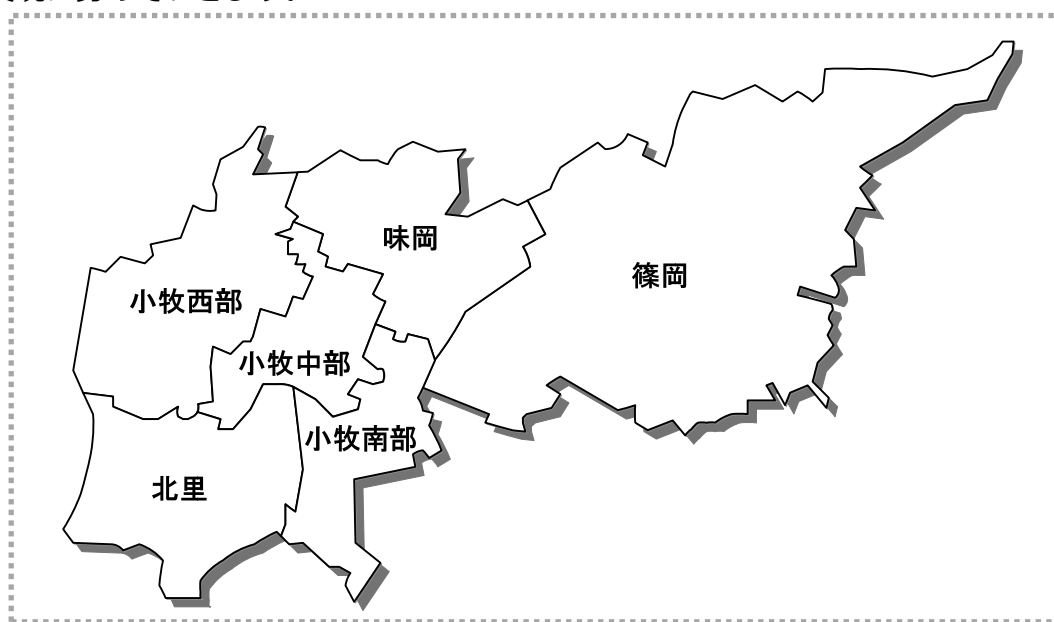
本計画の進捗管理については、計画策定に引き続き、推進委員会において毎年実施状況の評価、検証を行い、施策の推進に関して意見聴取を行います。その結果については、市ホームページ等を通じて広く市民に公表するとともに、その後の施策の取り組みに反映します。

## 5 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう「日常生活圏域」を設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスを展開します。

本市の日常生活圏域については、地理的、歴史的、社会的条件や人口、交通事情などを勘案し、概ね中学校区（人口規模2～3万人程度）を目安として6圏域を設定します。

日常生活圏域ごとにニーズを把握し、サービスの基盤整備を図っていくとともに、既存の地域資源と連携しながら継続的かつ包括的な「地域包括ケアシステム」の構築、地域共生社会の実現に努めていきます。



日常生活圏域	町名
小牧南部圏域	南外山、春日寺、北外山、大山、北外山入鹿新田の一部、応時、東、小牧四丁目の一部、中央三丁目の一部、中央四丁目～五丁目、中央六丁目の一部、二重堀、掛割町、桜井本町、桜井、緑町、若草町
小牧中部圏域	中央一丁目～二丁目、中央三丁目の一部、中央六丁目の一部、北外山入鹿新田の一部、小牧原新田の一部、小牧原一丁目～二丁目の各一部、小牧原三丁目～四丁目、大字小牧、小牧一丁目～三丁目、小牧四丁目～五丁目の各一部、新町一丁目～三丁目、東新町、間々の一部、間々原新田の一部、山北町、安田町、堀の内一丁目～五丁目、川西一丁目～二丁目、曙町
小牧西部圏域	舟津、三ツ淵、三ツ淵原新田、西之島、村中、入鹿出新田、河内屋新田、横内、間々原新田の一部、間々の一部、元町、西島町、間々本町、村中新町、弥生町
味岡圏域	東田中、文津、小松寺、本庄、岩崎、岩崎一丁目・五丁目、小牧原新田の一部、小牧原一丁目～二丁目の各一部、岩崎原新田、岩崎原、久保一色、久保一色東、葎原、久保一色南、寺西、久保本町、久保新町、田県町、小松寺一丁目～五丁目、久保
篠岡圏域	大山、野口、林、池之内、上末、下末、大草、高根、郷西町、長治町、桃ヶ丘、古雅、篠岡、光ヶ丘、城山
北里圏域	小木、小木一丁目～五丁目、新小木、下小針中島、下小針天神、市之久田、常普請、外堀、郷中、藤島町居屋敷、藤島町梵天、藤島、小牧四丁目～五丁目の各一部、小針、川西三丁目、多気

## 第2章

---

### 高齢者を取りまく現状と推計



## 第2章 高齢者を取りまく現状と推計

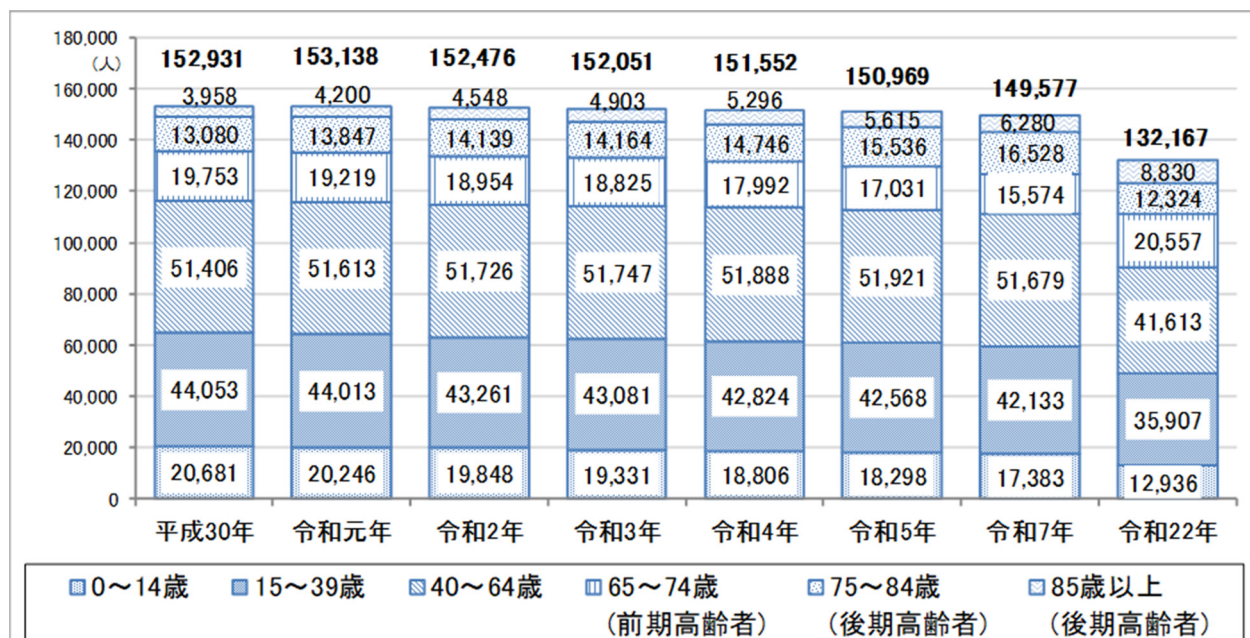
### 1 高齢者の現状と推計

#### (1) 高齢者人口と高齢化率の推移

本市の総人口は平成30年からほぼ横這いで推移しており、令和2年では152,476人となっています。しかし、今後は、令和22年に向け、少子高齢化により減少することが推計されています。

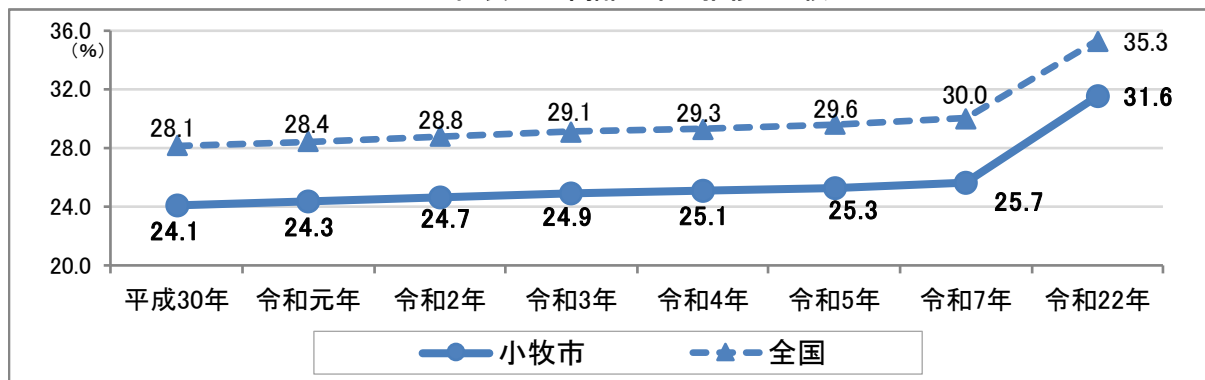
一方、高齢者（65歳以上）人口は年々増加しており、令和2年には37,641人、高齢化率は24.7%（後期高齢者の割合12.2%）となっています。全国より高齢化率が低い状況で推移していますが、今後、本市においても全国と同様、85歳以上の伸び率が特に大きく推移するものと考えられます。

図表-1 人口、高齢者人口の推移



令和3年～22年は、コーホート変化率法による推計値 資料：(実数)住民基本台帳(各年10月1日)  
 ※コーホート変化率法とは、性別・年齢別の人口変化率、女性・子ども比、出生時の男女比などを用いて将来の人口を計算する方法

図表-2 高齢化率の推移と比較



令和3年～22年は推計値  
 資料：(実数)小牧市は住民基本台帳(各年10月1日)、全国は総務省統計局(各年10月1日、令和2年は平成27年国勢調査を基準とする推計値  
 (推計値)「見える化」システム(総務省「国勢調査」及び「国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)

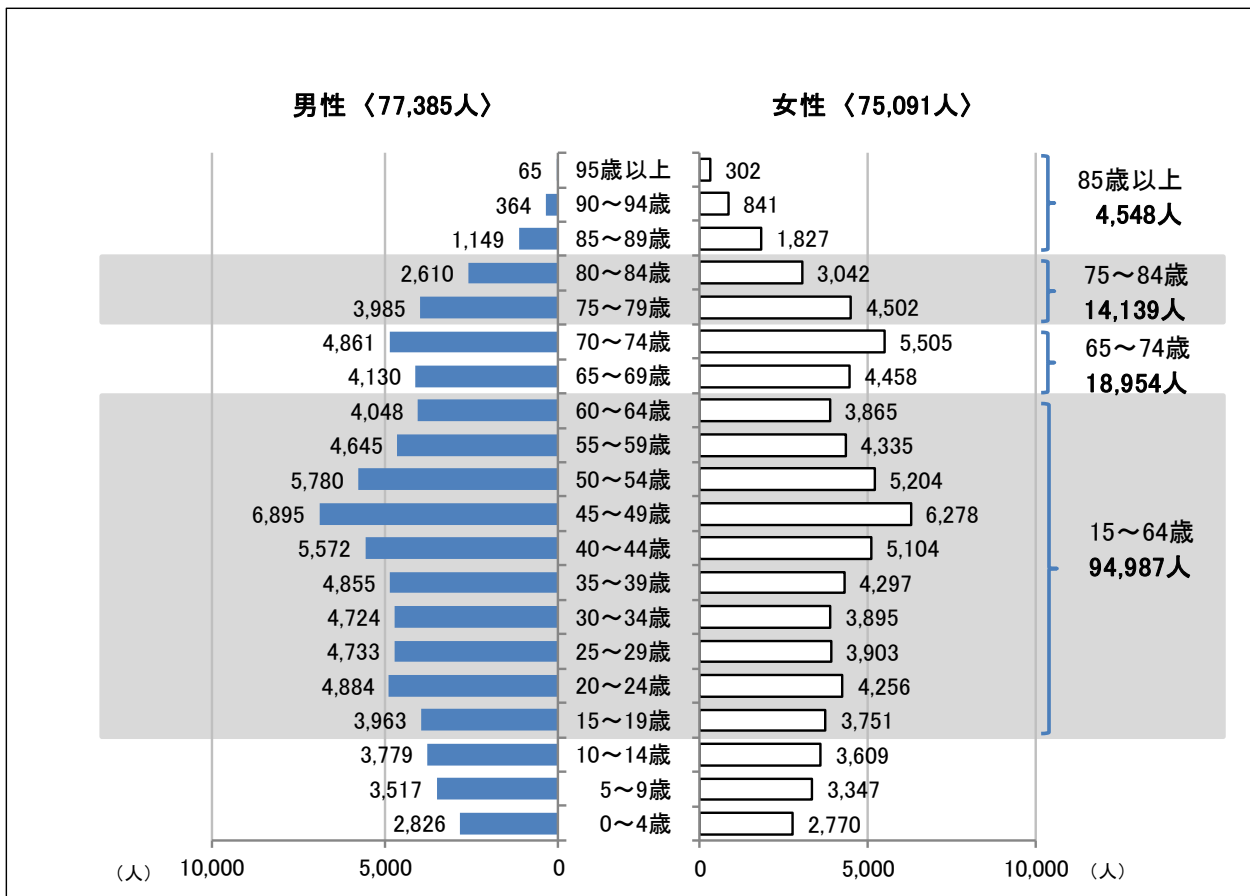


## (2) 人口構成

本市の人口は、令和2年10月1日現在で、男性77,385人、女性75,091人となっており、男性が女性を上回っています。年齢階級別では、0～64歳は男性の方が多く、65歳以上では女性の方が多くなっています。また、男女ともに45～49歳が最も多くなっています。

高齢者人口では、65～74歳で18,954人(全人口に対する割合12.4%)、75～84歳で14,139人(全人口に対する割合9.3%)、85歳以上で4,548人(全人口に対する割合3.0%)となっています。

図表-3 性別・年齢別人口構成



資料：小牧市「年齢別人口統計表」(令和2年10月1日現在)

### (3) 高齢者世帯数の推移と推計

本市の世帯数は増加傾向にあり、令和2年で68,748世帯となっており、今後も増加が見込まれます。

一方、65歳以上の高齢者のみの世帯数は16,396世帯で、全世帯の23.8%を占めています。そのうち、単身高齢者は8,349世帯(人)で、全世帯のうち、12.1%を占めています。

高齢者のみ世帯や単身高齢者のみ世帯は今後、増加が見込まれ、支援の必要性が高まることが考えられます。

図表-4 単身高齢者及び高齢者のみの世帯の推移

実数 ← → 推計値

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
世帯数(世帯)	67,138	68,196	68,748	68,788	68,913	69,039	69,703	68,670
65歳以上の高齢者のみの世帯数(世帯)	15,421	15,911	16,396	16,358	16,446	16,533	16,595	19,149
世帯数に占める割合	23.0%	23.3%	23.8%	23.7%	23.7%	23.8%	23.8%	27.9%
(うち) 65歳以上の単身高齢者のみの世帯数(世帯)	7,678	8,000	8,349	8,421	8,561	8,700	8,980	11,583
世帯数に占める割合	11.4%	11.7%	12.1%	12.2%	12.4%	12.6%	12.9%	16.9%

資料:住民基本台帳(日常生活圏域別高齢者世帯分布表(各年10月1日))

### (4) 高齢者世帯の持ち家世帯率

本市の持ち家世帯率については、62.5%となっており、そのうち、65歳以上がいる世帯に関しては、84.6%と高い割合となっています。

図表-5 持ち家世帯率

	平成27年 持ち家世帯率 (%)
一般世帯の持ち家の割合 (一般世帯=100)	62.5
65歳以上がいる世帯の持ち家の割合 (65歳以上がいる世帯=100)	84.6

資料:国勢調査

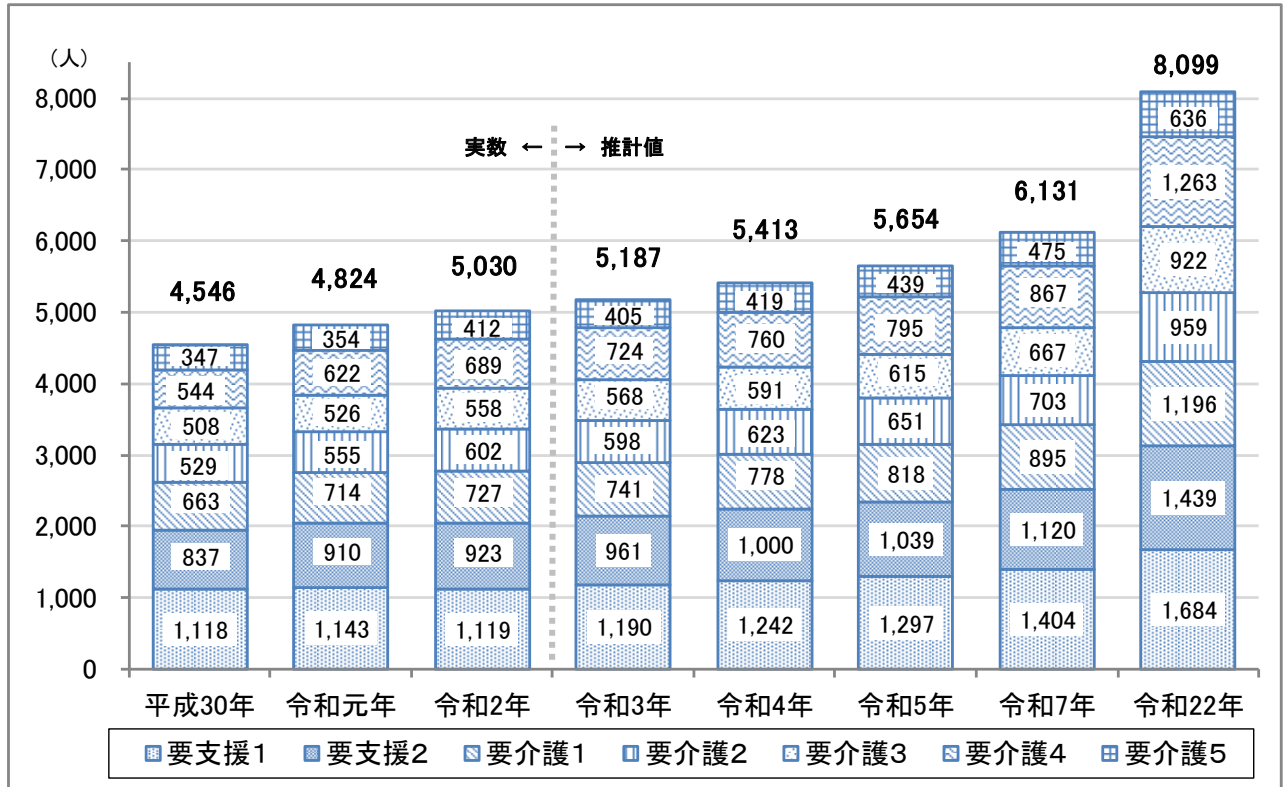
## 2 要介護（要支援）認定者等の現状と推計

### （1）要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は令和2年10月現在で5,030人（そのうち85.5%を占める4,300人が後期高齢者）となり、年々増加傾向にあります。

介護度別にみると、要支援1, 2の人が4割を占めている状況ですが、高齢化の進展により、今後、要介護3以上の人の伸びが高くなっていくことが推計されます。

図表－6 要介護(要支援)認定者数の推移(40歳以上64歳未満の第2号被保険者含む)



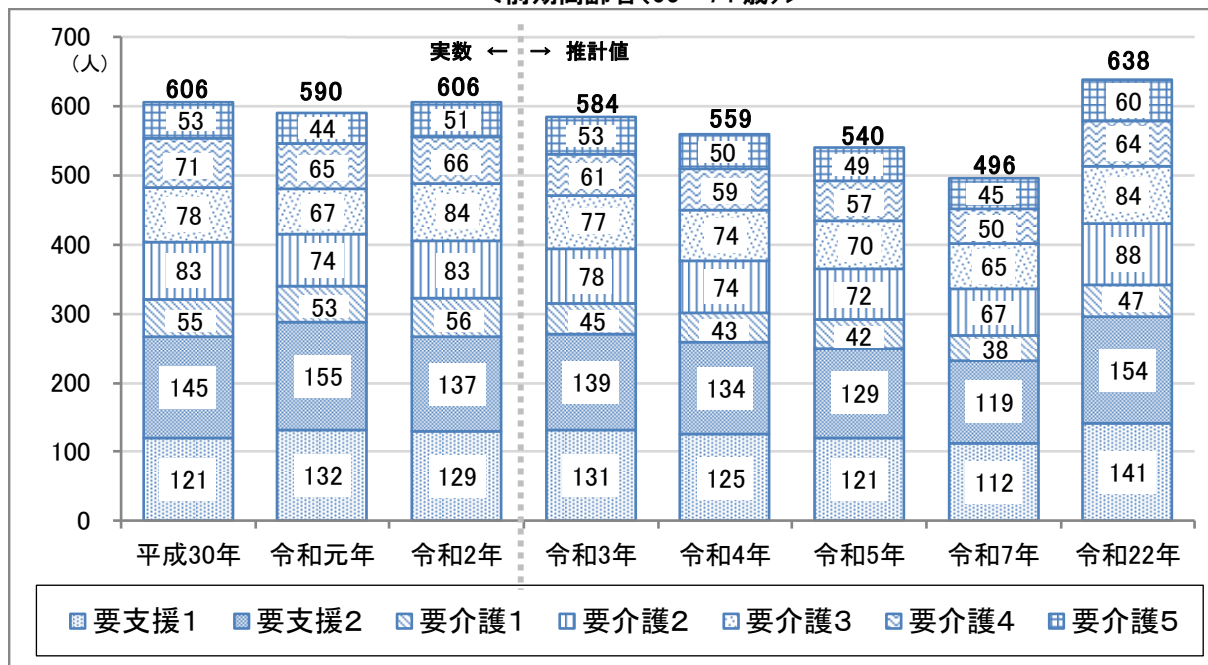
資料：厚労省「介護保険事業報告書」（各年10月末）  
「見える化」システム(令和3年～5年、7年、22年)

図表－6-1 要介護(要支援)認定者数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要介護認定者数 (人)	4,546	4,824	5,030	5,187	5,413	5,654	6,131	8,099
第1号被保険者 (人)	4,421	4,701	4,906	5,056	5,282	5,523	6,000	7,989
第2号被保険者 (人)	125	123	124	131	131	131	131	110
第1号被保険者 の認定率(%)	12.0%	12.6%	13.0%	13.0%	13.5%	14.0%	15.0%	17.2%

前期高齢者の認定者数は、対象人口の減少により今後減少傾向にあります。令和22年には現在と同数程度になることが見込まれます。

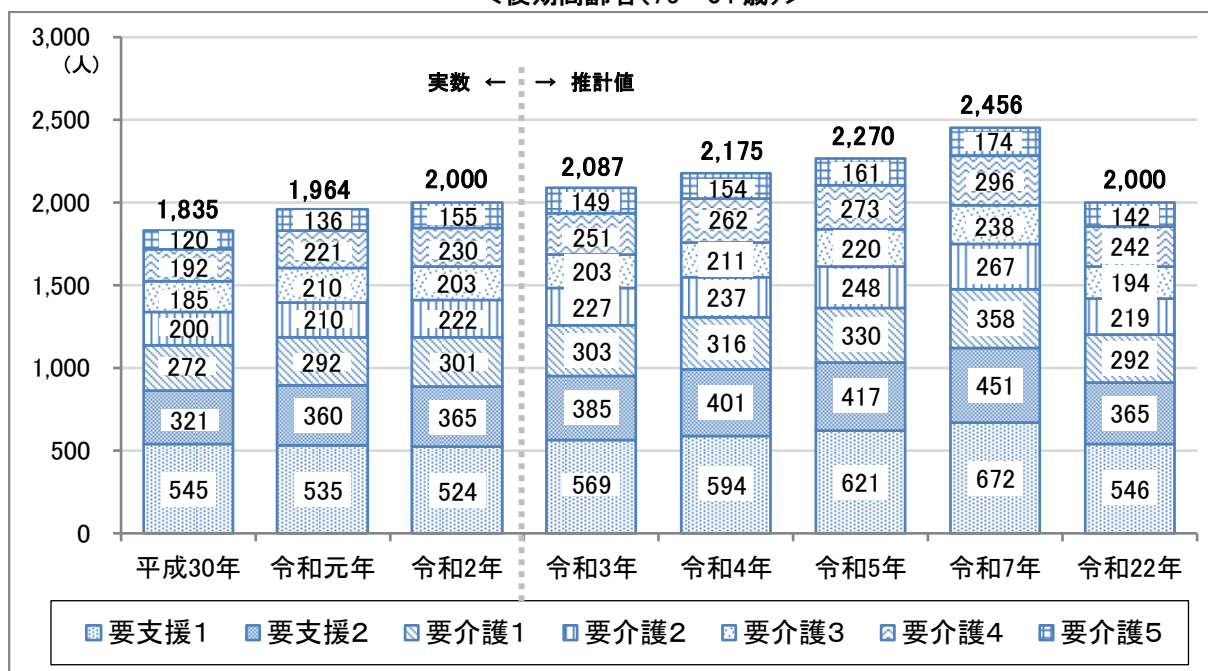
図表-7 要介護(要支援)認定者数の推移 前期・後期別(第1号被保険者のみ)  
 <前期高齢者(65~74歳)>



資料:厚労省「介護保険事業報告書」(各年10月末)  
 「見える化」システム(令和3年~5年、7年、22年)

後期高齢者のうち、84歳以下の認定者の割合は当面は増加するものの、令和22年には現在と同数程度になることが見込まれます。

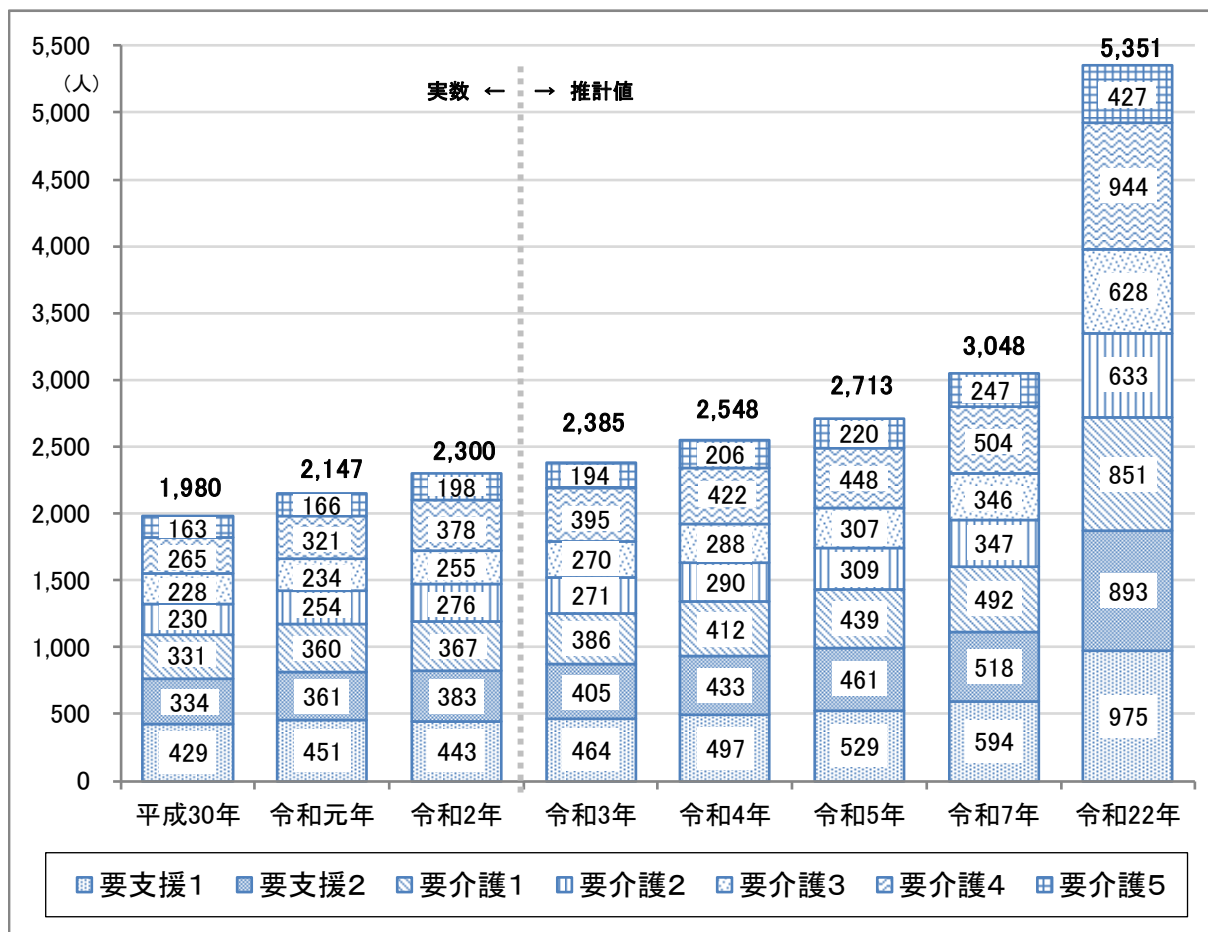
<後期高齢者(75~84歳)>



資料:厚労省「介護保険事業報告書」(各年10月末)  
 「見える化」システム(令和3年~5年、7年、22年)

85歳以上の後期高齢者の認定者の割合は、令和2年では50.6%です。令和22年には大幅に増加するものと見込まれます。

<後期高齢者(85歳以上)>



資料：厚労省「介護保険事業報告書」(各年10月末)  
「見える化」システム(令和3年～5年、7年、22年)

## (2) 認知症高齢者の現状

要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者数は増加傾向にあり、令和2年10月1日時点で2,119人となっています。今後も、高齢化とともに、増加することが見込まれます。

図表－8 認知症高齢者数※

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
認知症高齢者数(人)	1,673	1,978	2,119	2,134	2,273	2,412	2,690	4,775
要介護(要支援)認定者に占める割合(%)	36.8%	41.0%	42.1%	41.1%	42.0%	42.7%	43.9%	59.0%

令和3～5年、令和7年、22年は推計値

資料：小牧市(各年10月1日現在)

※認知症高齢者とは・・・介護認定調査票の日常生活自立度ランク2(日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる)以上と判定された高齢者としています。

### 参考

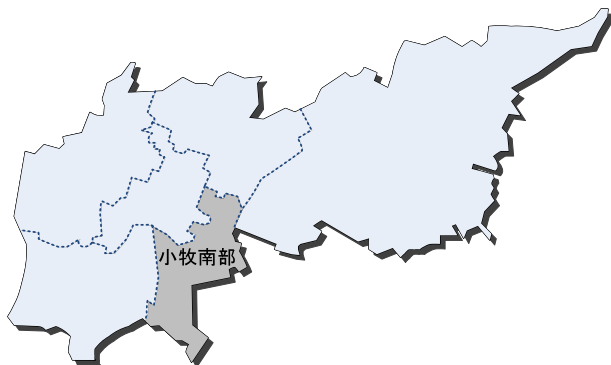
	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
65歳以上の認知症有病者の合計(人)	4,966	5,215	5,464	5,715	5,966	6,217	6,719	7,582
うち正常から軽度	2,145	2,253	2,360	2,469	2,577	2,685	2,902	3,275
うち正常から軽度 中等度	1,909	2,005	2,101	2,197	2,294	2,390	2,583	2,915
うち高度	912	957	1,003	1,049	1,095	1,141	1,233	1,392

資料：厚生省科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究総括研究報告書をもとに推計

認知症有病者数および認知症状の区分は2012年の男女別年齢階級別の認知症有病率、認知症状の区分割合を一定と仮定し、推計

### 3 地域別にみた高齢者の現状と将来予測

#### (1) 小牧南部圏域



市の人口に占める割合は15.9%で、令和2年10月時点の高齢化率は19.6%と、全圏域で一番低くなっています。

全世帯における高齢者のみの世帯の割合は19.1%、単身高齢者の割合は10.4%と、いずれも全圏域で一番低くなっています。

一方、要介護(要支援)認定者数は701人と、全圏域の中で4番目となっています。特に、要介護1~2の割合が26.8%と、全圏域で一番高くなっています。

図表-9 小牧南部圏域の人口、高齢化率、世帯数、要介護(要支援)者数等の推移

実数 ← → 推計値

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
人口(人)	24,109	24,232	24,193	23,646	23,610	23,574	23,502	21,989
65歳以上高齢者数(人)	4,776	4,748	4,753	4,929	4,966	5,002	5,075	5,892
高齢化率(%)	19.8%	19.6%	19.6%	20.8%	21.0%	21.2%	21.6%	26.8%
世帯数(世帯)	10,903	11,090	11,252	11,168	11,202	11,235	11,303	11,135
65歳以上単身高齢者のみの世帯数(世帯)	1,087	1,132	1,175	1,187	1,206	1,226	1,266	1,632
65歳以上の高齢者のみの世帯数(世帯)	2,078	2,119	2,154	2,150	2,158	2,167	2,184	2,520
要支援1・2(人)	276	279	293	297	309	322	348	431
要介護1・2(人)	183	187	188	192	201	211	230	310
要介護3-5(人)	172	191	220	232	242	253	275	386
計(人)	631	657	701	721	753	786	853	1,126

令和3~5年、7年、22年は推計値

資料:各年10月1日現在

図表-10 小牧南部圏域の事業所数

区分	分類	事業所数 (箇所)	定員 (人)
在宅	居宅介護支援	2	-
	通所介護	5	168
	通所リハビリテーション	0	-
	短期入所生活介護	1	9
	短期入所療養介護	0	-
	特定施設入居者生活介護	1	44
施設	介護老人福祉施設	1	100
	介護老人保健施設	0	-
	介護療養型医療施設	0	-
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	-
	認知症対応型通所介護	0	-
	小規模多機能型居宅介護	1	29
	看護小規模多機能型居宅介護	0	-
	認知症対応型共同生活介護	1	18
	介護老人福祉施設入所者生活介護	0	-
	地域密着型通所介護	0	-
その他	有料老人ホーム	3※	87
	サービス付き高齢者向け住宅	0	-
	ケアハウス(軽費老人ホーム)	0	-

※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は再掲  
資料:令和2年10月1日現在

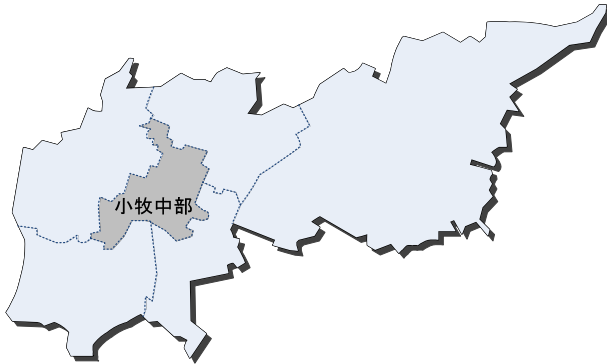
【参考】

	箇所数	病床数 (床)
病院	1	170
診療所	16	28
歯科医院	9	-
薬局	7	-
訪問看護ステーション	3	-

資料:令和2年10月1日現在



## (2) 小牧中部圏域



市の中心部、旧来の市街地を中心とした圏域で、大規模マンション、賃貸アパートなどが多い地区であり、流出入率が高い圏域になっています。

市の人口に占める割合は14.3%で、令和2年10月時点の高齢化率は20.4%と、小牧南部圏域に次いで低くなっています。

全世帯における高齢者のみの世帯の割合は19.7%、単身高齢者の割合11.9%と、いずれも全圏域の中では比較的低くなっています。

要介護（要支援）認定者数は、594人と、全圏域で一番少なくなっています。

図表－11 小牧中部圏域の人口、高齢化率、世帯数、要介護（要支援）者数等の推移

実数 ← → 推計値

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
人口(人)	21,327	21,940	21,850	21,451	21,418	21,386	21,320	19,947
65歳以上高齢者数 (人)	4,336	4,430	4,447	4,604	4,638	4,672	4,740	5,503
高齢化率(%)	20.3%	20.2%	20.4%	21.5%	21.7%	21.8%	22.2%	27.6%
世帯数(世帯)	9,911	10,349	10,413	10,463	10,494	10,526	10,589	10,432
65歳以上単身高齢 者のみの世帯数 (世帯)	1,139	1,191	1,239	1,236	1,256	1,277	1,318	1,700
65歳以上の高齢者 のみの世帯数 (世帯)	1,916	1,989	2,056	2,031	2,039	2,047	2,063	2,381
要支援1・2(人)	239	256	244	256	267	279	301	372
要介護1・2(人)	146	154	155	166	174	182	199	268
要介護3－5(人)	164	173	195	200	209	218	237	333
計(人)	549	583	594	623	650	679	737	973

令和3～5年、7年、22年は推計値

資料：各年10月1日現在

図表-12 小牧中部圏域の事業所数

区分	分類	事業所数 (箇所)	定員 (人)
在宅	居宅介護支援	8	-
	通所介護	3	80
	通所リハビリテーション	1	40
	短期入所生活介護	0	-
	短期入所療養介護	1	2
	特定施設入居者生活介護	0	-
施設	介護老人福祉施設	0	-
	介護老人保健施設	1	105
	介護療養型医療施設	0	-
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	-
	認知症対応型通所介護	1	3
	小規模多機能型居宅介護	1	29
	看護小規模多機能型居宅介護	0	-
	認知症対応型共同生活介護	1	18
	介護老人福祉施設入所者生活介護	0	-
	地域密着型通所介護	0	-
その他	有料老人ホーム	2	68
	サービス付き高齢者向け住宅	0	-
	ケアハウス(軽費老人ホーム)	0	-

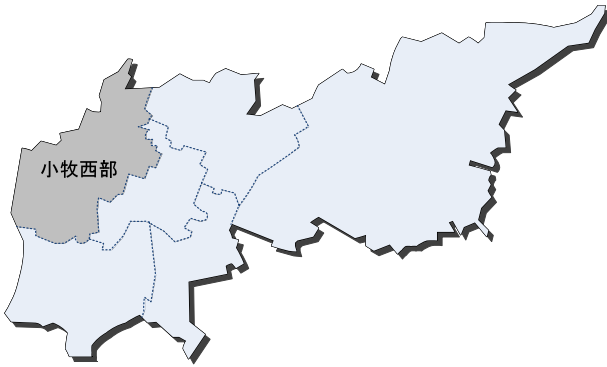
資料:令和2年10月1日現在

【参考】

	箇所数	病床数 (床)
病院	0	-
診療所	25	80
歯科医院	19	-
薬局	13	-
訪問看護ステーション	4	-

資料:令和2年10月1日現在

### (3) 小牧西部圏域



幹線道路が集まり、工場や倉庫が多く立地する圏域です。

市の人口に占める割合は13.2%で、令和2年10月現在の高齢化率は23.9%、全世帯における高齢者のみの世帯の割合は21.7%となっています。一方、高齢者数のうち単身高齢者の割合は22.2%となっています。

また、要介護（要支援）認定者数は、605人で、要介護3～5の割合が35.5%と全圏域で一番高くなっています。

小牧中部圏域と合わせて「小牧地域包括支援センター」の担当地区となっています。

図表－13 小牧西部圏域の人口、高齢化率、世帯数、要介護（要支援）者数等の推移  
実数 ← → 推計値

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
人口(人)	20,299	20,294	20,147	19,762	19,732	19,702	19,641	18,377
65歳以上高齢者数(人)	4,756	4,779	4,824	4,998	5,035	5,071	5,145	5,974
高齢化率(%)	23.4%	23.5%	23.9%	25.3%	25.5%	25.7%	26.2%	32.5%
世帯数(世帯)	9,274	9,406	9,461	9,497	9,525	9,554	9,612	9,469
65歳以上単身高齢者のみの世帯数(世帯)	961	996	1,072	1,069	1,086	1,104	1,140	1,470
65歳以上の高齢者のみの世帯数(世帯)	1,932	1,979	2,050	2,034	2,042	2,050	2,067	2,384
要支援1・2(人)	225	233	239	245	255	266	288	356
要介護1・2(人)	138	134	151	156	163	171	186	251
要介護3～5(人)	175	199	215	225	234	245	266	373
計(人)	538	566	605	626	653	682	740	980

令和3～5年、7年、22年は推計値  
資料：各年10月1日現在

図表-14 小牧西部圏域の事業所数

区分	分類	事業所数 (箇所)	定員 (人)
在宅	居宅介護支援	1	-
	通所介護	2	72
	通所リハビリテーション	1	50
	短期入所生活介護	0	-
	短期入所療養介護	1	1
	特定施設入居者生活介護	0	-
施設	介護老人福祉施設	0	-
	介護老人保健施設	1	95
	介護療養型医療施設	0	-
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	-
	認知症対応型通所介護	0	-
	小規模多機能型居宅介護	1	29
	看護小規模多機能型居宅介護	0	-
	認知症対応型共同生活介護	2	36
	介護老人福祉施設入所者生活介護	1	29
	地域密着型通所介護	1	10
その他	有料老人ホーム	5	123
	サービス付き高齢者向け住宅	3	82 戸
	ケアハウス(軽費老人ホーム)	0	-

※サービス付き高齢者向け住宅の単位は戸

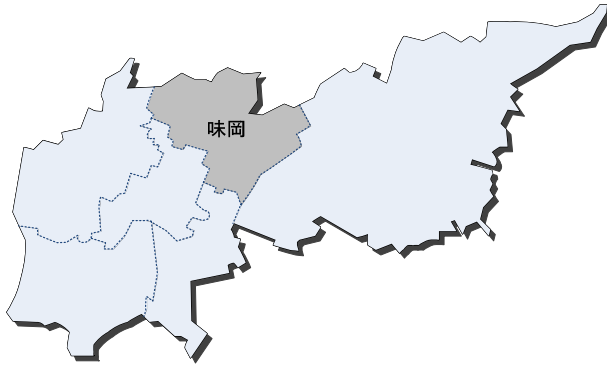
資料:令和2年10月1日現在

【参考】

	箇所数	病床数 (床)
病院	1	120
診療所	3	-
歯科医院	3	-
薬局	2	-
訪問看護ステーション	3	-

資料:令和2年10月1日現在

## (4) 味岡圏域



高度経済成長期を中心に開発された団地が多く、人口がもっとも多い圏域です。

市の人口に占める割合は22.2%で、高齢者数も増加傾向にあり、単身高齢者の人数は全圏域で一番多くなっています。

令和2年10月現在、高齢化率は25.0%、全世帯における高齢者のみの世帯の割合は25.0%となっています。一方、高齢者数のうち単身高齢者の割合は21.9%となっています。

また、要介護（要支援）認定者数は、1,064人で、要介護3～5の割合が32.0%となっています。

図表－15 味岡圏域の人口、高齢化率、世帯数、要介護（要支援）者数等の推移  
実数 ← → 推計値

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
人口(人)	33,832	33,720	33,775	33,046	32,996	32,945	32,844	30,730
65歳以上高齢者数 (人)	8,340	8,380	8,443	8,753	8,817	8,881	9,010	10,461
高齢化率(%)	24.7%	24.9%	25.0%	26.5%	26.7%	27.0%	27.4%	34.0%
世帯数(世帯)	14,575	14,699	14,853	14,862	14,907	14,952	15,042	14,819
65歳以上単身高齢 者のみの世帯数 (世帯)	1,719	1,788	1,853	1,870	1,901	1,932	1,994	2,572
65歳以上の高齢者 のみの世帯数 (世帯)	3,549	3,620	3,720	3,713	3,728	3,742	3,772	4,352
要支援1・2(人)	398	428	449	454	473	493	533	659
要介護1・2(人)	273	278	274	269	281	295	321	433
要介護3～5(人)	279	290	341	345	360	376	408	573
計(人)	950	996	1,064	1,068	1,114	1,164	1,262	1,665

令和3～5年、7年、22年は推計値  
資料：各年10月1日現在

図表-16 味岡圏域の事業所数

区分	分類	事業所数 (箇所)	定員 (人)
在宅	居宅介護支援	6	-
	通所介護	6	248
	通所リハビリテーション	0	-
	短期入所生活介護	3	68
	短期入所療養介護	0	-
	特定施設入居者生活介護	1	30
施設	介護老人福祉施設	1	100
	介護老人保健施設	0	-
	介護療養型医療施設	0	-
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	-
	認知症対応型通所介護	1	12
	小規模多機能型居宅介護	1	29
	看護小規模多機能型居宅介護	0	-
	認知症対応型共同生活介護	2	27
	介護老人福祉施設入所者生活介護	1	29
	地域密着型通所介護	0	-
その他	有料老人ホーム	2※	60
	サービス付き高齢者向け住宅	0	-
	ケアハウス(軽費老人ホーム)	0	-

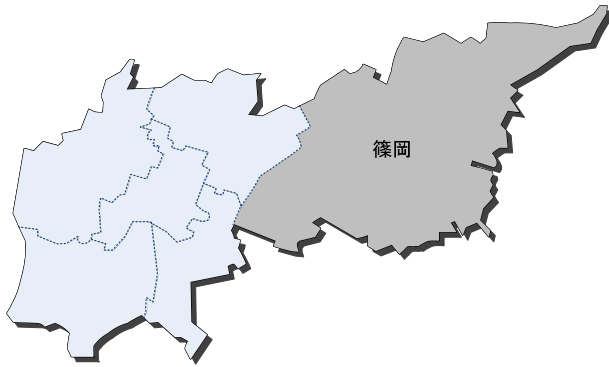
※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は再掲  
資料:令和2年10月1日現在

【参考】

	箇所数	病床数 (床)
病院	0	-
診療所	16	14
歯科医院	14	-
薬局	6	-
訪問看護ステーション	0	-

資料:令和2年10月1日現在

## (5) 篠岡圏域



桃花台と、それを取り囲む旧来からの集落により構成される圏域で、味岡圏域に次ぎ二番目に人口が多い圏域です。市の人口に占める割合は21.5%で、高齢者数、高齢化率共に、全圏域で一番高くなっています。

令和2年10月現在、高齢化率は29.7%、全世帯における高齢者のみの世帯の割合は29.5%となっています。一方、高齢者数のうち単身高齢者の割合は18.8%となっています。

また、要介護（要支援）認定者数は、1,087人で、要介護3～5の割合が32.4%となっています。

図表－17 篠岡圏域の人口、高齢化率、世帯数、要介護(要支援)者数等の推移

実数 ← → 推計値

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
人口(人)	33,654	33,222	32,741	32,191	32,142	32,093	31,994	29,935
65歳以上高齢者数 (人)	9,176	9,475	9,735	10,049	10,123	10,197	10,345	12,010
高齢化率(%)	27.3%	28.5%	29.7%	31.2%	31.5%	31.8%	32.3%	40.1%
世帯数(世帯)	13,694	13,772	13,799	13,866	13,908	13,950	14,034	13,826
65歳以上単身高齢 者のみの世帯数 (世帯)	1,665	1,735	1,828	1,852	1,882	1,913	1,975	2,547
65歳以上の高齢者 のみの世帯数 (世帯)	3,700	3,887	4,065	4,050	4,066	4,082	4,115	4,748
要支援1・2(人)	446	474	445	460	480	500	540	668
要介護1・2(人)	259	284	290	299	313	328	357	482
要介護3～5(人)	322	341	352	367	383	400	435	610
計(人)	1,027	1,099	1,087	1,126	1,176	1,228	1,332	1,760

令和3～5年、7年、22年は推計値

資料：各年10月1日現在

図表-18 篠岡圏域の事業所数

区分	分類	事業所数 (箇所)	定員 (人)
在宅	居宅介護支援	6	-
	通所介護	5	145
	通所リハビリテーション	0	-
	短期入所生活介護	2	40
	短期入所療養介護	0	-
	特定施設入居者生活介護	1	100
施設	介護老人福祉施設	2	180
	介護老人保健施設	0	-
	介護療養型医療施設	0	-
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	-
	認知症対応型通所介護	0	-
	小規模多機能型居宅介護	1	29
	看護小規模多機能型居宅介護	1	29
	認知症対応型共同生活介護	2	27
	介護老人福祉施設入所者生活介護	0	-
	地域密着型通所介護	2	28
その他	有料老人ホーム	5	295
	サービス付き高齢者向け住宅	0	-
	ケアハウス(軽費老人ホーム)	1※	100

※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設のため再掲  
資料:令和2年10月1日現在

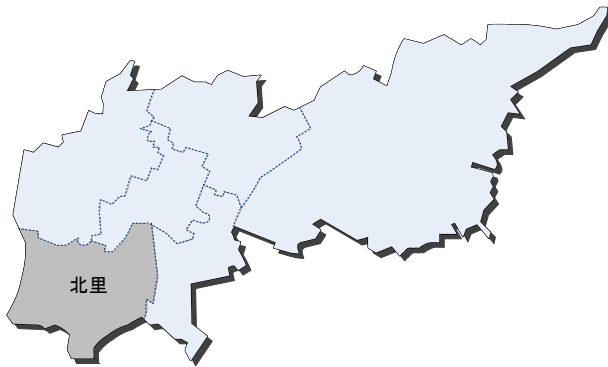
【参考】

	箇所数	病床数 (床)
病院	0	-
診療所	22	-
歯科医院	12	-
薬局	8	-
訪問看護ステーション	1	-

資料:令和2年10月1日現在



## (6) 北里圏域



旧来の集落により構成される圏域です。市の人口に占める割合は13.0%で、令和2年10月現在、高齢化率は27.5%、全世帯における高齢者のみの世帯の割合は26.2%となっています。一方、高齢者数のうち単身高齢者の割合は21.7%となっています。

また、要介護（要支援）認定者数は、707人で、要介護3～5の割合が31.5%となっています。

図表－19 北里圏域の人口、高齢化率、世帯数、要介護(要支援)者数等の推移

実数 ← → 推計値

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
人口(人)	19,737	19,775	19,770	19,448	19,418	19,388	19,329	18,085
65歳以上高齢者数 (人)	5,406	5,453	5,439	5,649	5,691	5,732	5,815	6,752
高齢化率(%)	27.4%	27.6%	27.5%	29.0%	29.3%	29.6%	30.1%	37.3%
世帯数(世帯)	8,781	8,880	8,970	9,015	9,043	9,070	9,124	8,989
65歳以上単身高齢 者のみの世帯数 (世帯)	1,107	1,158	1,182	1,208	1,228	1,248	1,288	1,662
65歳以上の高齢者 のみの世帯数 (世帯)	2,246	2,317	2,351	2,357	2,367	2,376	2,395	2,763
要支援1・2(人)	263	288	300	316	330	344	371	459
要介護1・2(人)	152	163	184	178	186	195	212	286
要介護3～5(人)	193	214	223	231	241	252	273	384
計(人)	608	665	707	725	757	790	857	1,130

令和3～5年、7年、22年は推計値

資料：各年10月1日現在

図表-20 北里圏域の事業所数

区分	分類	事業所数 (箇所)	定員 (人)
在宅	居宅介護支援	4	-
	通所介護	2	50
	通所リハビリテーション	0	-
	短期入所生活介護	1	20
	短期入所療養介護	1	2
	特定施設入居者生活介護	0	-
施設	介護老人福祉施設	1	80
	介護老人保健施設	0	-
	介護療養型医療施設	0	-
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	-
	認知症対応型通所介護	1	12
	小規模多機能型居宅介護	2	44
	看護小規模多機能型居宅介護	0	-
	認知症対応型共同生活介護	2	27
	介護老人福祉施設入所者生活介護	0	-
	地域密着型通所介護	0	-
その他	有料老人ホーム	1	31
	サービス付き高齢者向け住宅	1	10戸
	ケアハウス(軽費老人ホーム)	1	17

※サービス付き高齢者向け住宅の単位は戸

資料:令和2年10月1日現在

【参考】

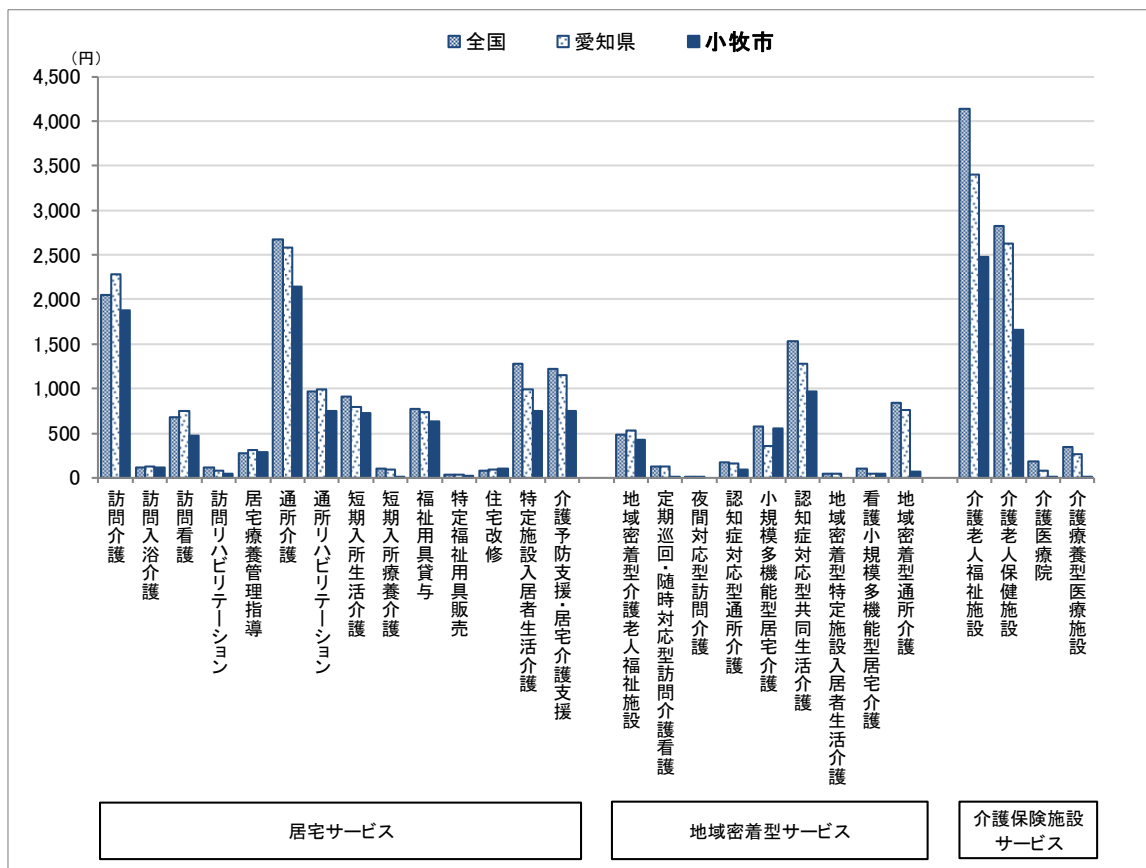
	箇所数	病床数 (床)
病院	1	520
診療所	15	19
歯科医院	8	-
薬局	18	-
訪問看護ステーション	3	-

資料:令和2年10月1日現在

## 4 介護保険サービスの利用状況

第1号被保険者1人あたりのサービス種類別の給付月額をみると、ほとんどのサービスにおいて、全国・愛知県の給付月額を下回っています。

図表-21 第1号被保険者1人あたり給付月額(サービス種類別)



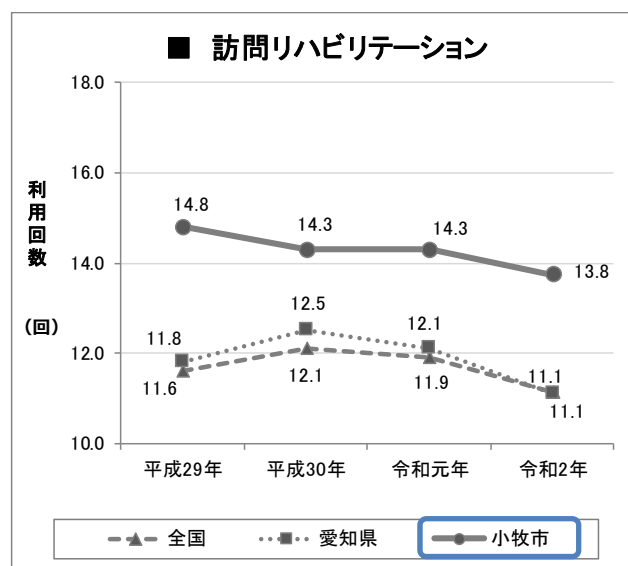
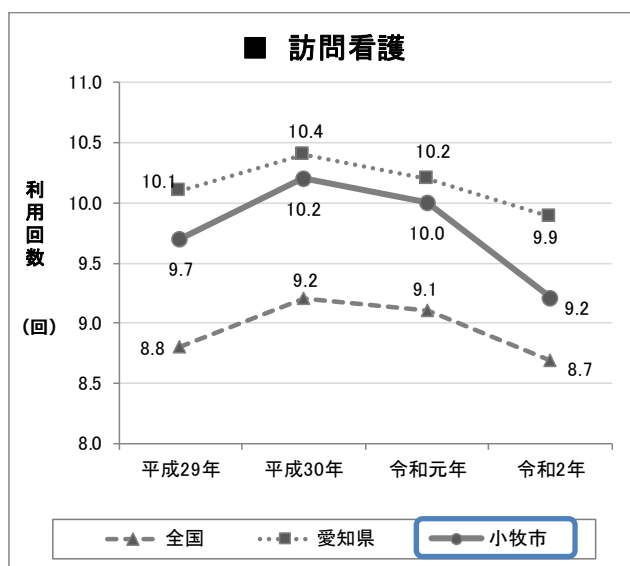
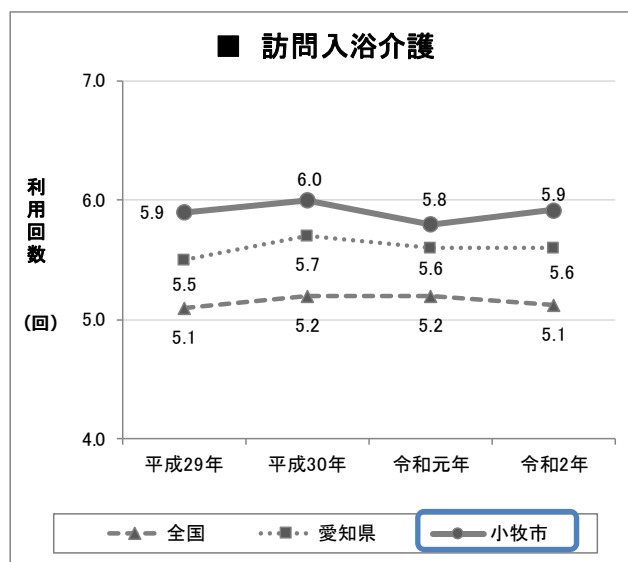
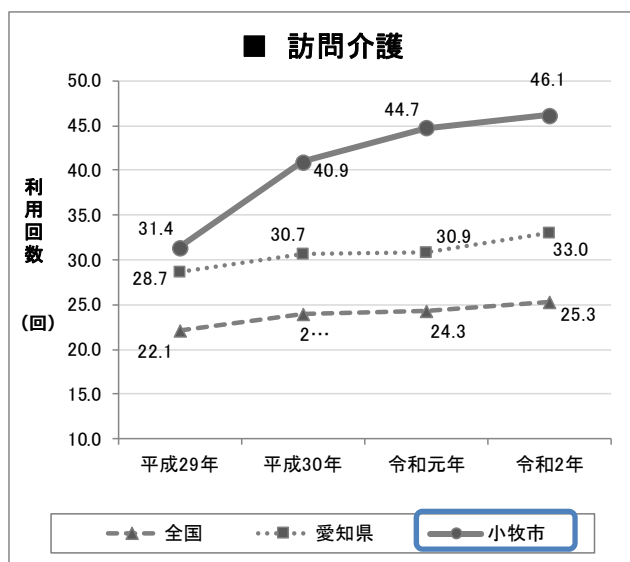
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(令和2年(2020年)10月)

図表-21 小牧市の要介護度別のサービス利用率(令和2年10月)

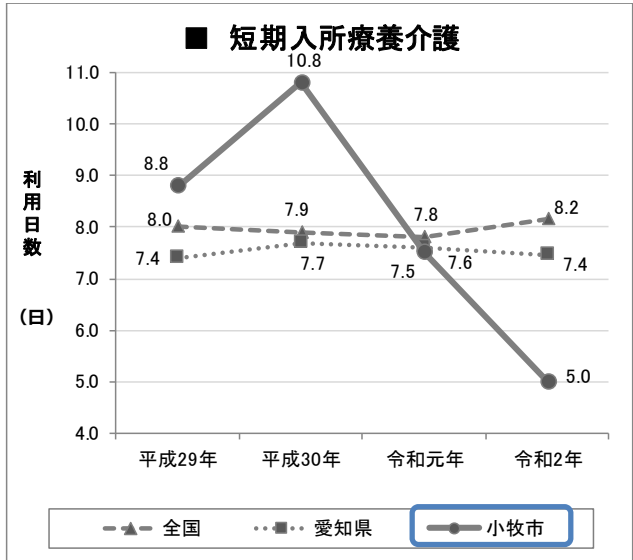
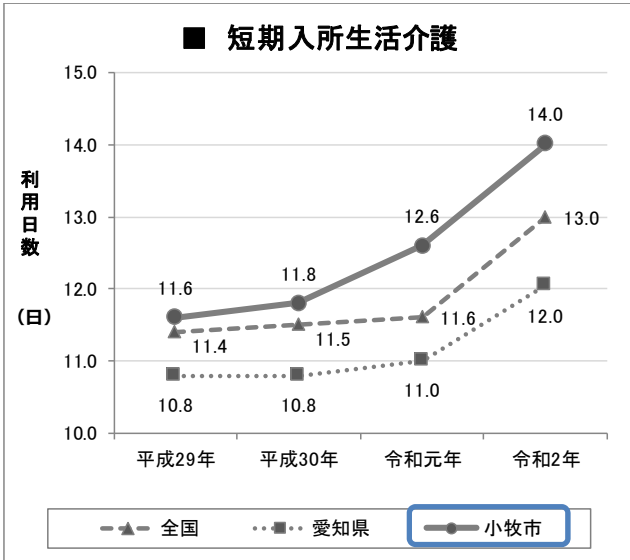
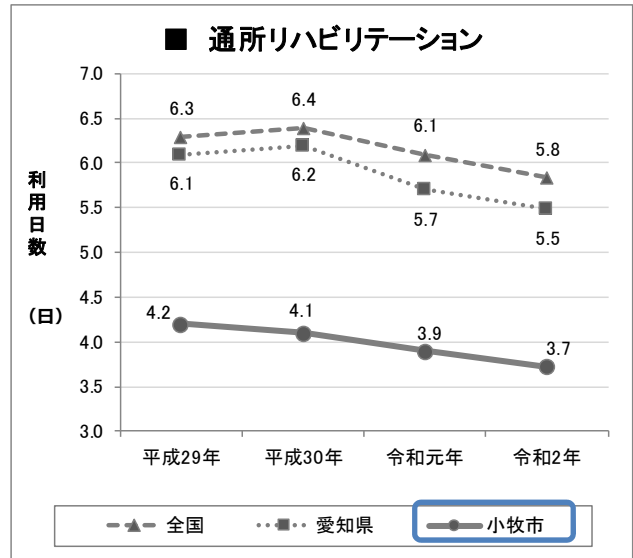
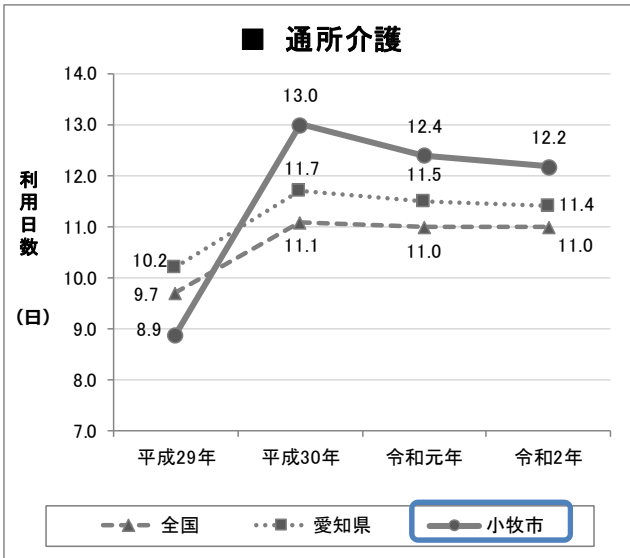
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護			15.4	20.8	15.2	22.4	23.5
訪問入浴介護	0.0	0.1	0.1	0.5	1.8	3.0	6.3
訪問看護	4.0	10.7	5.6	10.3	11.8	15.8	16.3
訪問リハビリテーション	0.5	1.4	0.4	1.3	2.0	1.0	1.0
居宅療養管理指導	6.8	11.6	24.3	29.6	22.4	29.0	38.8
通所介護			42.5	36.5	23.7	16.8	13.3
通所リハビリテーション	12.2	19.8	8.3	11.6	7.7	6.1	1.7
短期入所生活介護	0.2	2.2	5.8	10.0	7.7	6.2	7.3
福祉用具貸与	27.3	49.5	21.6	54.8	42.5	37.4	39.6

主な居宅サービスについて受給者1人あたりの利用回数・日数をみると、令和2年では訪問介護、訪問リハビリテーションなどの訪問系サービスが全国、愛知県を上回っています。また、通所介護、短期入所生活介護も全国、愛知県を上回っています。

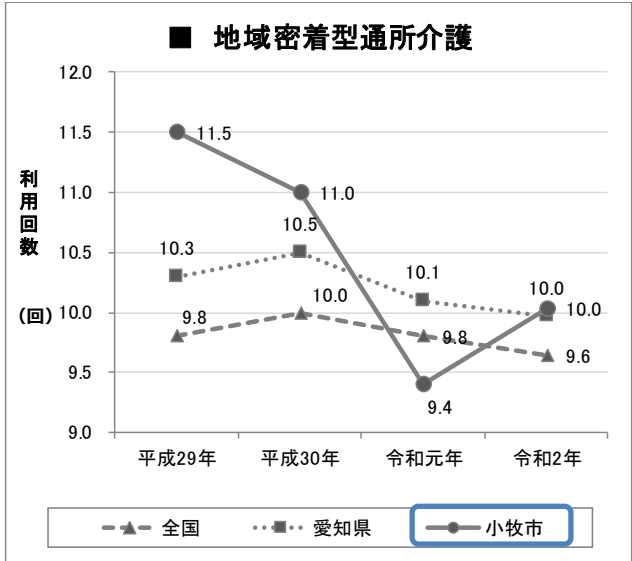
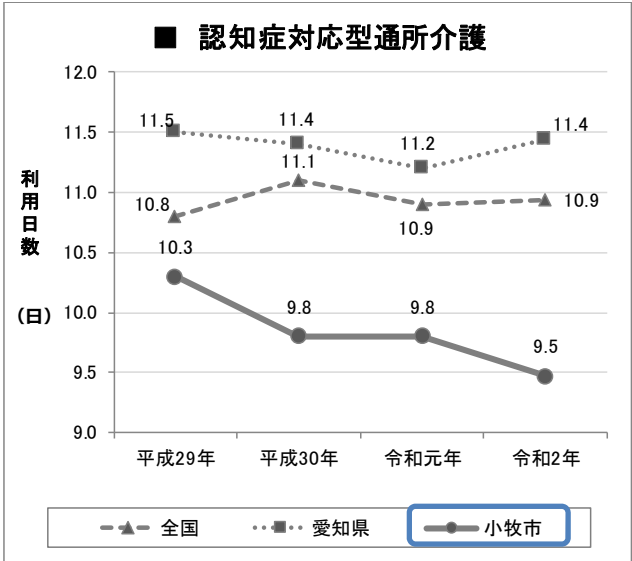
図表-22 受給者1人あたり利用回数・日数



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年10月）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年10月）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年10月）

## 5 高齢者実態調査、介護保険事業所実態調査の概要

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

この調査は、令和3年度を初年度とする第8次小牧市高齢者保健福祉計画を策定するにあたって、市民の生活状況や要望、介護保険事業所の状況等を把握し、計画の基礎資料とするものです。なお、同様の調査は、3年ごとに実施しています。

#### ② 調査対象

一般高齢者実態調査：65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない方2,000人を無作為に抽出

介護保険認定者実態調査（郵送調査）：介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方1,000人を無作為に抽出

介護保険認定者実態調査（面接調査）：介護保険の要介護（要支援）認定を受けており、対象期間に更新申請された方629人

介護保険事業所実態調査：市内のサービス事業者連絡会加入事業所、特定施設及び包括支援センターの計115施設

#### ③ 調査期間

一般高齢者実態調査	令和2年1月1日を基準日とし、令和2年1月17日から2月20日にかけて調査しました。
介護保険認定者実態調査（郵送調査）	
介護保険認定者実態調査（面接調査）	令和元年5月から10月にかけて調査しました。
介護保険事業所実態調査	令和2年3月5日から3月16日にかけて調査しました。

#### ④ 調査方法

一般高齢者実態調査	郵送による配布、回収
介護保険認定者実態調査（郵送調査）	
介護保険認定者実態調査（面接調査）	調査員の聞き取りによる
介護保険事業所実態調査	郵送による配布、メールまたはFAXで回収

## ⑤ 回収状況

	配布数	回収数	無効票	有効票	回収率
一般高齢者	2,000	1,375	0	1,375	68.8%
介護保険認定者 (郵送調査)	1,000	561	0	561	56.1%
介護保険認定者 (面接調査)	629	629	2	627	100%
介護保険事業所	115	90	1	89	77.4%

## ⑥ 調査結果の表示方法

回答結果は、有効サンプル数に対して、小数点第2位を四捨五入したそれぞれの割合を示しています。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。

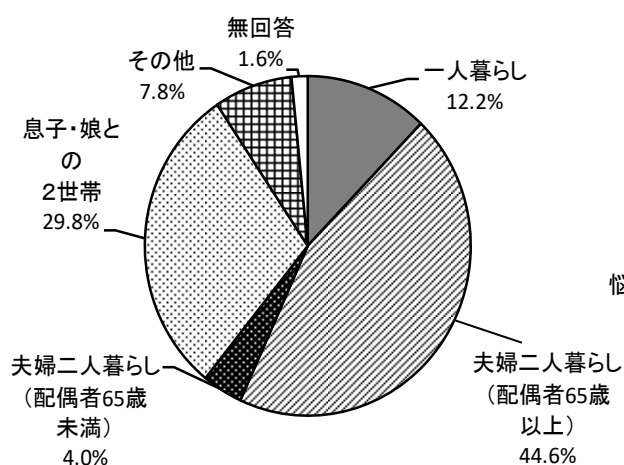
## (2) 一般高齢者実態調査の結果と課題

### ① 生活の状況

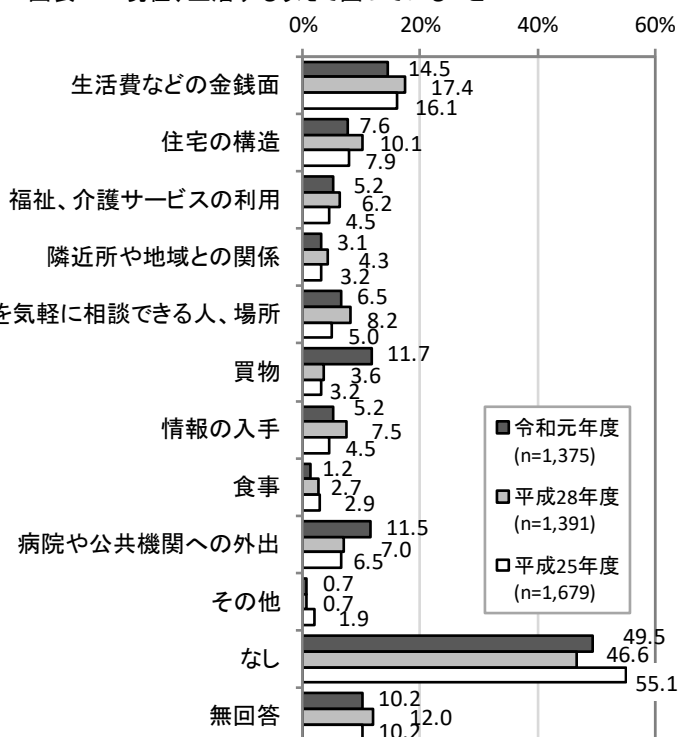
一般高齢者の一人暮らしが約12%、夫婦とも高齢者である二人暮らしが約45%であり、高齢者のみの世帯は約57%と半数以上を占めています。(図表-1)。

現在、生活するうえで約40%の人が何らかの困りごとがあるとおり、「生活費などの金銭面」(14.5%)、「買物」(11.7%)「病院や公共機関への外出」(11.5%)が高くなっています。また、前回、前々回調査より、「買物」「病院や公共機関への外出」が高くなっています(図表-2)。

図表-1 家族構成 (n=1,375)



図表-2 現在、生活するうえで困っていること

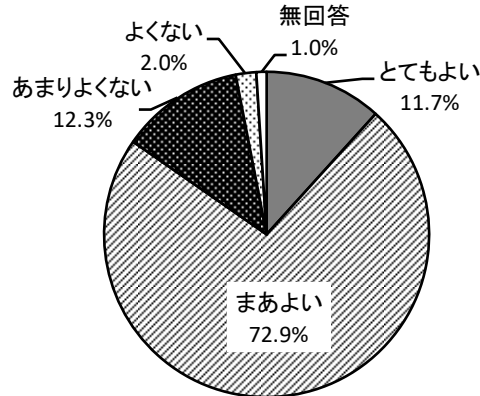




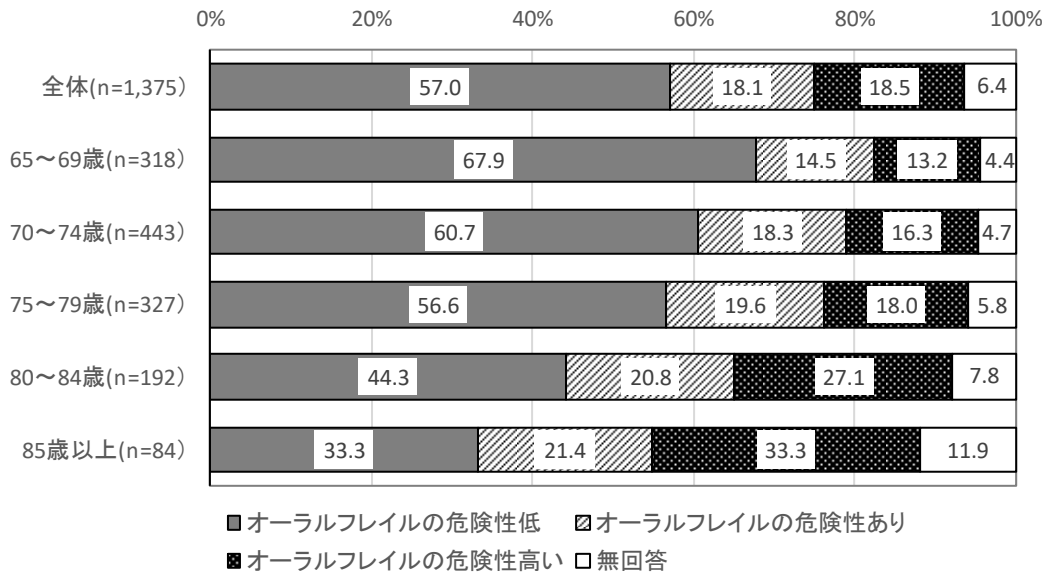
## ② 健康状態や健康についての関心

現在の健康状態は約 85%の人がよい（とてもよい+まあよい）としています。一方で、オーラルフレイルの危険性が高い人が 80 代以上で 3 割程度います。また、この 1 か月間で「気が沈んだり、ゆううつな気持ちになったり」、「物事に興味がわかない、楽しめない」という人も 1～2 割程度みられます（図表-3, 4, 5）。

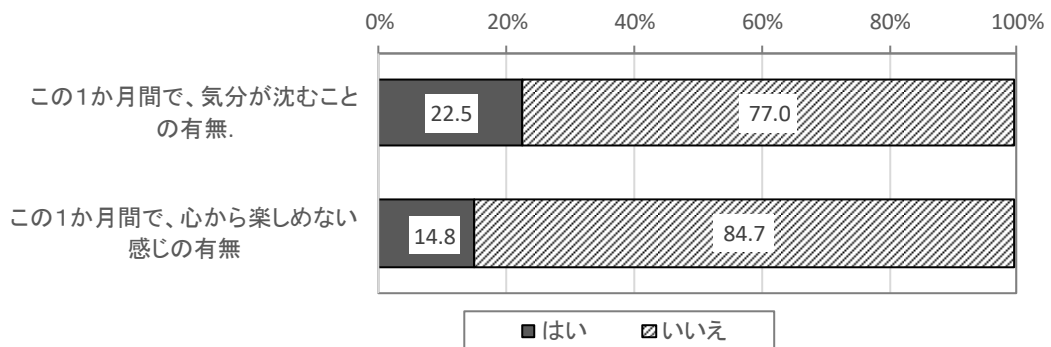
図表- 3 現在の健康状態 (n=1,375)



図表- 4 オーラルフレイルの状況 (n=1,375)

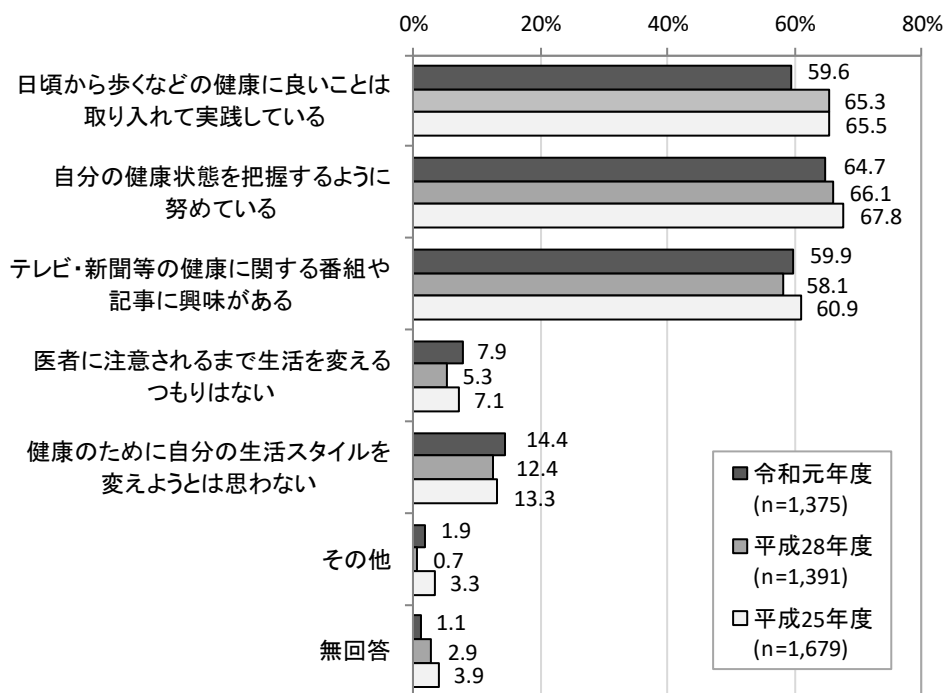


図表- 5 この 1 か月間、「気が沈んだり、ゆううつな気持ちになった」、「物事に対して興味がわかない、楽しめないこと」の有無 (n=1,375)



日頃から歩くなどの健康に良いことは取り入れて実践している人が約 60%、自分の健康状態を把握するように努めている人が約 65%となっており、健康に対する関心が高い人が多い一方で、健康のために自分の生活スタイルを変えようとは思わない人が 14.4%いるなど、健康に対する意識の二極化が進んでいることがうかがえます（図表-6）。

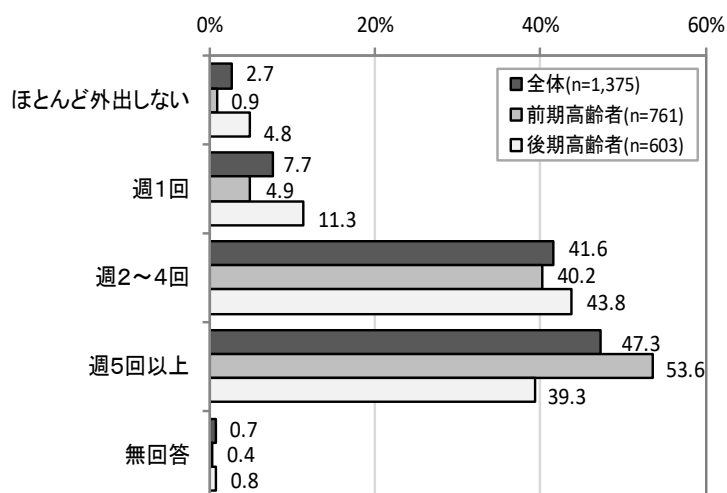
図表-6 健康についての考え方（複数回答）



### ③ 暮らし向きや生きがい

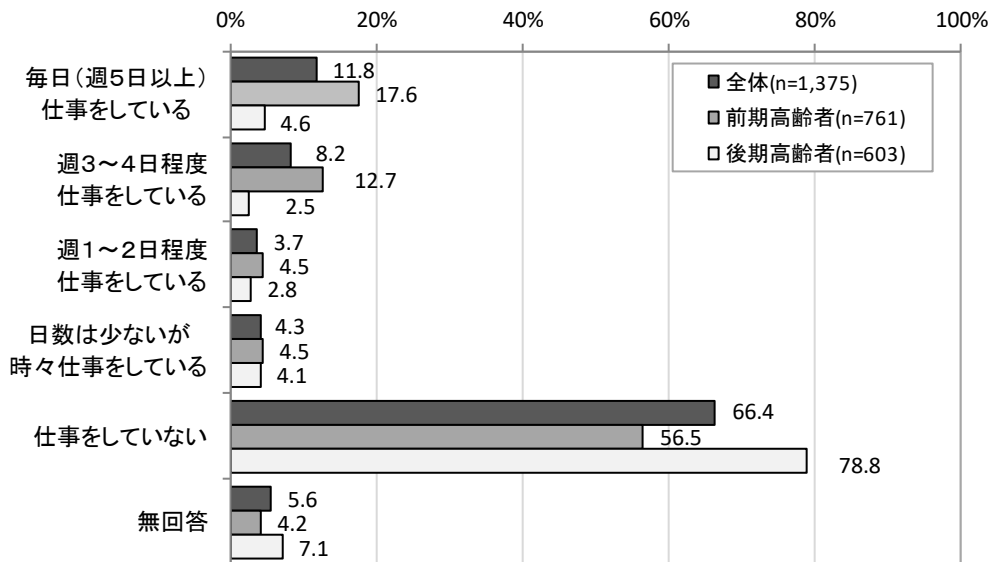
一般高齢者では半数弱の人は週5回以上外出しています。一方で、後期高齢者の約 5%がほとんど外出しないとしており、昨年度に比べて外出回数が減っている後期高齢者が約 20%います（図表-7）。

図表-7 1週間あたりの外出頻度



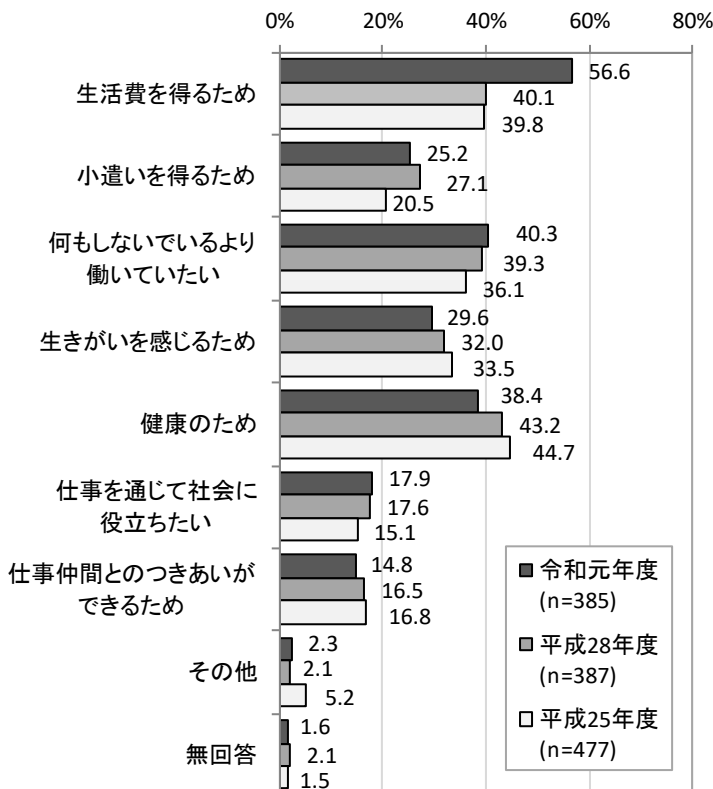
何らかの仕事をしている人は一般高齢者の内 28%であり、特に前期高齢者では約 40%にのぼります。さらに前期高齢者は毎日仕事をしている人が多いです（図表-8）。

図表-8 収入を得る仕事の有無

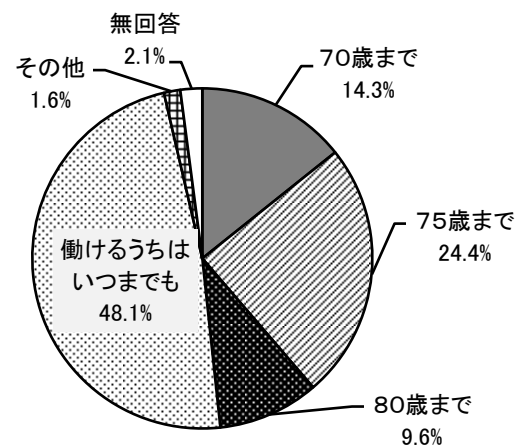


仕事をしている理由として、生活費を得るためとする人(約 57%)が前回調査に比べて大幅に増加しています。また、現在働いている人では、「働けるうちはいつまでも」働きたい人が半数近くとなっています(図表-9,10)。

図表-9 働いている理由(3つまで)

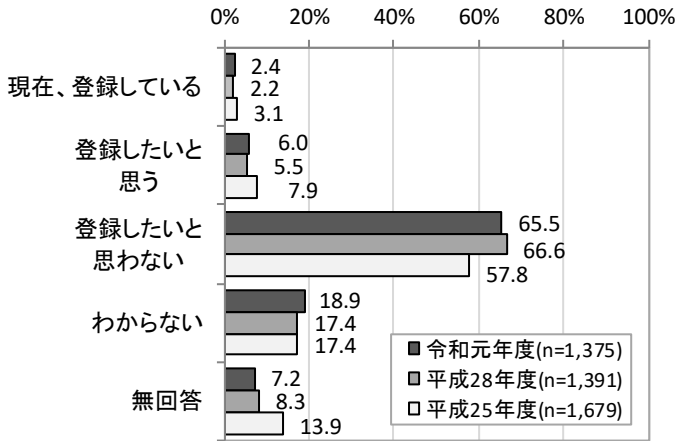


図表-10 何歳まで働きたいか (n=385)

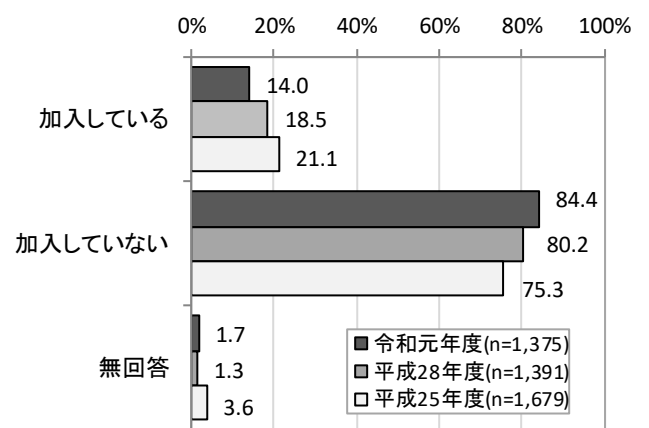


シルバー人材センターに登録しているのは約2%、老人クラブへの加入者は14%、特に老人クラブに加入している割合が減少しています(図表-11,12)。

図表-11 シルバー人材センターへの登録状況

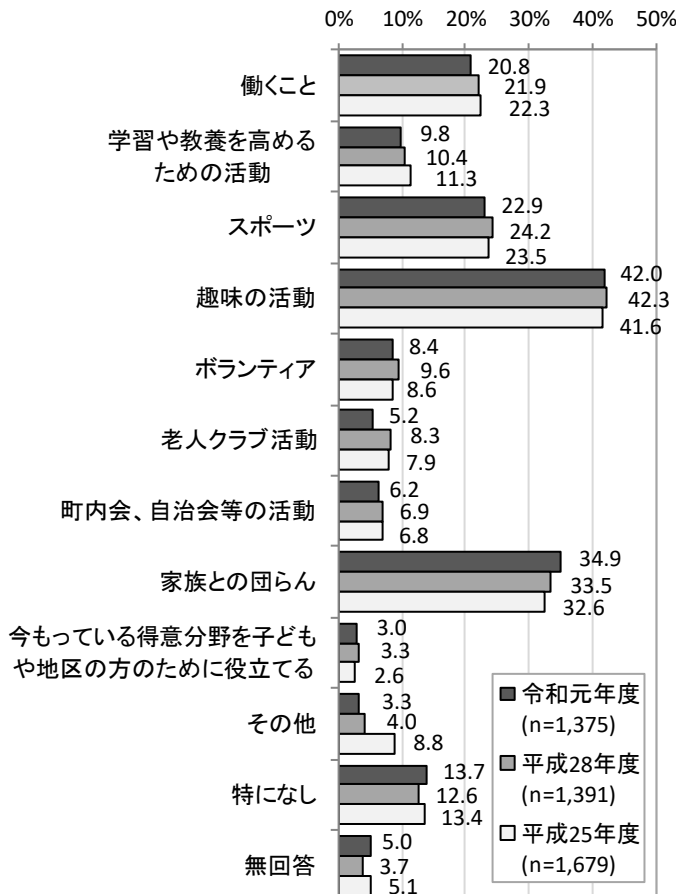


図表-12 老人クラブの加入の有無

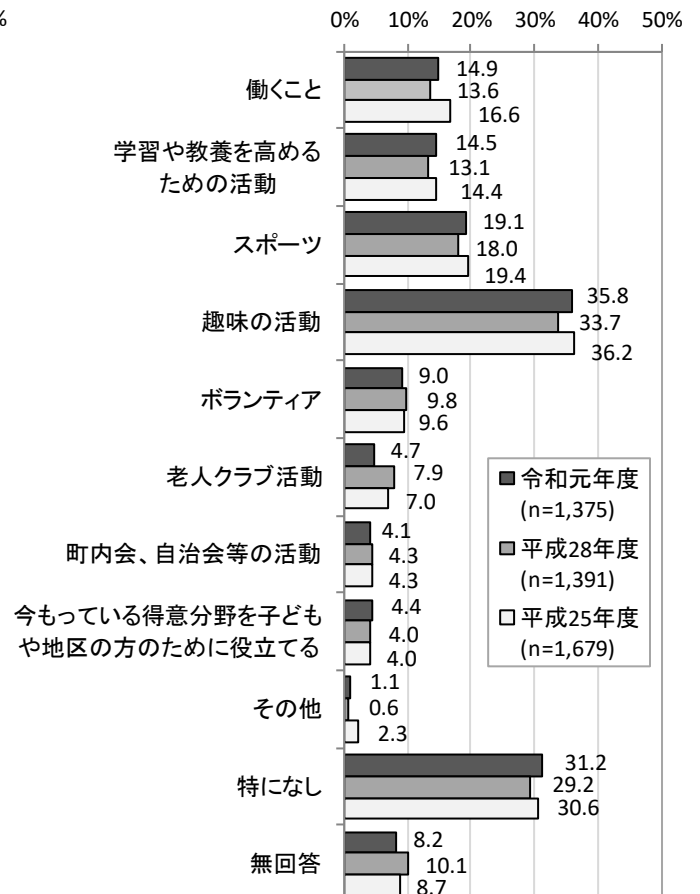


楽しみや生きがいとしては、前回調査同様、趣味の活動(約42%)、家族との団らん(約35%)などをあげる人が多くなっています。今後やってみたいこととしては、前回と同様に趣味の活動(約36%)、スポーツ(約19%)などが上位にあがっています(図表-13,14)。

図表-13 楽しみや生きがいを感じていること(複数回答)



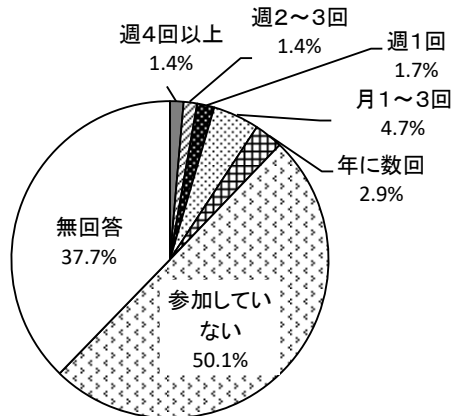
図表-14 今後、やってみたいこと(複数回答)



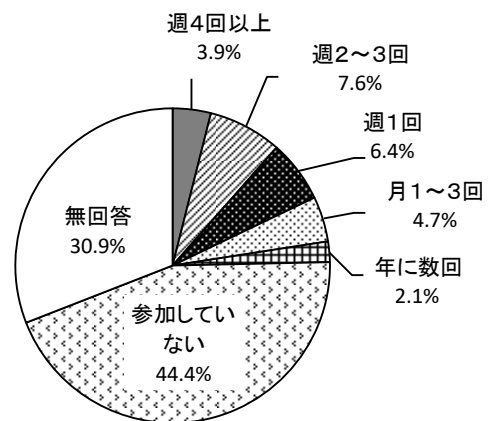
さまざまな会・グループへの参加状況について、参加している人の割合が高いのは、趣味関係のグループ（約 28%）、町内会、自治会（約 27%）、スポーツ関係のグループやクラブ（約 25%）となっています。また、住民主体の健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向があるのは約 61%、そのグループ活動への企画・運営としての参加意向があるのは約 32%となっています（図表-15,16）。

図表- 15 会・グループ等の参加の頻度 (n=1,375)

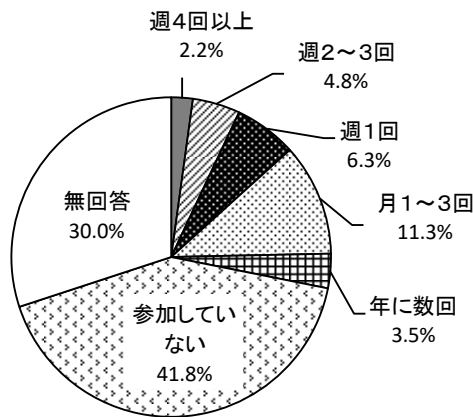
① ボランティアのグループ



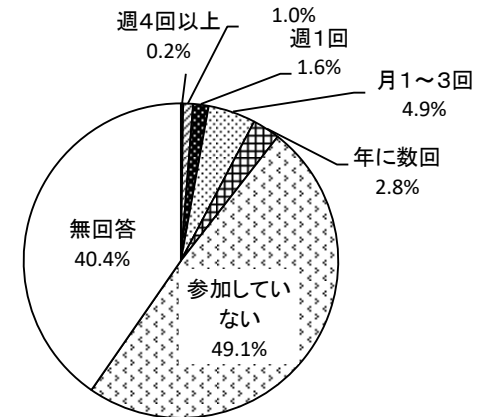
② スポーツ関係のグループやクラブ



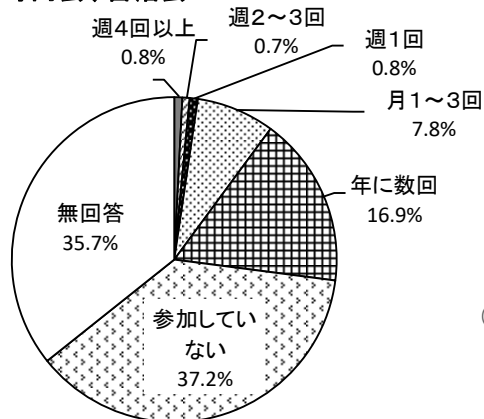
③ 趣味関係のグループ



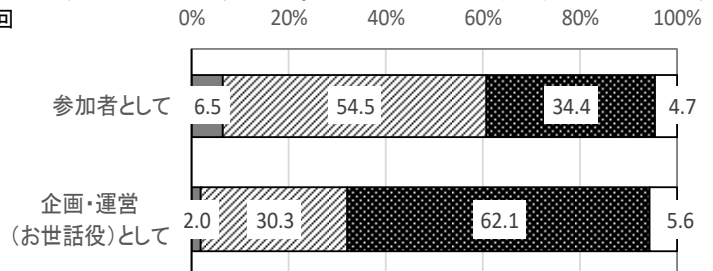
④ 学習・教養サークル



⑤ 町内会、自治会



図表- 16 住民主体の健康づくりや趣味の活動の参加意向 (n=1,375)

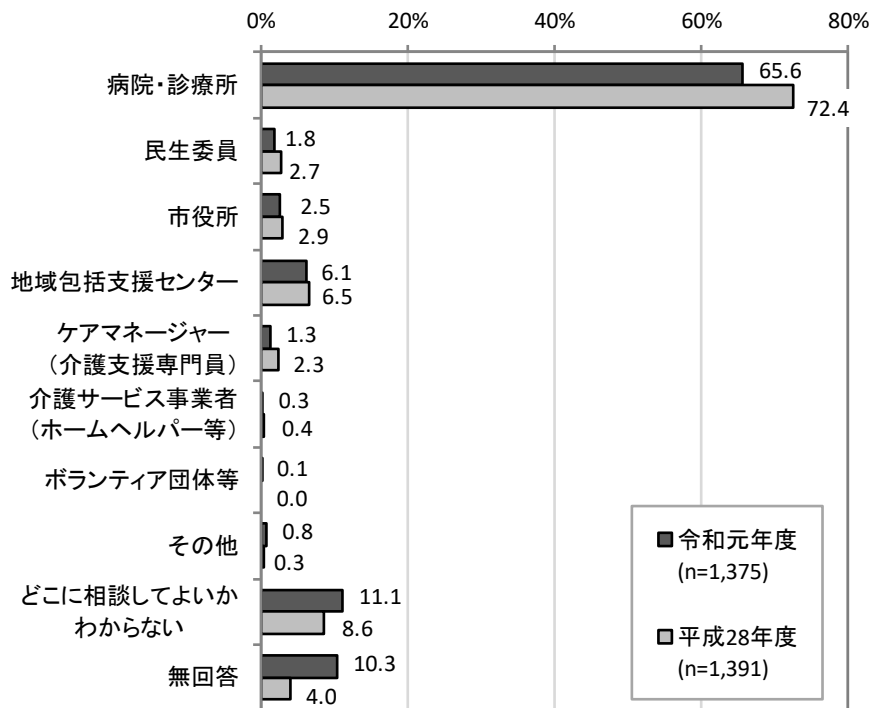


■ ぜひ参加したい □ 参加してもよい ■ 参加したくない □ 無回答

#### ④ 認知症や介護が必要になった時の不安等（在宅介護）

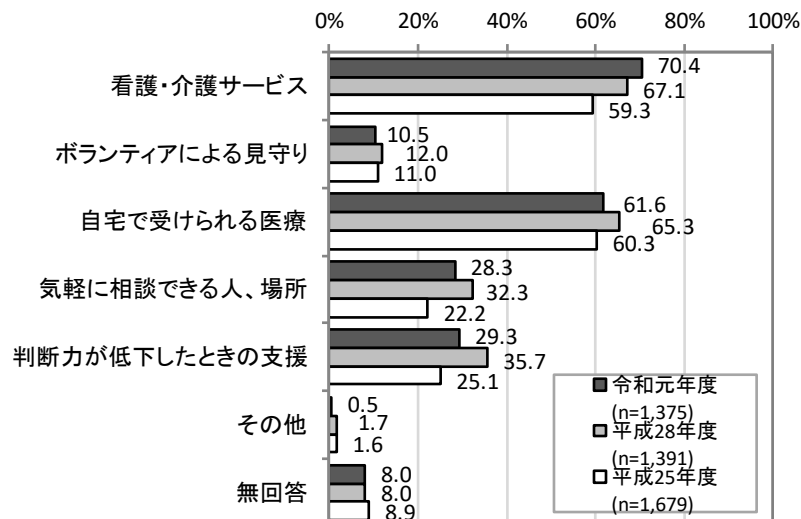
認知症の初期の相談先としては約 66%が医療機関をあげていますが、どこに相談してよいかわからないとする人が約 11%おり、前回調査に比べて、相談先がわからないとする人がやや増えています（図表-17）。高齢者の不安解消のため、相談機関の充実を図り、早期発見・早期対応ができるようにすることが重要です。

図表- 17 認知症に気づいたときに、家族・親戚・知人以外で最初に相談する先



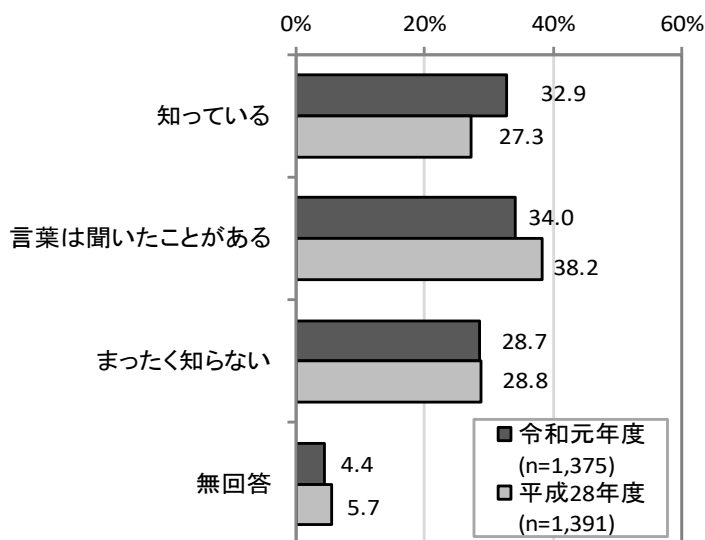
介護が必要になった時に、自宅で暮らし続けるために必要な整備として、看護・介護サービスや自宅で受けられる医療を望む人が多くなっています（図表-18）。

図表- 18 介護が必要になったときに、自宅で暮らし続けるために必要な整備（複数回答）



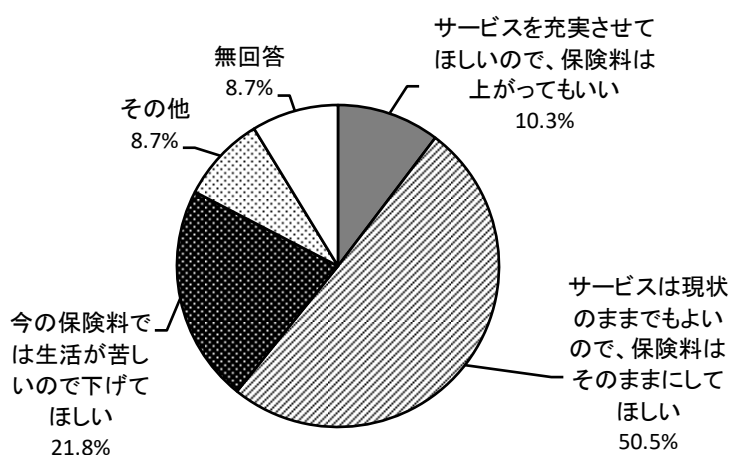
地域包括支援センターの認知度は約 33%と前回調査に比べて認知度が上がっていますが、まったく知らない人は約 29%と前回調査と同割合となっています（図表-19）。

図表- 19 「地域包括支援センター」の認知度



介護保険料について、どのように感じているかについては、「サービスは現状のままでもよいので、保険料はそのままにしてほしい」が半数、「今の保険料では生活が苦しいので下げてほしい」が約 2 割となっています（図表-20）。

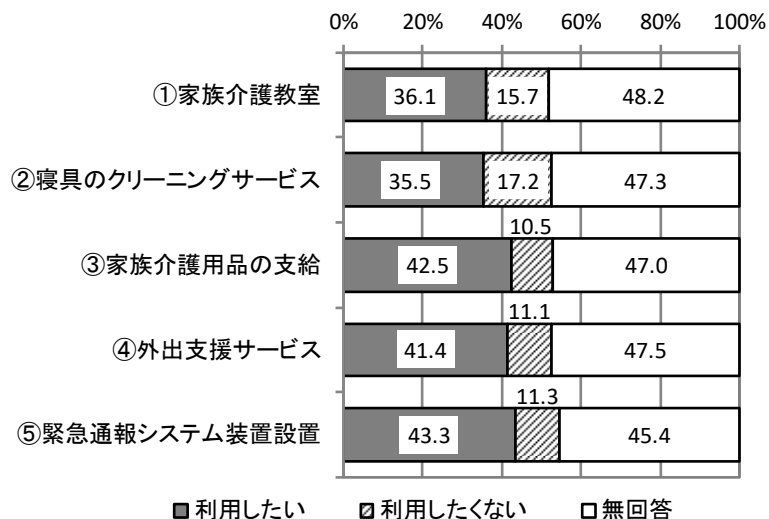
図表- 20 介護保険料について (n=1,375)





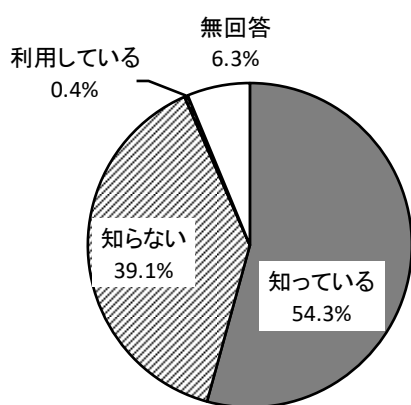
福祉サービスの今後の利用意向については、「③家族介護用品の支給」「④外出支援サービス」「⑤緊急通報システム装置設置」をそれぞれ4割程度が「利用したい」としています（図表-21）。

図表- 21 福祉サービスの今後の利用意向

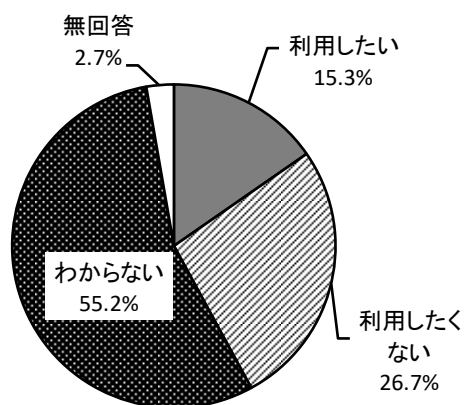


成年後見制度の認知度は約 54%、利用している人は 0.4%となっています。今後の利用意向では、半数以上がわからないとしており、利用したいとする人は約 15%にとどまっています（図表-22,23）。

図表- 22 「成年後見制度」の認知度 (n=1,375)



図表- 23 「成年後見制度」の今後の利用意向 (n=1,375)



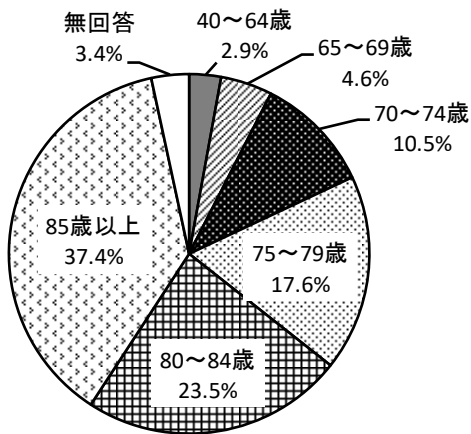


### (3) 介護保険認定者実態調査の結果と課題

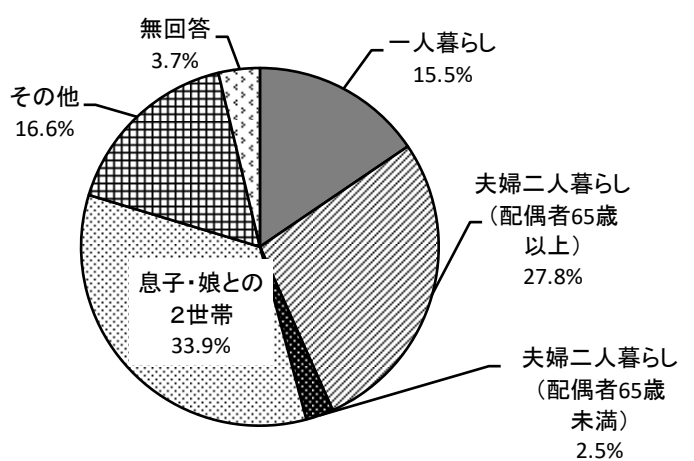
#### ① 要介護者（認定者本人）の状況

要介護者の約79%は75歳以上が占め、なかでも85歳以上が約37%となっています。一人暮らしの人は約16%、高齢夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）は約28%です（図表-24,25）。

図表-24 年齢構成（n=561）

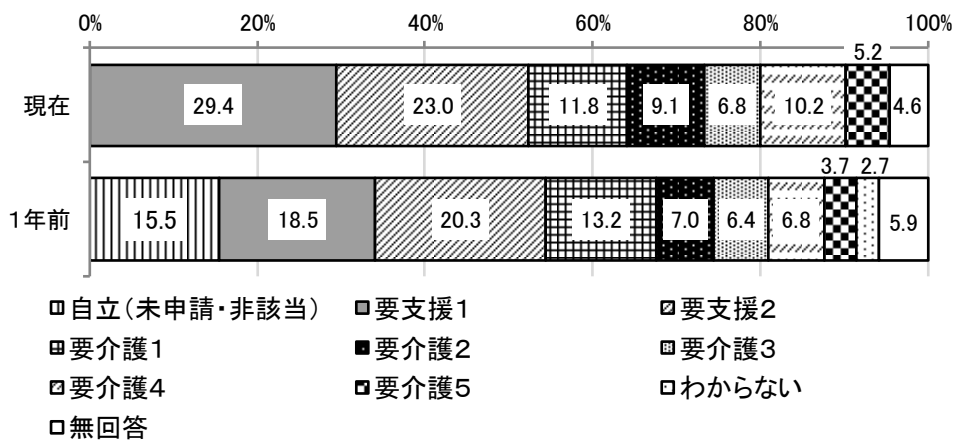


図表-25 家族構成（n=561）



1年後の要介護度は維持の人が多くなっています。また、要介護1だった人の3分の1は1年後に要介護度が改善しています。今後も高齢化が進む中で、要介護度が維持・改善できるよう、介護サービスだけでなく、地域活動や健康関連の活動を含めて外出できる機会・場を増やしていくなど、身近に地域全体で取り組める体制づくりが重要です。（図表-26）。

図表-26 現在と1年前の要介護度（n=561）（単位%）

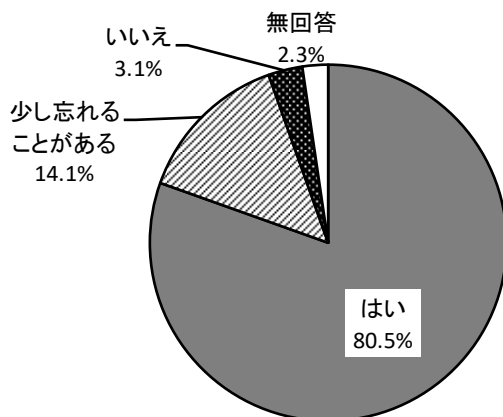


※「現在」の質問には「自立（未申請・非該当）」と「わからない」の選択肢はなし

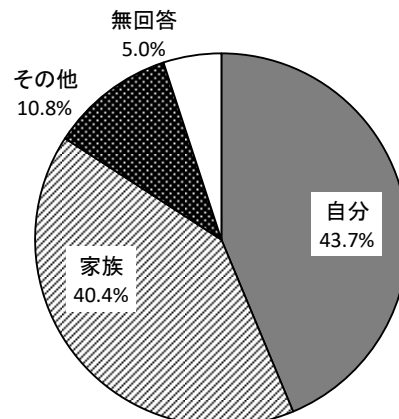
		全体 (件)	現在の要介護度							無回答
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1年前の要介護度	全体	561	29.4	23.0	11.8	9.1	6.8	10.2	5.2	4.6
	自立（未申請・非該当）	87	54.0	13.8	12.6	5.7	3.4	4.6	2.3	3.4
	要支援1・事業対象者	104	67.3	14.4	12.5	3.8	1.9	0.0	0.0	0.0
	要支援2	114	10.5	71.9	6.1	4.4	0.9	5.3	0.9	0.0
	要介護1	74	29.7	5.4	43.2	9.5	5.4	2.7	1.4	2.7
	要介護2	39	2.6	17.9	0.0	56.4	5.1	15.4	2.6	0.0
	要介護3	36	0.0	5.6	2.8	13.9	52.8	16.7	8.3	0.0
	要介護4	38	0.0	2.6	0.0	0.0	10.5	71.1	13.2	2.6
	要介護5	21	0.0	4.8	0.0	4.8	0.0	19.0	66.7	4.8
	わからない	15	46.7	13.3	6.7	6.7	13.3	6.7	0.0	6.7
	無回答	33	18.2	9.1	3.0	3.0	3.0	3.0	6.1	54.5

大半の人が服薬しているなかで、自分で服薬管理ができていない人は半数弱にとどまっています。家族介護者の多くが高齢者であったり、一人暮らしや高齢者のみの夫婦世帯が約43%であること、昼間独居の人が一定以上いることから、自分では服薬管理がしづらい人への対応が求められており、日常の見守りを含めて支援できる体制が必要となっています（図表 27,28）。

図表- 27 薬をきちんと服用できるか (n=517)



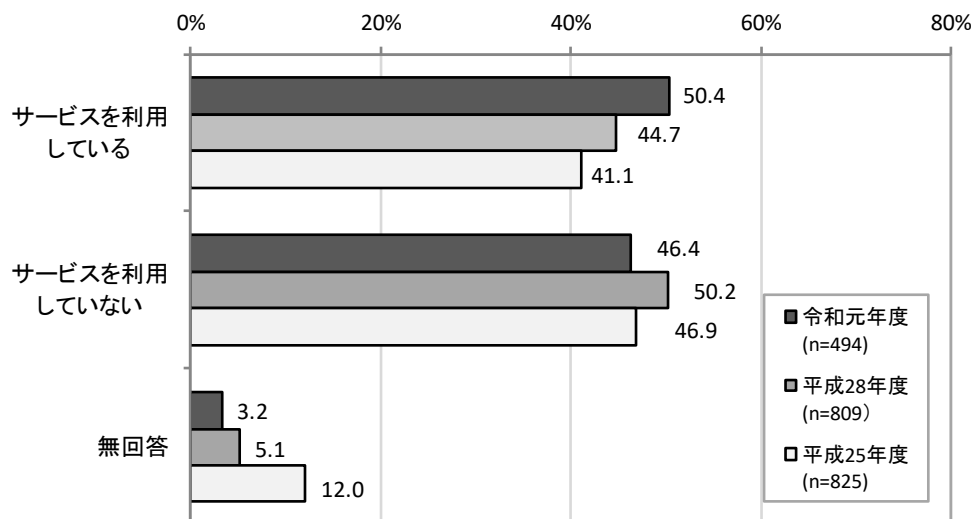
図表- 28 薬の管理者 (n=1,043)



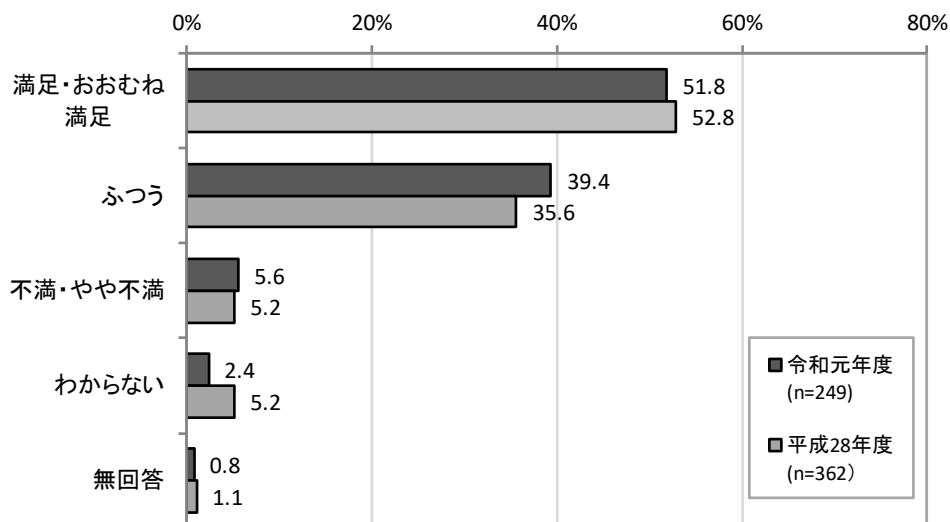
## ② 介護保険サービスの利用状況や今後の利用意向

介護保険サービスを利用している人の半数はサービスに満足していることから、今後も引き続きサービスの質の維持・向上がされるよう、保険者としてサービス提供者に支援を行うことが重要です（図表-29,30）。

図表- 29 【在宅介護】居宅(在宅)介護サービスの利用有無

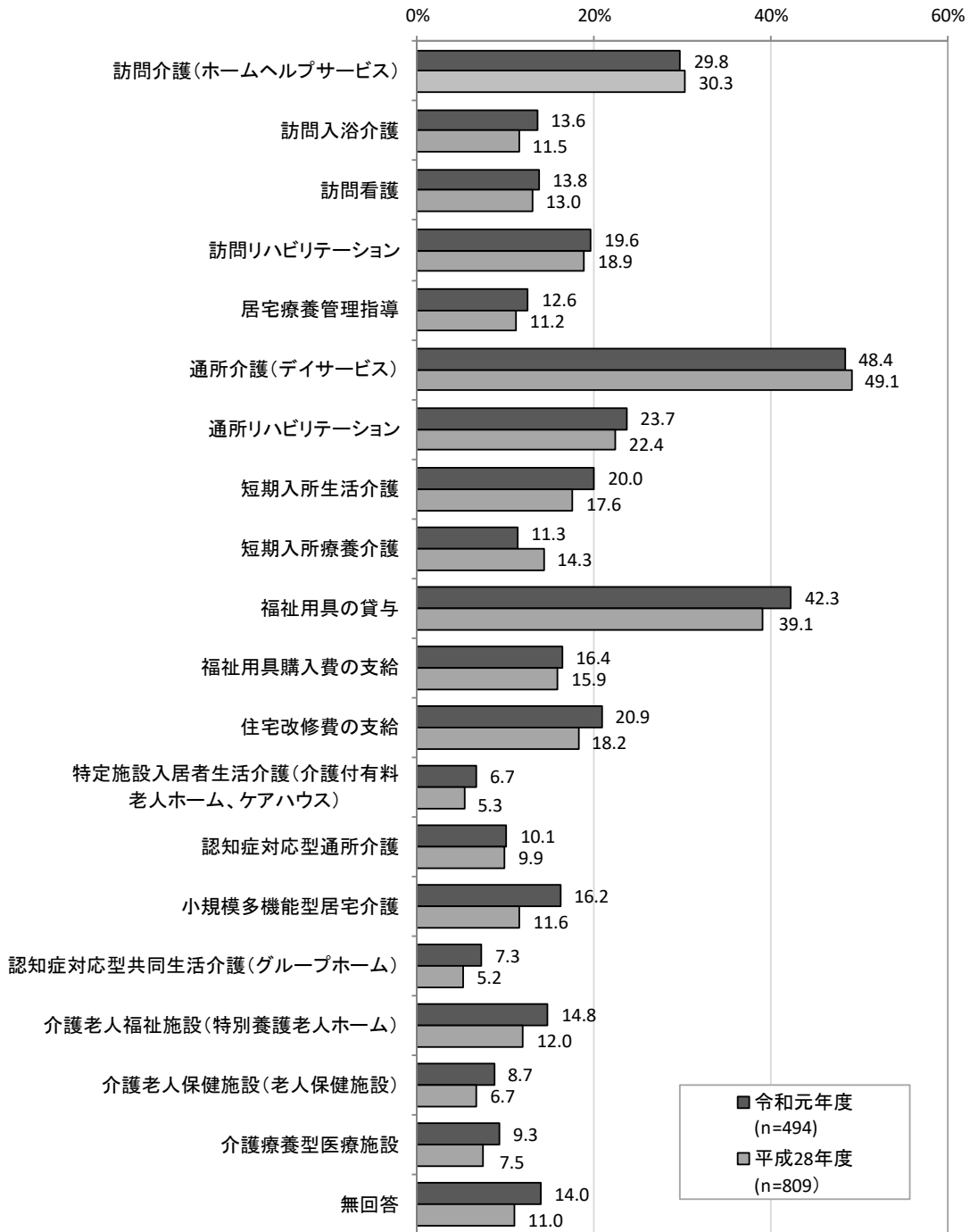


図表- 30 【在宅介護】介護保険サービスの満足度



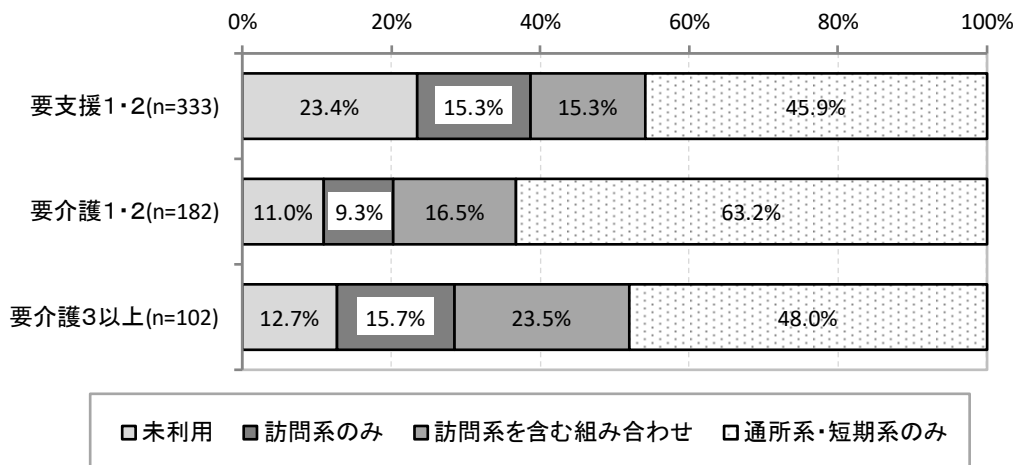
今後利用したいサービスとしては、通所介護、福祉用具の貸与、訪問介護などが上位となっています（図表-31）。

図表- 31 【在宅介護】今後利用したい介護保険サービス(複数回答)



介護度別のサービス利用の組み合わせをみると、どの要介護度においても「通所系・短期系のみ」が最も高く、特に要介護1・2では半数以上を占めています。また、要支援1・2では「未利用」が23.4%と他に比べて高くなっています（図表-32）。

図表-32 (面接調査)要介護度別・サービス利用の組み合わせ

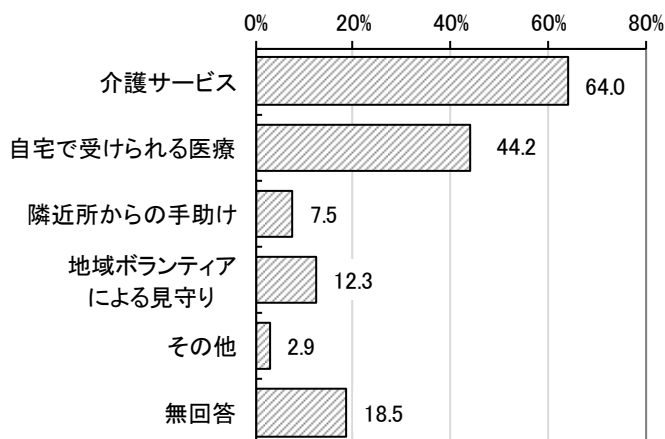


### ③ その他のサービス等について

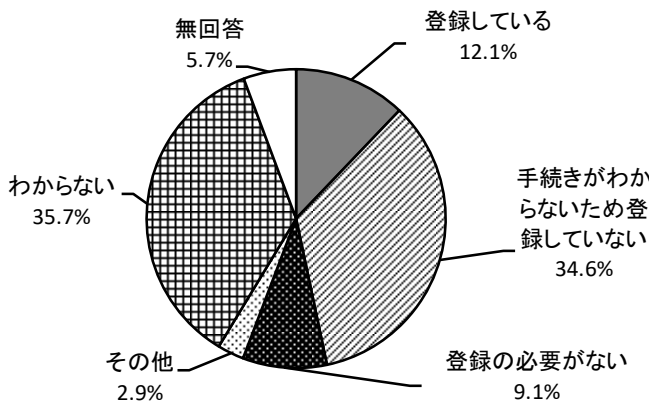
自宅で暮らし続けるために、より充実させていく必要があるものとして、「介護サービス」(64.0%)が最も高く、次いで「自宅で受けられる医療」(44.2%)となっています（図表-33）。

災害時の避難行動要支援者台帳への登録については、約12%にとどまっており、約3分の1の人は手続きがわからないため登録していないと回答しています。より広く市民に防災意識を高めるために周知を図るとともに、避難行動要支援の取り組みを地域全体で行っていくことが求められています（図表-34）。

図表-33 自宅で暮らし続けていくために、より充実させていく必要があるもの



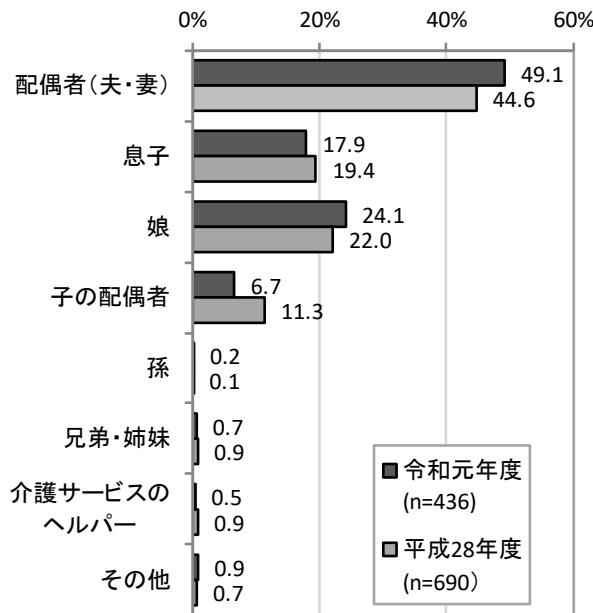
図表-34 災害時の避難行動要支援者台帳への登録状況 (n=561)



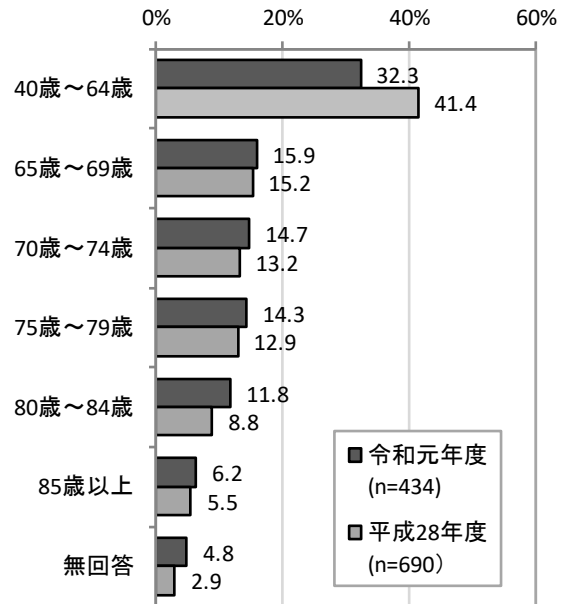
#### ④ 介護者の状況

主な家族介護者は、配偶者が約49%、子ども・子どもの配偶者が約49%となっており、主な家族介護者の3分の2が65歳以上であり、さらに約32%が75歳以上の人といった高齢の老老介護となっており、介護者の負担軽減を図るようなサポート体制の充実が必要です（図表-35,36）。

図表- 35 主な家族介護者と本人との続柄

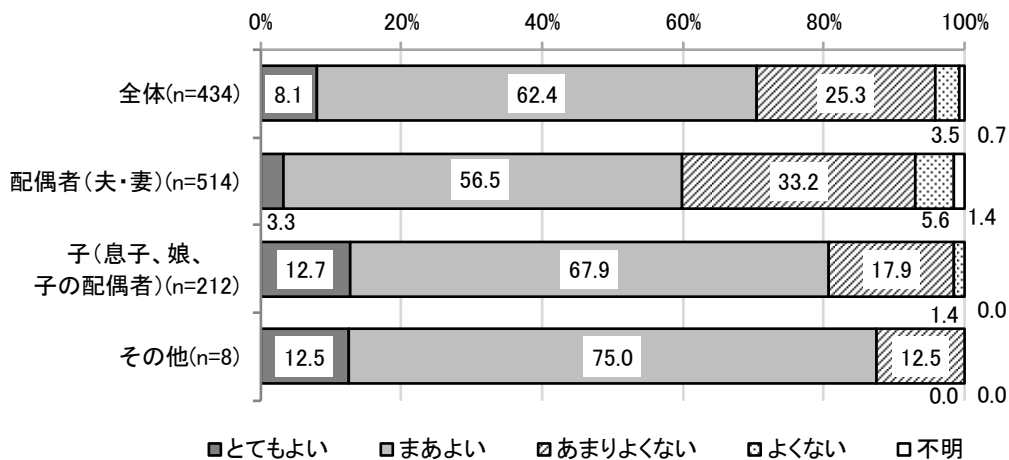


図表- 36 主な家族介護者の年齢



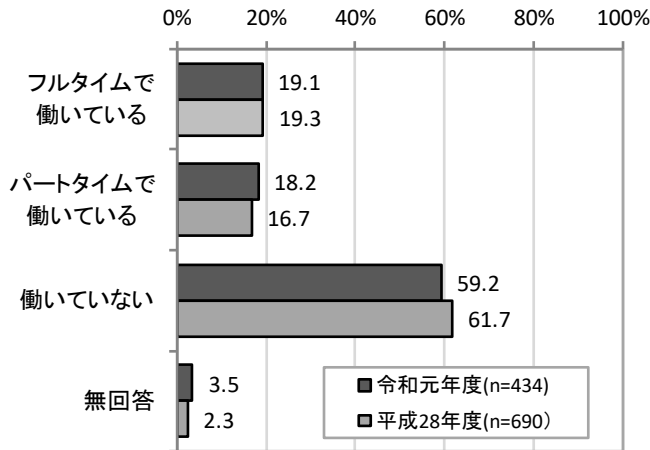
主な家族介護者の健康状態として、よい（とてもよい+まあよい）が約71%である一方で、よくない（あまりよくない+よくない）とする人も約29%います。特に配偶者（夫・妻）では約39%がよくないとしています（図表-37）。

図表- 37 主な家族介護者の健康状態 (n=434)

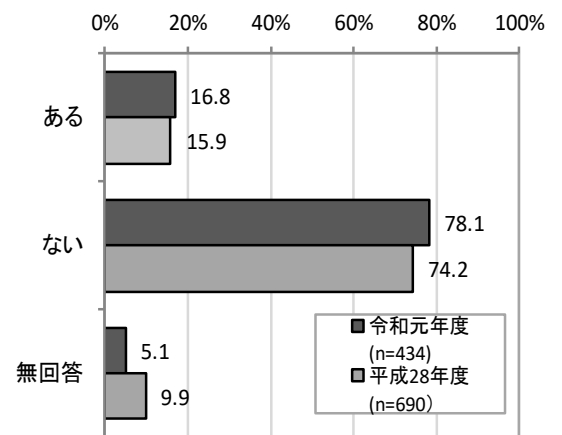


何らかの仕事をしている人は約 37%、そのうち介護のために何らかの調整を行った人は約 54%、なかでも、労働時間の調整を行っている人が約 27%います。また、介護のために離職・転職経験がある人は約 17%となっています（図表-38,39,40）。

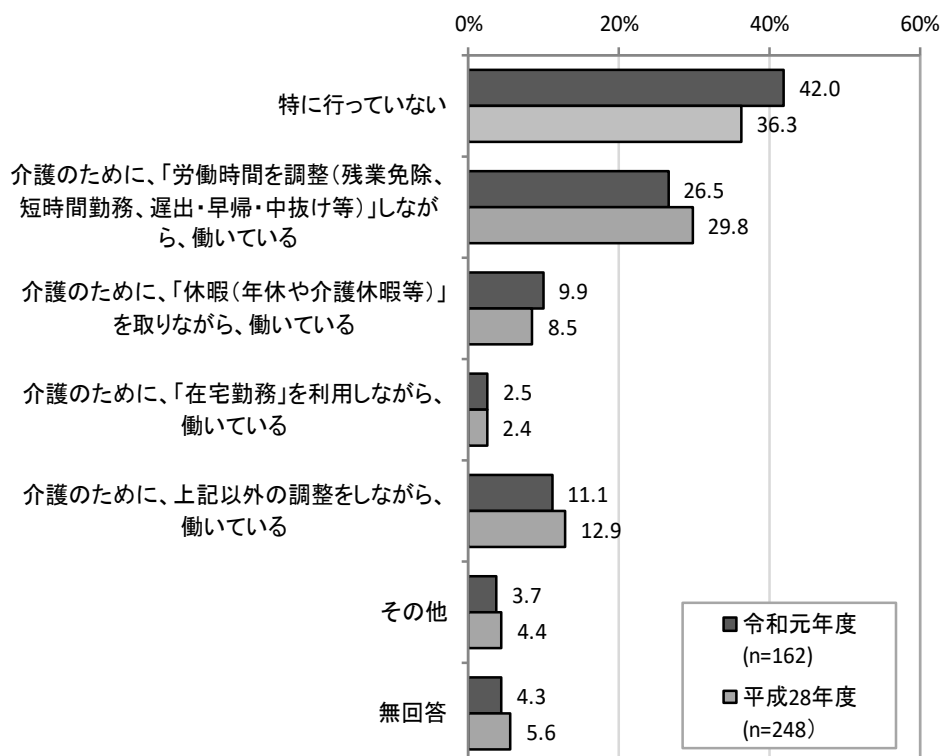
図表- 38 主な家族介護者の仕事の有無



図表- 39 介護のために離職・転職した経験の有無



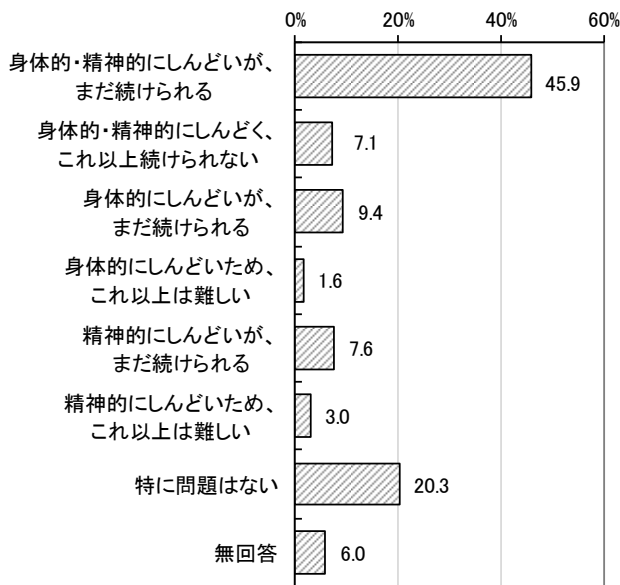
図表- 40 介護のための、働き方の調整状況



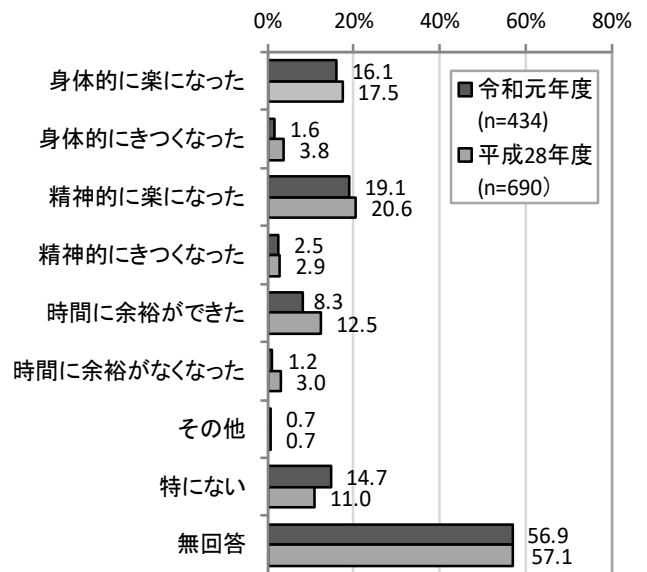
介護を行う際の身体的、精神的な負担感として、「身体的・精神的にしんどいが、まだ続けられる」とする人が約 46%となっている一方で、身体的あるいは精神的にしんどいため、これ以上続けられないまたはこれ以上は難しいとする人も約 12%います(図表-41)。

介護者に必要な支援として、約 37%の人が介護方法への助言体制の充実、30%が介護者の心身のリフレッシュの機会の提供、約 24%が認知症に関する相談・情報提供の充実などをあげています(図表-42,43)。

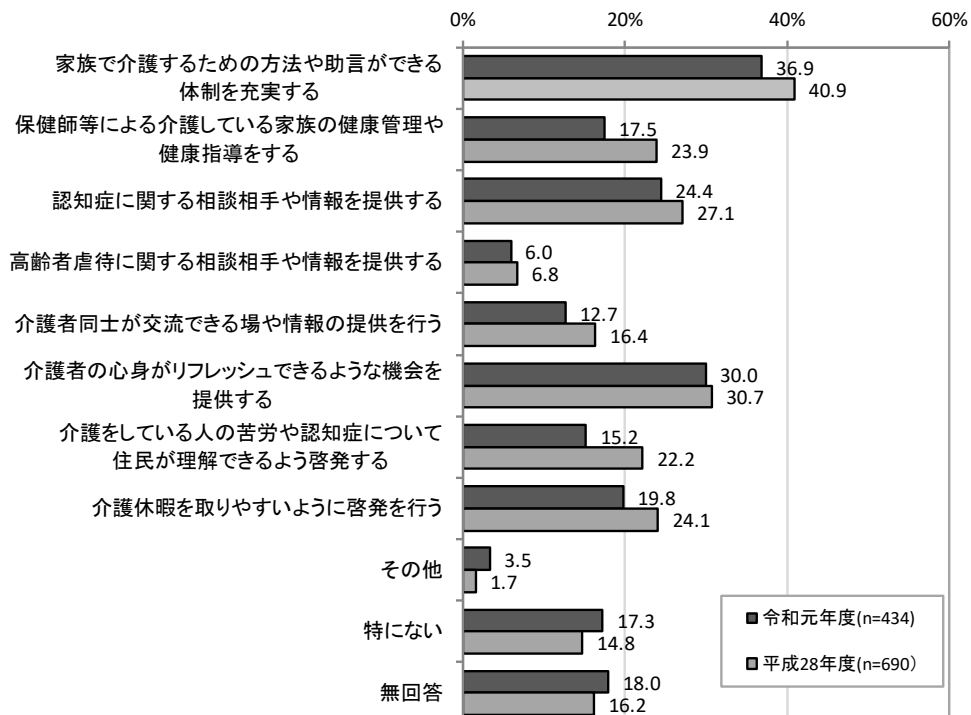
図表- 41 介護を行う際の身体的、精神的な負担感(複数回答)(n=434)



図表- 42 居宅サービス利用による、主な家族介護者の生活の変化(複数回答)



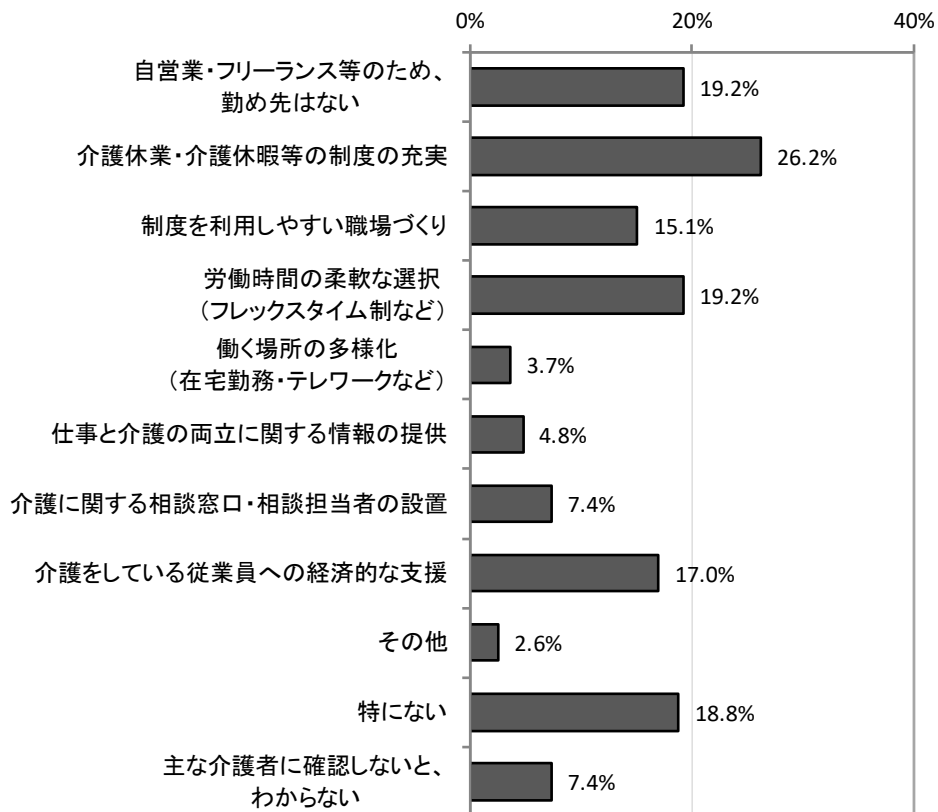
図表- 43 介護者に必要な支援(複数回答)





就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援は、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 26.2%と最も高く、次いで「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（ともに 19.2%）、「介護をしている従業員への経済的な支援」（17.0%）などとなっています。「特になし」とする人も 18.8%います（図表-44）。

図表- 44 （面接調査）就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援（複数回答）（n=271）



## (4) 介護事業者アンケートの結果と課題

### ① 事業所、介護サービスの状況

サービスニーズに比べてサービスを提供できる事業所が少なかったり、サービス利用の集中により、利用しづらかったりする状況がみられます。介護サービスが安定的に供給されるよう支援を行うとともに、要介護者の自立した生活を進めていくために、多様なサービスを組み合わせるなど、サービス種別等のより適切な利用の促進が求められています。

### ② 在宅介護の支援

要介護者が在宅での生活を続けていくために、医療的ケアや訪問系の医療サービスの充実が重要となっています。また、認知症への理解促進や受け入れ先の他、地域資源を活用した居場所など、身近な場所で地域の人に関われる対応が求められています。その他、介護ロボットについては、コスト面での課題が大きく、導入に向けての補助金等の支援が求められています。さらには、介護ロボットの操作・安全性の向上のための利用者への指導や理解の促進なども求められています。

### ③ 要支援・事業対象者の支援

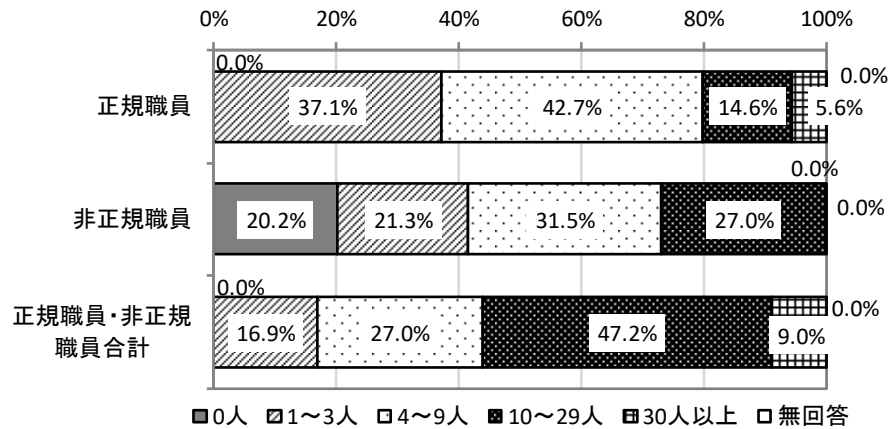
要支援者などに対する、介護保険サービス以外の「地域サロン」や介護予防事業など、地域主体のサービスや事業への参加促進のためのさまざまな意見があげられており、介護事業者においても、要支援者などの介護保険外のサービス利用促進への期待が大きいことがうかがえます。多くの人が利用できるよう、地域主体ではあるものの、行政なども積極的に関わりながら介護保険外サービスの環境整備を進めていくことが求められています。

### ④ 介護人材について

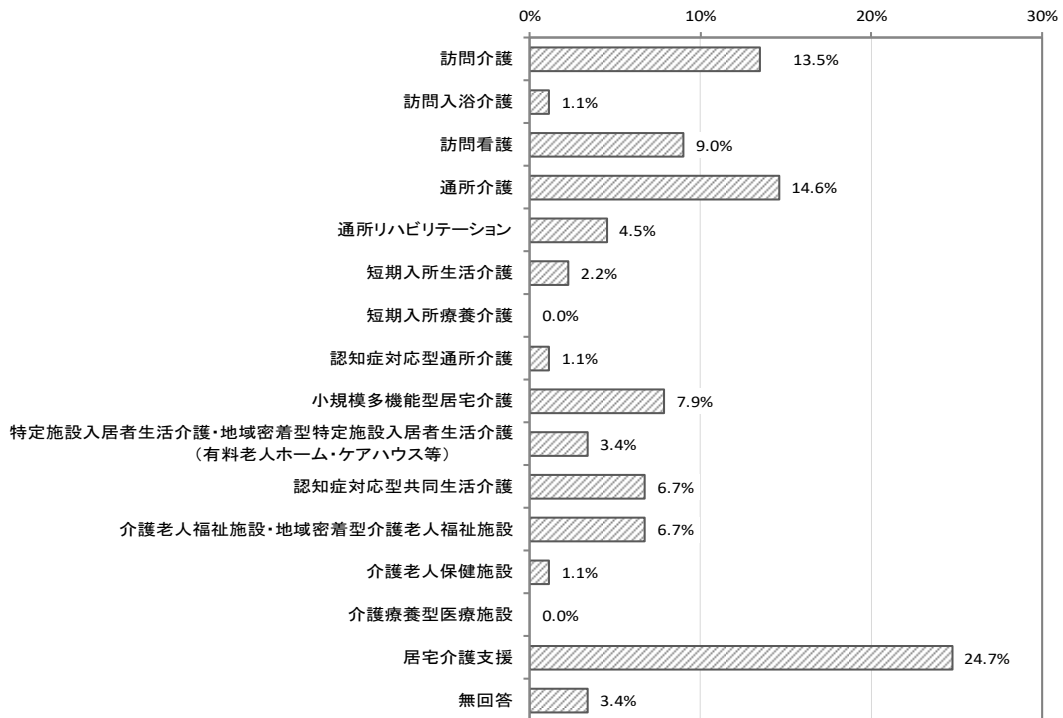
介護人材の不足を感じている事業所が半数を占めており、事業所によってはかなり深刻な問題となっています。募集しても応募がないといった状態であることから、現在の職員が辞めない、働きやすい環境づくりへの支援が求められています。一方で、資質の向上のため、資格取得や研修への支援などの充実が重要です。

※①～④について次ページ図表-45～48 参照

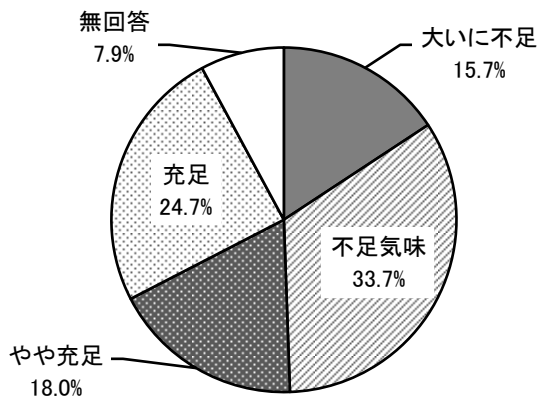
図表- 45 従業者数 (n=89)



図表- 46 主な提供サービス (n=89)

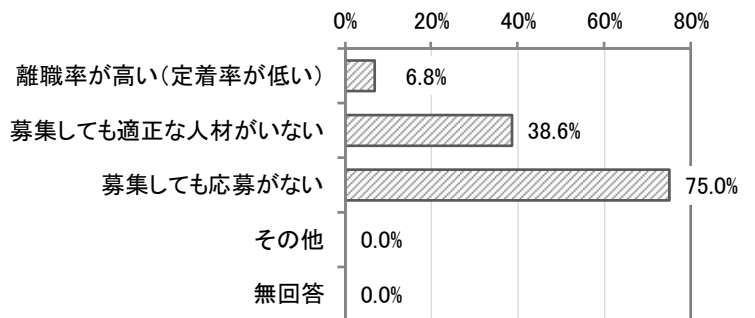


図表- 47 介護人材の不足状況 (n=89)



図表- 48 介護人材の不足理由(複数回答) (n=44)

※介護人材が不足している事業所のみ



## 第3章

---

### 計画の考え方



# 第3章 計画の考え方

## 1 計画の基本的な視点

本市では、地域に生きる一人ひとりが尊重され、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指すとともに、障がいや高齢者など制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」といった従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らししていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

この「地域共生社会」の実現のため、複雑化・多様化する地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が重要です。具体的には、既存の相談支援等の取り組みや地域資源を生かしながら、「相談支援（断らない相談支援体制）」、「参加支援（つながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援」の構築を一体的に実施する事業として、重層的支援体制整備事業を進めていきます。

地域共生社会のイメージ



また、第8次「高齢者保健福祉計画」においては、国の指針や「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」、第7次の事業実績やニーズ調査等からの課題を踏まえ、計画の作成を行います。

### « 第7次高齢者保健福祉計画（平成30年度～令和2年度） »

#### 基本理念

『いきがい 支え合い 助け合い』

#### 基本目標

- いきいきとした潤いのある暮らしづくり
- 自立を支え合う地域づくり
- 質が高く安定した介護保険事業運営

#### ～ 第7次高齢者保健福祉計画の実績及び高齢者実態調査から得られた課題 ～

##### <増加する高齢者のみ世帯が安心して生活できる環境づくり>

- ・単身や高齢者のみの世帯が半数を超える中で、大半の人が何らかの不安を抱えて生活しており、今後も身近な地域での相談体制や日常の見守りや支え合いの活動の充実が求められています。加えて、公的なサービスの充実の他、高齢者の日常生活を支援する、地域における支え合い活動などインフォーマルなサービスの活性化が必要です。

##### <高齢者の健康づくりの推進とアクティブな高齢者の地域活動への参加促進>

- ・健康に対する関心の高い高齢者が多いものの、健康のために自分の生活スタイルを変えようとは思わない人が増加傾向にあり、健康に対する関心の二極化がうかがえます。だれもが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。
- ・アクティブな高齢者の地域活動への関心の高まりに応えるため、それぞれのニーズに応じて参加できる活動機会の充実や活動が継続できる支援が求められています。

##### <認知症の人や要介護者が自分らしく安心して生活できる体制の整備>

- ・認知症への不安を抱える人が多いこともあり、認知症への正しい理解の普及と相談機関の充実の他、認知症の人が地域で安心して生活できる環境づくりが求められています。
- ・医療的ケアが必要な要介護者が増えており、介護と医療の連携強化が求められています。
- ・災害に対する不安が高まっている一方で、防災ガイドブックや災害時避難行動要支援制度を知らない人が多いため、地域（住民）全体で災害・防災に対する意識の向上を図るとともに災害時避難行動要支援者への対応を促進していくことが求められています。

##### <在宅介護者への支援の充実>

- ・老老介護など介護者の負担軽減を図るようなサポート体制の充実が求められています。
- ・働きながら在宅で介護している家族等の就労継続や、介護者の精神的・身体的な負担軽減などの支援の充実が必要です。

##### <質の高い介護サービスの維持>

- ・介護人材の確保に苦慮している事業者が多くなっており、今後も質の高い介護サービスの維持を図るため、人材の確保・育成支援の他、ICT や介護ロボットなどの活用が求められています。



「国の指針」

- ・2025・2040 年を見据えた地域包括ケアシステムの構築
- ・地域共生社会の実現
- ・認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ・自立支援介護予防・重度化防止の推進
- ・在宅医療の充実及び在宅医療・介護の連携体制の整備
- ・介護に取り組む家族等への支援の充実
- ・介護保険制度の持続可能性の確保
- ・災害や感染症対策に係る体制整備

「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」

「都市ビジョン」

- ・健康・支え合い循環都市

「市政戦略編」

- ・戦略2 健康・生きがいづくりと支え合いの地域づくりの循環により、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる「活力ある高齢社会（小牧モデル）」を構築

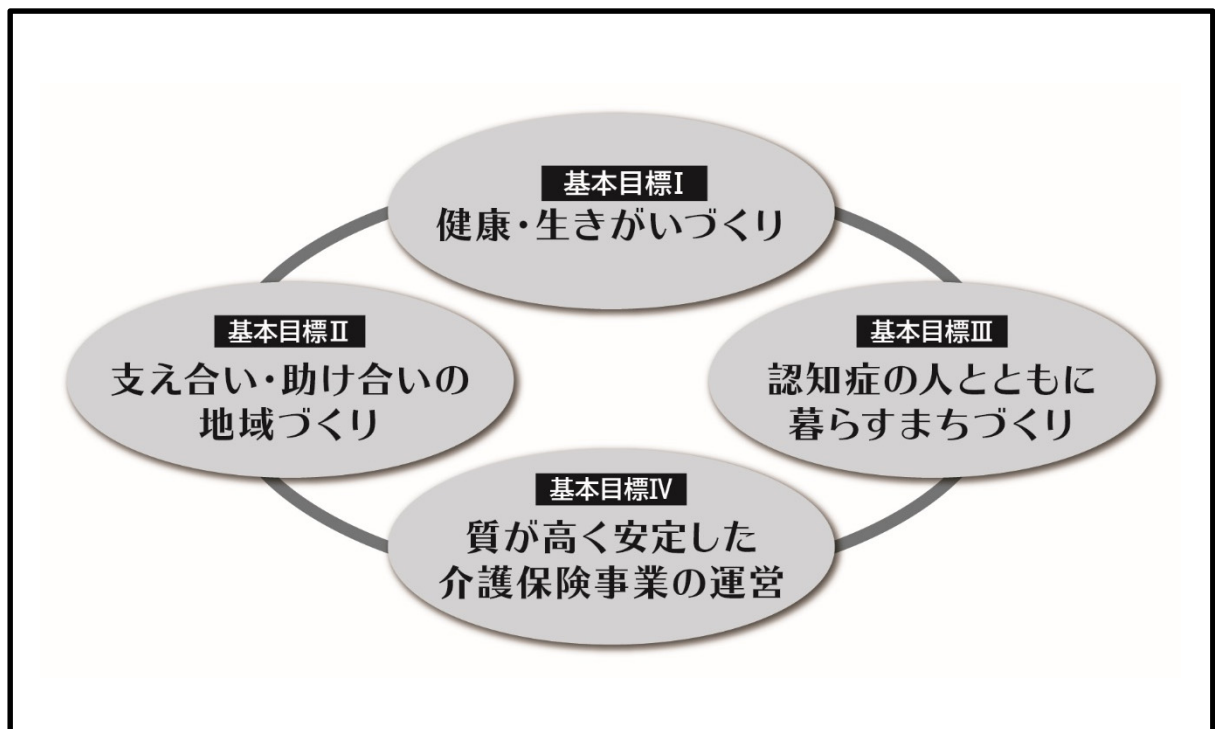
「基本施策の展開方向」

- ・心と体の健康づくりへの取組みの支援
- ・地域福祉活動にふれる機会の増加
- ・安心して地域で生活できる環境の整備
- ・相談支援体制の充実
- ・介護予防の環境づくりの推進
- ・高齢者がいきいきと暮らせる環境の整備
- ・在宅医療・介護の支援体制の充実
- ・認知症の人とその家族に対するサポート力の強化
- ・介護サービスの質の向上と介護給付費の適正化

「小牧市高齢者福祉医療戦略プログラム」

優先的・重点的に取り組む施策

「在宅医療・介護」・「支え合い」





## 2 計画の基本理念

本市では、後期高齢者が増加のピークとなる令和7年（2025年）や団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進しています。

本市を取り巻く高齢者の現状や人口推計、第8次計画を策定するにあたり実施した第7次計画の評価や高齢者実態調査等から得られた課題を踏まえ、本計画の基本理念については、第7次高齢者保健福祉計画の理念を踏襲します。

### いきがい 支え合い 助け合い

本市では、地域に生きる一人ひとりが尊重され、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指すとともに、障がい者や高齢者など制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」といった従来の関係を超えて、人と人が助け合い暮らししていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

また、健康・生きがいづくりと支え合いの地域づくりの循環により、だれもが自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる「活力ある高齢社会（小牧モデル）」の実現を目指します。

それぞれの言葉に込められた意味は以下のとおりです。

「いきがい」

- ・生涯にわたって仕事や趣味、学習やボランティアなど、健康で潤いがあり、いきいきとした暮らしの実現に向けた介護予防や健康づくりなどに、住民自らが取り組むことが必要です。これらの意味を「いきがい」という言葉で表現しています。

「支え合い」、「助け合い」

- ・これまでの経験や能力を活かし、地域住民の一員として地域づくりに積極的に参加し、地域住民同士がお互いに支え合っていく仕組みや地域づくりを推進するとともに、地域を支える医療・介護・福祉・保健など専門機関の連携が必要です。また、行政が責任を持ち、人として自立と尊厳が保たれる生活を支え続けられるよう介護保険制度の安定した持続可能性を高めるとともに、利用者の視点に基づいたサービス提供体制の確保や、適正かつ公平性を保つことが重要です。これらの意味を「支え合い」、「助け合い」という言葉で表現しています。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を掲げます。

#### I 健康・生きがいづくり

人生100年時代を見据え、生涯にわたって元気に活躍するためには、心身ともに健康なことが重要であることから、日常的な健康づくりの促進を図るとともに、高齢者が陥りやすいフレイル状態に早く気づき、フレイル状態から健常に近い状態に改善できるような取り組みを進めます。

また、健康維持や生きがいづくり、心身機能改善を目的とした介護予防だけでなく、社会の一員としての役割を担った地域活動など、様々な目的や場面での高齢者の社会参加の促進による介護予防の取り組みを進めます。


さらに、高齢者を取り巻く環境は日々変化しているだけでなく、災害や感染症などへの対応が求められていることから、「新しい生活様式」(※1)に即して、様々な人が関わり、参加して無理なく取り組める地域活動の活性化を図ります。

#### II 支え合い・助け合いの地域づくり

介護が必要になっても住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、安心して暮らせるよう、在宅医療や介護を推進するとともに、その関係者が相互に連携を図りながら、医療や介護のサービスが切れ目なく一体的に提供できる仕組みを充実させます。

また、日常生活上の支援が必要な高齢者が在宅生活を継続できるよう、多様な主体によるサービスの充実を図るとともに、「新しい生活様式」に即した「新たな地域との関わり方・支え方」を含め、子どもから高齢者まで幅広くそれぞれが地域社会の一員として役割を果たしながら、お互いに支え合い・助け合いながら暮らせる地域づくりを目指します。

※1 「新しい生活様式」・・・感染症対策を講じた生活のことを指します。P156資料編に詳細を掲載しています。



### Ⅲ 認知症の人とともに暮らすまちづくり

認知症はだれもがなりうるものであることから、認知症に対する正しい理解の促進を図ります。

また、「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であることを理解するとともに、認知症の人を対象とした施策だけでなく、だれもが参加できる社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防を進めていきます。

さらには、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

### Ⅳ 質が高く安定した介護保険事業の運営

介護が必要な状態になった時、必要な介護サービスが受けられるように、保険者として介護保険サービスの基盤整備や質の向上、事業者への助言・指導を通じた給付の適正化を図ります。特に、介護人材の確保・育成への支援の充実を進め、質の高い介護サービスの維持を図ります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）の実施や地域支援事業の充実により、要介護（要支援）状態の軽度化や悪化の防止を目指し、質が高く安定した介護保険の事業運営を行います。

あわせて、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減や就労している介護者が継続して就労できるよう情報提供を行い、在宅介護を支える人の支援を図ります。

## 「災害や感染症に備えて（災害や感染症対策に係る体制整備）」

近年、全国各地で自然災害が発生し、高齢者や高齢者の施設が被害を受けることが多くなっています。また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が流行し、すべての人の生活行動などの制限が強いられました。新型コロナウイルス感染症対策が契機となり、人々の意識や生活のスタイル、働き方などが大きく変わろうとしています。

このような自然災害や感染症の流行、市民の生活環境の変化を踏まえ、本市においても下記のような取り組みを、市・愛知県などの行政機関や、事業者、市民とともに連携を図りながら進めます。

### ○防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施

介護事業所をはじめ、高齢者等が利用するさまざまな施設等に対して防災や感染症対策についての周知啓発を行うとともに、介護事業所等の研修や訓練の支援を行います。あわせて、市民に広く周知啓発を行います。

### ○介護事業所等の災害や感染症発生時に必要な物資の備蓄等の整備及び 災害時・感染症発生時の支援・応援体制の構築

災害や感染症発生時に介護事業所等のサービス提供が滞ることがないように、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備します。また、愛知県や近隣市町村、市社会福祉協議会をはじめ、関係団体と連携を図り、災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築を図ります。

### ○新しい生活様式を踏まえた環境づくり

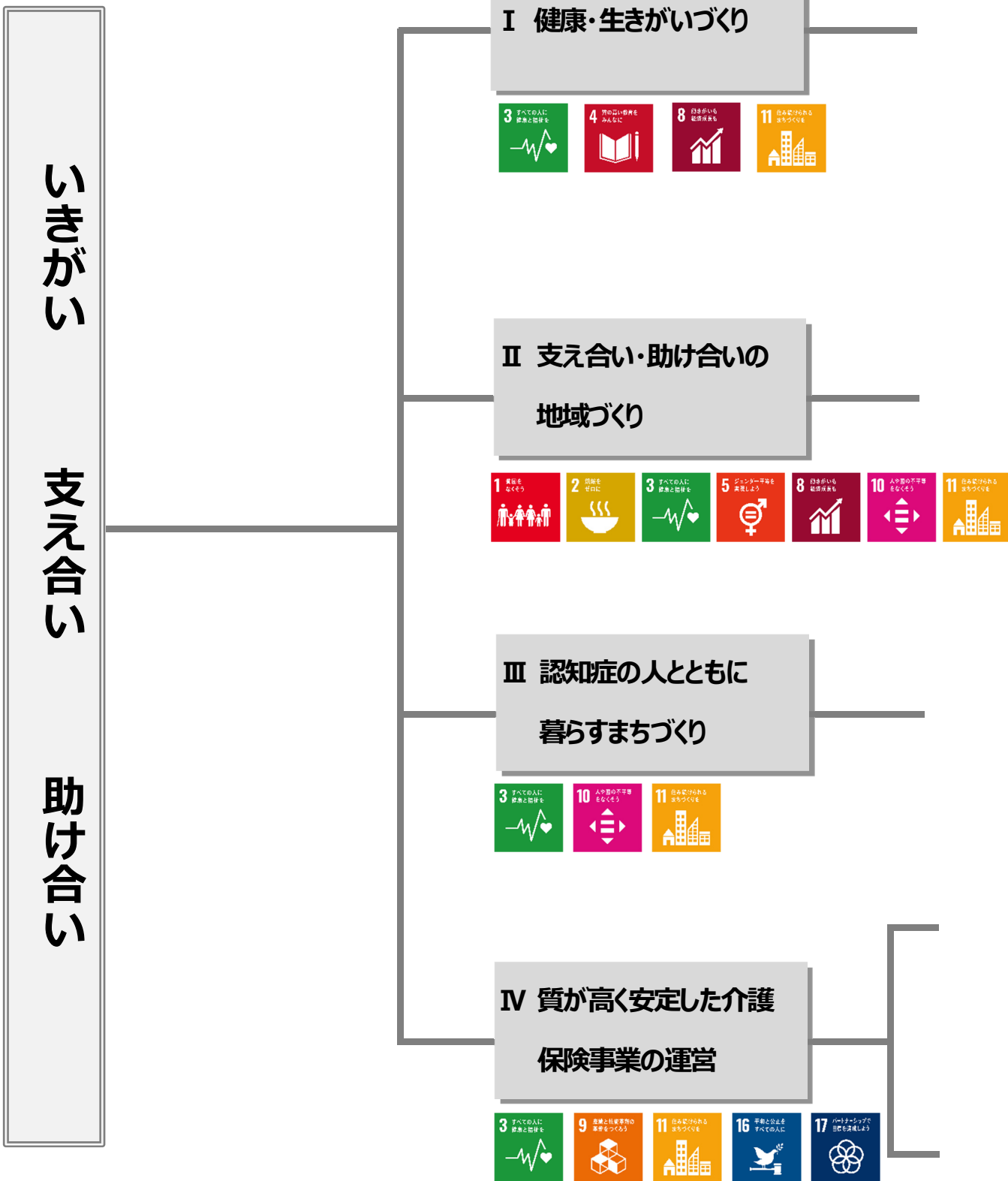
高齢者等が感染症対策等を行いながら、安全に生涯学習や地域活動などを続けられる環境づくりを支援します。

また、災害や感染症対策をはじめ、市民の生活の利便性や活動範囲を広げるため、高齢者をはじめとして多くの人々がICTを活用できるよう支援します。

# 4 施策体系

## 基本目標

### 基本理念



各章

施策項目

第4章 健康づくりや介護予防の  
推進と活躍の場の充実

健康診査・検診の推進

フレイル・オーラルフレイル予防の  
推進

健康づくりから始める介護予防の推  
進

生きがいづくりと社会で活躍できる  
場の充実

第5章 生活支援と支え合いの  
地域づくり

地域包括支援センター機能の強化

在宅医療・介護の提供及び連携体制  
の強化

地域における支え合いの仕組みづく  
り

本人の意思を尊重した支援

生活支援や高齢者に配慮した住まい  
環境の整備

家族介護者への支援

第6章 認知症施策の推進

普及啓発・本人発信支援

認知症の予防と早期発見・対応支援

認知症バリアフリーの推進

第7章 質が高く安定した  
介護保険事業の運営

介護サービスの質的向上の促進

介護サービス事業者への支援

適正化の推進

介護サービスと介護基盤の整備

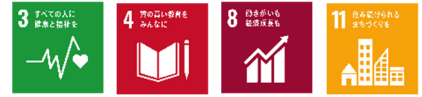
第8章 介護保険事業費の  
見込み

介護保険事業費の実績

介護保険事業費の見込み

介護保険料基準額の設定





## 第4章

---

# 健康づくりや介護予防の推進と活躍の場の 充実





## 第4章 健康づくりや介護予防の推進と活躍の場の充実

### 《目指す姿》

高齢者になっても、心身の健康を保ち、生涯にわたって元気に活躍しています。

### ■施策の方向性

若者から高齢者まで生涯にわたって、それぞれの状況に応じた心身の健康を保ちながら活躍できるよう、健康に対する関心を高めるとともに、健康づくりへの自主的な取り組みを推進することが重要です。また、健康づくりは健康の増進だけでなく、要介護状態にならないようにすることや要介護状態の悪化防止などすべてにつながります。市民が健康づくりに取り組めるよう、市全体での環境づくりが重要となります。

健康づくりの第一歩として、自身の健康状態を知ることが重要であるため、各種健康診査、検診等の受診勧奨を強化し、疾病の早期発見・早期治療を促進します。あわせて、高齢者がいつまでも健やかに生活できるよう、健診結果等の活用を進めます。特に身体機能の低下が進みやすい後期高齢者に対し、「後期高齢者フレイルチェックリスト」や「お元気チェックリスト」を活用して、フレイル状態にある人やフレイル状態に陥りそうになっている人の把握に努め、状態改善・健康維持の支援を行います。

誰もが身近な地域において気軽に健康づくりに取り組めるような環境整備を総合的に推進します。あわせて、本市独自の人間ドック制度や健康いきいきポイント制度、ウォーキングアプリ「alko」の活用など、様々な市の施策の周知と活用を促進します。

また、高齢者が生きがいをもって生活できるよう、趣味等の活動に参加を促すとともに、地域社会の一員として地域活動やボランティア活動などへの社会参加を通じて、人とのつながりやふれあいを感じられる環境を整備します。

※「健康とは、肉体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。」(WHO 憲章における定義)

# 1 健康診査・検診の推進

## ■現況と課題

高齢者実態調査（以下「実態調査」といいます。）では、「自分の健康状態を把握するように努めている」人は約65%と多く、依然として健康への関心の高さが継続していることがうかがえます。一方で、「健康のため生活スタイルを変えるつもりはない」「医者に注意されるまで生活を変えるつもりはない」といった人は前回調査から増加しており、健康に対する意識の二極化が進んでいることがうかがえます。

また、各種健診・検診の受診率が伸び悩んでいることから、受診者を増やすため、「健診・検診は、定期的に受けましょう」という受診啓発や複数の検診の組合せ実施など受診しやすい体制づくりに努める必要があります。

## ■具体的施策の方向性

- 健康づくりの第一歩は「自身の健康状態を知る」ことです。そのために各種健診・検診を受診し、健康に対する関心を高めるとともに、自身の健康状態にあった健康づくりの促進を行います。
- 「防げる病気は防ぐ」の考え方から、感染症の重症化予防のための予防接種の助成や、がん、生活習慣病、歯周疾患等の予防や重症化を防ぐための各種健診・検診を実施し、疾病の予防・早期発見につなげるとともに、その結果を活用しながら、生活習慣の振り返りや行動の変容を促します。
- 受診率向上のため健診・検診が受けやすい環境や他の施策等と組み合わせながら魅力ある内容を検討し、自ら健康に関心を持ち、定期的に健診等を受けるよう周知啓発に努めます。

事業名	内容
がん検診	胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がんの検診を実施します。
骨粗しょう症検診	要介護の原因となる骨粗しょう症の早期発見のための検診を行います。
インフルエンザ予防接種	65歳以上の市民に対して、実施医療機関で接種します。
肺炎球菌感染症予防接種	65歳(令和2年度は65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳)に対して、実施医療機関で接種します。
いきいき世代個別歯科健診	市が指定する節目の年齢の方に対して、市内指定歯科医療機関で無料歯科健診を実施します。
特定健康診査	40歳から74歳までの医療保険（国民健康保険）加入者に対して健診を実施します。

事業名	内容
健康診査	後期高齢者医療制度加入者に対し、健診を実施します。
人間ドック	国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度対象者、協会けんぽ被扶養者の方を対象に、年1回人間ドックを実施します。

※健診とは、健康であるかどうか病気の要因の有無について確かめる健康診断を意味し、検診とは、特定の病気を早期に発見し、治療につなげるものです。

## 2 フレイル・オーラルフレイル予防の推進

### ■現況と課題

年齢とともに心身の活力が低下し、フレイル（※1）の危険性は高まります。また、実態調査からは、オーラルフレイル（※2）の危険性の高い高齢者が約19%、オーラルフレイルの危険性のある高齢者が約18%であることから、フレイル・オーラルフレイルの周知・対応が必要です。

### ■具体的施策の方向性

- 年齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態（「フレイル」）について、普及啓発するとともに、要支援・要介護状態の予防につながるフレイル予防に取り組みます。
- 自分自身の状態を気軽にチェックできる体制（フレイルチェック）を整備し、自ら目標を立て、その達成に向けて取り組める環境づくりを推進します。
- フレイルチェックの推進にあたっては、企業、大学等と連携し、実施体制の充実化を図ります。また、フレイルチェックを継続的に実施できる方法を普及するとともに、フレイル予防事業の充実を図ります。
- 保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、KDBデータ（※3）等の分析を踏まえ、本市の課題を明らかにし、生活習慣病予防、糖尿病予防などについて、医師会等の関係機関と連携し、取り組みます。
- 後期高齢期はフレイルが顕著に進行するといわれており、高齢者の特性に応じ専門職による指導等が行えるよう、健診だけでなく、かかりつけ医等との連携を図りながら、後期高齢者のフレイルチェックリストを活用し、対象者の適切な把握に努めます。
- 運動器の機能向上だけでなく、口腔機能の重要性や低栄養予防についても積極的に情報を発信し、介護予防への意識づけをします。また、介護スタッフや支援者、高齢者を介護する方へも、口腔ケアや低栄養予防の必要性を普及啓発し、環境整備を図ります。
- 専門職との連携を強化し、老人福祉センターや地域の会館といった身近な場所の他、高齢者の通いの場（サロン）などを活用しながら、フレイル・オーラルフレイルについて周知・相談できる場の充実を図ります。

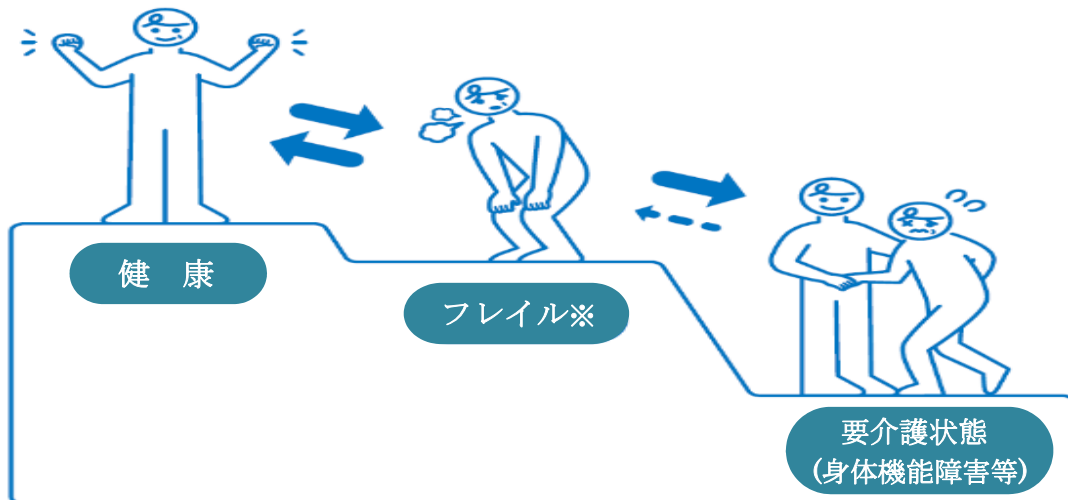
※1 要介護状態に至る前段階として位置づけられますが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

※2 老化に伴う様々な口腔の状態（歯数・口腔衛生・口腔機能など）の変化に、口腔健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまで繋がる一連の現象及び過程。

※3 国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等の情報。

事業名	内容
いきいき世代個別歯科健診 (再掲)	市が指定する節目の年齢の方に対して、市内指定歯科医療機関で無料歯科健診を実施します。
フレイル対策	庁内各関係課が連携し、KDB データを活用した保健事業から介護予防まで一体的な事業展開を目指し、日頃からの健康づくりに関する取り組みについて栄養・運動・口腔・社会的側面から多面的にアプローチしていきます。
フレイルチェックリスト	75 歳以上の方は後期高齢者健康診査受診時に質問票を使ってフレイルチェックを行い、リスクのある方へは医師から必要なサービスにつなげます。また、サロンなど通いの場でフレイルチェックを行い、フレイルについて普及啓発し、必要な方へ必要なサービスが提供できるよう支援します。

## もしかして フレイル？



フレイルをご存じですか？ 年をとって体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指します。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性があります。大事なことは、早めに気づいて、適切な取組を行うこと。そうすれば、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることができます。

※フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられますが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

「フレイル診療ガイド 2018 年版」(日本老年医学会/国立長寿医療研究センター、2018)

資料:厚生労働省「令和元年度食事摂取基準を活用した  
高齢者のフレイル予防事業」パンフレットを基に作成

### オーラルフレイルとは

老化に伴う様々な口腔の状態(歯数・口腔衛生・口腔機能など)の変化に、口腔健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまで繋がる一連の現象及び過程。

出典:公益社団法人 日本歯科医師会「歯科診療所におけるオーラルフレイル 対応マニュアル 2019 年版」

### 3 健康づくりから始める介護予防の推進

#### ■現況と課題

高齢者等の生活様式や多様化するニーズに対応できるよう、生涯学習やスポーツ教室の他、さまざまな媒体を活用しながら、高齢者の健康づくりを促す機会を提供していくことが求められています。

現在本市では介護予防に関する事業が多数実施されています。しかし、対象などが市民からみて分かりづらくなっていることがあります。そのため、誰もが分かりやすい事業に変えていく必要があります。

身近な地域で住民主体の介護予防の取り組みが推進されることが重要ですが、主体となって活動している住民の高齢化が進んでいることから、その取り組みが継続的に実施されるよう支援体制を構築する必要があります。

#### ■具体的施策の方向性

- 生涯にわたって健康な生活を送るためには、日常の健康づくりの取り組みが重要となります。健康に関心の低い人でも気軽に健康づくりに取り組めるよう、専門職と連携を図りながら、老人クラブや地域の健康教室、生涯学習や高齢者の通いの場（サロン）の他、インターネットを通じての自宅でできる健康教室の動画配信など、様々な機会を通じて健康づくりを実践できる機会を提供します。
- 市民にとって分かりやすく、参加しやすいものとするため、健康づくりから介護予防まで一体的に取り組める事業展開を図ります。特に、介護予防の実施については、「教室」という型にとらわれず、できるだけ多くの方に興味、関心を持ってもらい、自ら進んで積極的に継続的に取り組んでもらえるよう、介護予防事業を推進します。
- 「こまき山体操」を活用し、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流しながら体操に取り組める機会や場を増やしていきます。
- だれもが健康づくりに取り組みやすい環境整備を進めていくとともに、それぞれの状況に応じた配慮などが求められることもあるため、専門職による適切な指導の充実を図ります。
- 地域で住民主体の介護予防事業を推進するため、地域での自主的な活動を支える人材の育成を図るとともに、高齢者の健康づくりや介護予防の取り組みを支援するトレーナー役の人材として、「こまき介護予防推進リーダー」を養成します。



事業名	内容
健康教育・健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ・寿学園・ゆうゆう学級などで、健康教育を実施します。</li> <li>・医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による健康相談を保健センターで実施します。また、東部・味岡市民センターにおいて医師または保健師等が健康相談を実施します。</li> <li>・高齢者のフレイル予防として、歯科衛生士、管理栄養士による健康教育・健康相談を実施します。</li> <li>・地域包括支援センターの保健師等が健康相談を実施し、必要に応じて介護予防教室につなげます。</li> <li>・薬剤師や歯科衛生士、栄養士などとの連携を図りながら、服薬指導や歯科保健指導、栄養指導等の個別指導を行い、重症化防止につなげます。</li> </ul>
健康教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健連絡員が主体となって企画、運営し、地域の会館で健康教室を開催します。</li> <li>・地域でのサロンにおいて、さまざまな団体等と連携を図りながら、サロンに参加する人が主体的に健康活動のできる場づくりや、専門職などによる出前講座や教室などを実施します。</li> <li>・特定健康診査の結果、糖尿病予備群に該当した方に対し、専門の指導員による集団形式の健康教室を開催します。</li> <li>・運動器の機能向上や口腔機能向上等の介護予防に関する健康教育を実施します。</li> </ul>
健康いきいきポイント事業	健診・検診の受診など、市民が健康づくりに取り組むきっかけづくり及び、継続した健康行動が起こせるようにインセンティブを活用したポイント事業を実施します。
ウォーキングアプリ「alko」	ウォーキングアプリを活用し、誰でも気軽に楽しみながら運動習慣を身につけられるよう、様々なチャレンジを開催します。
生活習慣病重症化予防のための動機付け（医療受診勧奨）	特定健康診査の結果、血圧・血糖・脂質が有所見となった方に対し、生活習慣病の重症化を予防するため医療受診勧奨を行って医師へ相談する動機付けをします。
特定保健指導 訪問による特定保健指導	特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームによるリスクのある方に対し、保健師や栄養士が生活習慣改善の情報を提供し、一定期間面談や電話で支援を行います。
介護予防把握事業 （フレイルチェック質問票）	対象者にフレイルチェック質問票を送付し、介護予防が必要な方を把握するとともに、その情報を地域包括支援センターに提供し、早期介護予防活動につなげます。
地域介護予防活動支援事業	地域において住民が主体となって介護予防活動が実施できるよう専門職がボランティア活動の支援をします。
地域リハビリテーション活動 支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するために、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職を派遣するなど活動の支援をします。
各種介護予防教室	保健師、歯科衛生士、栄養士などの専門職が講師として地域の会館等に出向き、介護予防に関する健康教育を実施します。



事業名	内容
こまき介護予防推進リーダーの養成及び活動支援	身近な地域における介護予防の推進役(こまき介護予防推進リーダー)を養成するとともに、地域における介護予防活動の推進を図ります。
こまき山体操の普及・活用促進(こまき山体操入門)	小牧市版介護予防体操「こまき山体操」の普及・啓発を図るとともに、定期的に体験できる場を設けます。

## 4 生きがいづくりと社会で活躍できる場の充実

### ■現況と課題

実態調査では、趣味、スポーツなどに生きがいを感じている人が多く、健康づくり活動やグループ活動への参加を希望する人が61.0%います。また、健康づくり活動やグループ活動の企画・運営への参加意向のある人が約32%、「こまき支え合いいきいきポイント制度」へ参加意向のある人が約15%おり、心と身体の健康の保持のためにこのような活動に高齢者が気軽に参加でき、活躍できる環境づくりが必要です。

シルバー人材センターの登録者数や老人クラブ会員数が伸び悩んでおり、多様化するニーズへの対応や活動内容を知らないとする人も多いことから活動内容の周知が求められています。

### ■具体的施策の方向性

- 高齢者が趣味やスポーツ、地域活動など、多様な生きがいをもって生活できるよう、活動の促進を図ります。
- 幅広い分野、世代にわたり気軽に参加でき、社会の一員として活躍できる仕組みづくりを検討します。
- 高齢者がこれまで培ってきた技術や経験を発揮できる場として、シルバー人材センターや老人クラブの存在はこれまで以上に重要になり、大きな期待が寄せられています。また、その活動は、地域での担い手として、高齢者の生活支援、見守りといった場面で顔の見える関係の強みを活かし、非常に大きな力となります。今後は、多様化する高齢者のニーズに対応しながら、地域で高齢者を支える基幹的な組織となるようその活動に対し積極的に支援を行います。
- 既存のボランティア団体の活動への支援や、効果的な情報提供に努め、高齢者がこうした活動や地域での活動に参加しやすい環境を整えます。また、支援を必要とする高齢者のニーズと整合する活動を始めたいという個人や団体を支援し、ボランティアの活動の促進、多様化、重層化を目指します。
- 高齢者の生きがいづくりの柱の一つとして、就労支援に向けて、シルバー人材センターやハローワーク等と連携しながら、高齢者の経験を活かすことができる就労を支援します。
- 高齢者の豊富な知識や経験を活かし、就労等の社会活動を希望する高齢者の活動支援のため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングする就労的活動支援コーディネーターを配置し、高齢者の社会参加促進の支援を行います。

事業名	内容
寿学園の運営	65歳以上の方を対象とし、教養の向上と心身の健康の保持を図るため、毎月1回市民会館で各種の講演や余興などのプログラムと夏季の課外学習を実施します。
第1・2老人福祉センターの運営（野口の郷、小針の郷）	60歳以上の方に健康の増進や生きがいのある生活を送っていただくための施設で、地域住民との交流や軽スポーツ、娯楽、健康増進、教養・生きがいづくり講座などを開催します。
老人福祉センターの整備	高齢者がより身近に利用できるよう、市内3か所目となる新たな老人福祉センターを整備します。
小牧市ゆうゆう学級	市内在住在勤の60歳以上の方に、市内4か所の公民館において健康体操、歴史、手芸、自主企画など仲間づくりを中心に学習の推進を図ります。
市民講座各種	知識、教養を高め、あわせて技能の習得や趣味を広げることにより、心豊かな人間形成を目指すとともに市民相互のつながりを深めることができるよう実施します。
地域3あい事業	市民が学びあいやふれあい活動を通して地域ぐるみで子育てに関わり、高齢者を支える「ふれあい、まなびあい、ささえあい」の地域づくりを目指します。
シルバースポーツ大会	市内在住在勤の概ね60歳以上の方を対象とし、健康保持と生きがいを高めるため、毎年10月頃にグラウンドゴルフ、ディスクゴルフ、レクリエーションのスポーツ大会を開催します。
校区スポーツ振興会の活動	高齢者にも適したスポーツ、レクリエーションの提供を図るとともに、異世代との交流促進を図ります。
市民菜園	園芸知識の普及を図り、情操を高めることを目的に、現在市内で2か所開設されています。アドバイスや共同作業などを通じて人とのつながりを形成します。
シルバー人材センター	原則60歳以上の方を会員として、臨時的かつ短期的な就業の場を提供することにより、高齢社会の活性化に貢献します。就労を生きがいとする高齢者もいることから、シルバー人材センターへの業務の依頼を積極的に実施し、仕事の種類の拡大とその受け入れ体制の充実を図るとともに、会員数の確保への支援をします。
老人クラブ	60歳以上の方が社会奉仕活動や生きがいを高めるための活動を行うため、自主的に組織運営されている団体です。リーダー養成のための支援を行うほか、地域の組織としてのこれまで以上の役割を担っていただくために、その活動を通して、加入者を増加するための支援をします。
地域支え合い活動の推進	圏域ごとに地域支え合い推進員を適正に配置し、人材の育成を行うとともに、地域課題の解決に向け、地域に根ざした支え合い活動を推進します。
ふくし座談会	それぞれの地域のニーズや課題、今後の地域のあり方について話し合い、課題解決に向けた取り組みを実施するため、関係機関や団体等と連携し、支援します。
ボランティア勉強会	ボランティア活動の意義や必要性について理解を深めるとともに、活動を続けていくモチベーションを高めるよう支援します。
こまき支え合いいきいきポイント制度	支え合い活動に参加する“きっかけ”や続けていく“励み”につながるよう、介護施設やサロンでのお手伝い、地域協議会での困りごと支援の活動に対し、市内限定商品券と交換できるポイントを付与し、活動支援を行います。

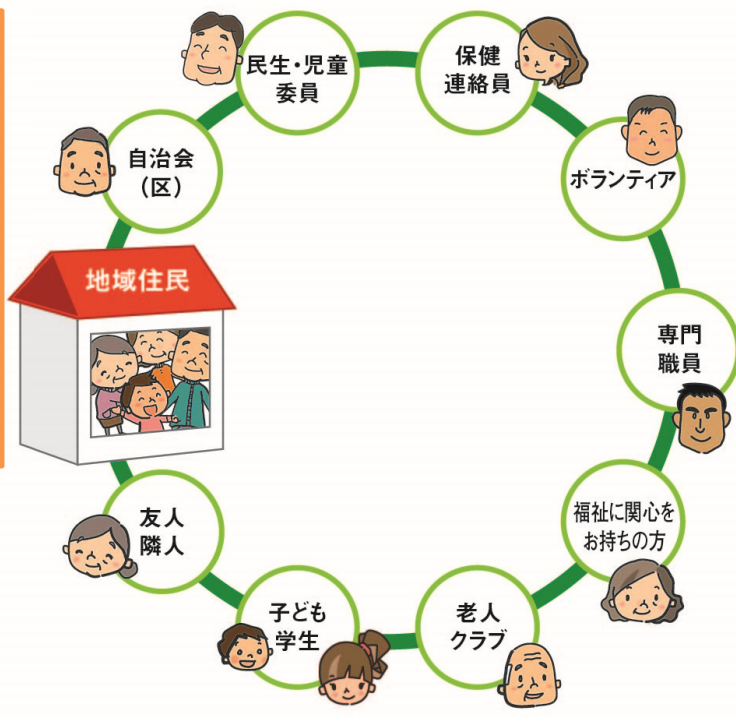
事業名	内容
こまき市民交流テラス（ワクティブこまき）	すべての市民の生きがいづくり支援を行う拠点を目的とした施設で、市民活動をはじめ、ボランティア活動や地域活動、生涯学習活動などのほか、就労を含めた包括的な支援を行います。

ふくし座談会(イメージ図)

「ふくし座談会」とは、

- ・ 区長、民生委員、住民等、地域支え合い推進員、行政職員等とそれぞれの地域のニーズや課題、今後の地域のあり方について話し合い、課題解決に向けた取り組み等を協議します。
- ・ 困りごとや相談事、個別の地域ケア会議から見出された課題を地域で解決できないかなどを含め、地域の課題を発見し、解決に向けて検討することで市の政策形成につなげていくことも期待されます。

- ・ 地域課題の整理、課題解決の協議
- ・ 住民同士のつながり創出
- ・ 支え合い・助け合いの地域づくり
- ・ 地域資源の開発



【実施状況と計画目標】

年度	基準値	見込値	目標値			
	R元	R2	R3	R4	R5	
4-1 いきいき世代個別歯科健診受診率 (70歳)	10.2%	11.0%	12.0%	13.0%	14.0%	
4-1 特定健康診査受診率	42.8%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	
4-1 健康診査受診率	41.2%	45.0%	45.0%	50.0%	50.0%	
4-2 週1回以上適度な運動をしている成人 市民の割合	52.2%	57.0%	61.0%	65.0%	65.0%	
4-2 フレイル予防事業への参加者数	1,795人	1,300人	2,700人	3,700人	4,100人	
4-2 口腔ケアをしている市民の割合	62.6%	63.0%	64.0%	65.0%	66.0%	
4-2 フレイルチェックを実施したサロン数	—	10箇所	30箇所	60箇所	80箇所 (最大サロン数)	
4-3 リハビリテーション専門職派遣数	30件	10件	30件	35件	40件	
4-3 こまき介護予防推進リーダー数(累計)	87人	87人	110人	120人	130人	
4-3 週1回以上こまき山体操を実施している 団体数	5団体	5団体	6団体	7団体	8団体	
4-3 一般介護予防教室への参加者数	3,220人	1,320人	3,200人	3,300人	3,400人	
4-3 健康いきいきポイントまいか交付者数	180人	140人	160人	180人	200人	
4-3 ウォーキングアプリ 「alko」達成者数	2,000ポイント 達成者数	925人	1,200人	1,300人	1,400人	1,500人
	1,000ポイント 達成者数	407人	450人	500人	550人	600人
4-3 健康づくりに関連した運動教室などへの 参加者数	1,329人	360人	1,330人	1,360人	1,390人	
4-4 シルバー人材センター会員就業率	89.2%	89.2%	89.4%	89.7%	90.0%	
4-4 シルバー人材センター会員数	545人	550人	560人	570人	580人	
4-4 老人クラブ数	70団体	68団体	69団体	70団体	71団体	
4-4 老人クラブ会員数	4,502人	4,288人	4,350人	4,400人	4,500人	
4-4 老人福祉センターの利用者数	174,380人	130,000人	170,000人	180,000人	210,000人	



		基準値	見込値	目標値		
		R元	R2	R3	R4	R5
4-4 市立寿学園生徒数		2,024人	1,990人	2,000人	2,010人	2,020人
4-4 ふくし座談会実施回数	区	99区	30区	100区	110区	120区
4-4 ボランティア勉強会参加者数		125人	160人	170人	180人	200人
4-4 こまき支え合いいきいきポイント還元者数		1,008人	1,300人	1,600人	2,000人	2,300人
4-4 生きがいを持って暮らしている65歳以上の市民の割合		76.6%	80.0%	83.4%	86.8%	90.0%

【4-4 参考】

年度	現状値
	R2
地域3あい事業実施地区数	63地区
シルバースポーツ大会参加者数	553人
校区スポーツ振興会実施校数	16校





## 第5章

---

# 生活支援と支え合いの地域づくり





## 第5章 生活支援と支え合いの地域づくり

### 《目指す姿》

住民がお互いさまの気持ちで協力し支え合いながら、住み慣れた地域で暮らし続けています。

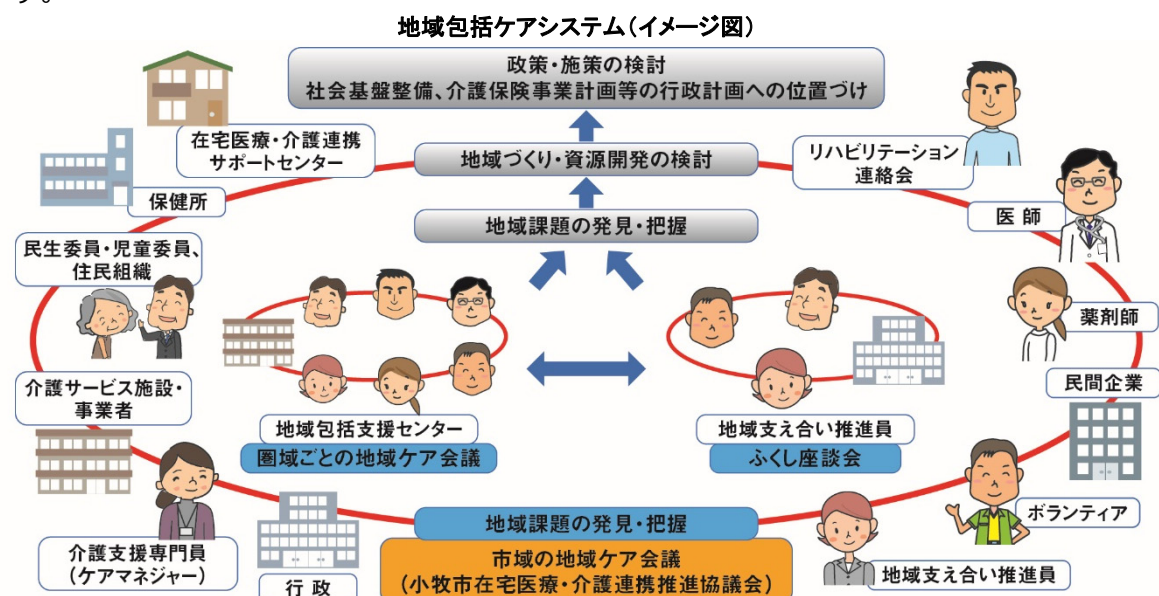
### ■施策の方向性

高齢者のみの世帯の増加や、近所との付き合い方の変化により、さまざまな不安や困りごとを抱えた高齢者が増えています。そうした中で、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を引き続き推進します。

地域包括ケアシステムの要として地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、より高齢者やその家族にとって身近な存在として寄り添った支援ができるよう、アウトリーチ（訪問支援）やワンストップ対応の他、包括的な相談体制の構築を進めます。

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、医療的ケアや介護サービス以外にさまざまなサービスや支援が必要となります。そのため、高齢者全体の生活を支える様々なサービスや支援が円滑に提供できるよう、多機関・多職種の連携強化を図ります。

「地域が支える福祉」の実現に向け、区長、民生委員・児童委員、保健連絡員や社会福祉協議会などと連携して、地域福祉の人材育成、地域活動を推進する仕組みづくり、支え合いの意識を高めるための福祉教育や啓発活動の充実を図ります。加えて、日常生活圏域ごとに「地域支え合い推進員」を配置し、地域資源の開発や発掘、人材の育成を支援します。



# 1 地域包括支援センター機能の強化

## ■現況と課題

実態調査では、一般高齢者の地域包括支援センターの認知度が約 33%と低いことから、身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターを知ってもらえるような工夫が必要です。

地域包括ケアシステムの要である地域包括支援センターに期待される役割はますます大きくなっています。

## ■具体的施策の方向性

- 広報などを活用し、地域包括支援センターの周知を積極的に行います。
- 高齢者に寄り添った支援ができるよう、アウトリーチによる支援やワンストップ対応ができるよう、機能・体制強化を図ります。
- 圏域や地域ごとの特性、課題、ニーズを踏まえた運営が行われるよう、行政と地域包括支援センター、関係機関が緊密に連携を図りながら、課題解決に向けた活動などの支援を行います。

事業名	内容
総合相談業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・「初期段階での相談対応」及び「専門的・継続的な相談支援」</li><li>・地域におけるネットワークの構築</li><li>・実態把握</li><li>・家族介護者への相談体制の充実・情報提供</li></ul>
権利擁護業務	<p>地域の社会資源などによる支援だけでは適切なサービスにつながらない等の困難な状況にある高齢者に対し、安心して尊厳のある暮らしができるよう、権利擁護支援センターと連携し、専門的・継続的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・成年後見制度の活用促進</li><li>・老人福祉施設などへの措置の支援</li><li>・高齢者虐待への対応</li><li>・困難事例への対応</li><li>・消費者被害の防止</li></ul>
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・包括的・継続的なケア体制の構築</li><li>・地域における介護支援専門員のネットワークの活用</li><li>・介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談</li><li>・介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言等</li></ul>
第 1 号介護予防支援事業	<p>要支援者や総合事業の対象となる方に対し、心身の状況・置かれている環境等を勘案して、本人の自立の促進や要介護状態への悪化を防止することを目的としたプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連携した支援を行います。</p>

事業名	内容
地域ケア会議	<p>個別事例等の検討を通じ、介護支援専門員の資質の向上を図るとともに、地域のニーズや社会資源を把握します。</p> <p>区長、民生委員・児童委員などの地域の関係者、医療・介護の関係者と地域課題の共有化を行い、個別支援の充実を図ります。</p> <p>共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを行います。</p>

#### 地域ケア会議のイメージ図

「地域ケア会議」とは、

- ・地域包括支援センターが主催し、医療・介護の専門職に加え、地域支え合い推進員、ケアマネジャー等の多くの専門職が一堂に会することで、個々の高齢者の課題を明らかにし、効果的な支援方法を幅広く検討するための会議です。
- ・個別課題の積み重ねから地域課題を発見し、市の政策形成につなげていくことも期待されます。



## 2 在宅医療・介護の提供及び連携体制の強化

### ■現況と課題

医療的ケアが必要な要介護者が増えているため、医療・介護の連携の強化、在宅医療の推進が求められています。

円滑な介護サービスを提供するため、多機関・多職種との連携強化の他、ICTを活用した情報連携が求められています。

在宅での看取りに関する知識が浸透していないため、不安をもつ市民がまだまだ多くいます。在宅医療や介護に関する普及啓発及び体制整備が重要です。

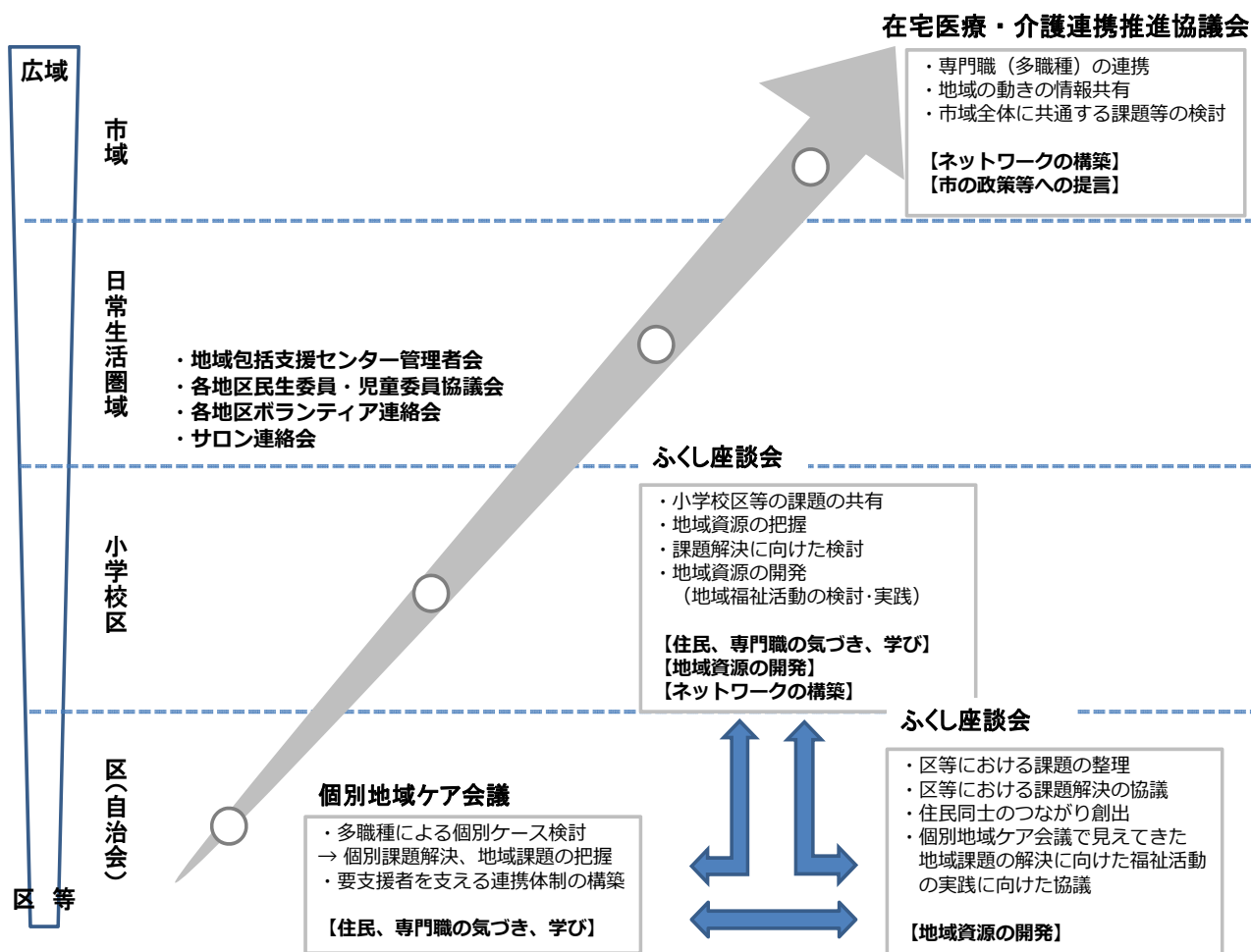
### ■具体的施策の方向性

- 高齢者が自分の状態をよく把握し、理解するためには、異変を早期に発見できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をもつことが重要です。こうしたことの必要性について、普及啓発を行います。
- 在宅で生活する高齢者が、自立した生活を送ることができるよう、医療や介護だけでなく高齢者の生活にかかるさまざまな職種の人が連携し、高齢者の生活全体を考えることができるよう、交流の機会を増やし連携の強化を図ります。
- 多機関・多職種連携の強化に向け、研修会やICTの活用による情報連携の促進を図ります。
- 医療や介護が必要となっても自身が希望する生活をできるだけ実現できるよう、「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」＝「人生会議」として、もしものときのために自身が望む医療やケアについて、前もって繰り返し話し合い、共有する取り組みを進めます。
- 在宅での看取りを進めるため、在宅医療や介護に関する知識の普及啓発を図るとともに、在宅医療・介護体制強化を図ります。

事業名	内容
在宅医療・介護に関する市民アンケートの実施	在宅医療の認知度や利用度などを把握し、事業の進捗状況を把握・評価するため、アンケートを実施します。
切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築	医師会などとの連携により、24時間365日、緊急の相談に対応できるよう訪問診療に対応する医療機関の増加を図ります。また、主治医が不在の際にも必要な対応が受けられるよう訪問看護ステーションなどとの連携によるチーム体制の構築を目指します。
在宅医療・介護連携サポートセンターの設置	医療・介護に関わる関係機関の連携に向け、また、在宅医療・介護に関する相談窓口として、在宅医療・介護連携サポートセンターを設置・運営します。
多機関・多職種による研修会の開催	地域の医療・介護関係者などを対象に多機関・多職種が参加できる研修会を開催します。

事業名	内容
在宅医療・介護連携推進協議会の開催	地域の医療、介護関係者など多職種、他業種の連携により、課題の抽出・解決のための施策などを検討するため、協議会を運営します。
こまきつながるくん連絡帳	地域の医療や介護等の関係者が連携をとり、迅速かつ適切なサービスに必要な情報共有を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した医療・介護連携システムを運営し、ICTシステムを活用した連携強化を図ります。
在宅医療に関する啓発	在宅でも医療を受けながら療養生活を送ることが可能なことや、どのようなサービスが受けられるかなど、出前講座、講演会の開催を通じて啓発活動を行います。
在宅医療・介護従事者への在宅医療に関する研修	在宅医療の知識、技術等が横断的に深められるよう、多職種を対象とした研修を実施し、その連携を深めます。
在宅医療に関する情報提供	どこの医療機関で、こういった在宅医療が受けられるのかなどの必要な情報が入手できるよう、関係団体も含めて、情報の発信を行います。
自立支援型多職種カンファレンス	自立支援・介護予防の観点を踏まえて、多機関・多職種連携によるカンファレンスを開催します。

### 会議体の展開イメージ





### 3 地域における支え合いの仕組みづくり

#### ■現況と課題

地域の課題や今後の地域の在り方について話し合う場として「ふくし座談会」があります。住み慣れた地域の困りごとや課題を解決するため、引き続き「ふくし座談会」を中心として、地域の人々が身の回りの状況に関心を高めていくことが重要です。

また、「地域支え合い推進員」を中心として、既存の地域における資源のコーディネートや、多様な関わり方の検討や若い世代を巻き込んだ地域資源の開発・人材育成が求められています。

加えて、水害をはじめとする災害が起こりやすくなってきている中で、災害への不安が大きくなっています。

#### ■具体的施策の方向性

- 高齢者の支援がより一層、地域に求められていることから、地域のニーズを把握するとともに、地域福祉を推進するため地域への支援体制の構築を進めます。
- 「ふくし座談会」を継続的に開催し、「ふくし座談会」参加者を中心に小学校区単位のネットワークをつくります。地域協議会の福祉部会として「ご近所福祉ネットワーク」を構築し、地域福祉活動の核となる仕組みづくりを推進します。また、地域における見守りをはじめとする、それぞれが無理のない範囲で行う支え合い活動の促進を図ります。
- 地域包括支援センターと地域支え合い推進員が連携して、積極的に地域に出向くことで、情報提供できる環境を整備するとともに、「新しい生活様式」を踏まえながら、多様な関わり方の検討や若い世代が地域活動に積極的に関わられるような仕組みづくりを進めます。
- 災害発生に備え、緊急時の支援につなげるため、関係機関と情報を共有する体制を整備するとともに、避難行動要支援者台帳の整備を進めます。さらに、災害時に要支援者を地域で支える体制づくりを支援します。

事業名	内容
ふくし座談会（再掲）	それぞれの地域のニーズや課題、今後の地域のあり方について話し合い、課題解決に向けた取り組みを実施するため、関係機関や団体等と連携し、支援します。（P77 イメージ図参照）
地域ケア会議（再掲）	個別事例等の検討を通じ、介護支援専門員の資質の向上を図るとともに、地域のニーズや社会資源を把握します。 区長、民生委員・児童委員などの地域の関係者、医療・介護の関係者と地域課題の共有化を行い、個別支援の充実を図ります。 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを行います。（P85 イメージ図参照）

事業名	内容
ご近所福祉ネットワーク (地域協議会の福祉部会)	小学校区ごとに各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、地域資源や情報の共有及び連携強化の場の構築を推進します。
地域支え合い推進員の配置	地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握と連携をしながら、サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を配置します。
地域課題の解決に向けた 各種人材養成講座の開催	地域支え合い推進員が主催し、地域のさまざまな課題の解決に向けた各種人材養成講座を開催し、人材の育成に努めます。
ボランティア勉強会(再掲)	ボランティア活動の意義や必要性について理解を深めるとともに、活動を続けていくモチベーションを高めるよう支援します。
【集う見守り】 居場所づくりによる見守り体制の充実	サロンなど、居場所づくりを進め、地域の人にとって集いの場となり、「集う見守り」ができるよう、支援を行います。
【出向く見守り】 住民主体の訪問活動による見守りの充実	「集う見守り」では対応できない人などを中心に、地域住民による訪問活動「出向く見守り」の充実を図ります。
避難行動要支援者支援事業	避難行動要支援者台帳を作成し、区(自治会)や民生委員・児童委員と災害発生時に避難等の支援が必要な人などの情報共有を図り、災害発生に備え、支援体制を構築します。
高齢者等見守りネットワーク事業	定期的高齢者等と接触する機会のある電気、ガス、水道などの事業者と連携し、緩やかな見守りを行います。

### ご近所福祉ネットワーク(地域協議会の福祉部会)イメージ





## 4 本人の意思を尊重した支援

### ■現況と課題

実態調査では、成年後見制度の認知度が約 54%であるのに対し、尾張北部権利擁護支援センターの認知度は約 6%にとどまっています。

今後、認知症を発症したり、介護が必要となっても、本人の意思を尊重しながら安心して生活できるよう、成年後見制度の普及啓発が求められています。

### ■具体的施策の方向性

- 高齢者が自身の望むケアや終末期を迎えられるよう、ケアが必要になる前に、自身の今後の生き方や、介護や医療的ケアが必要になった時に望むその在り方や終末期の在り方を考え、準備のきっかけづくりの機会の充実を図ります。
- 認知症を発症したり、介護が必要となっても、尊厳をもって安心して生活できるよう、権利擁護支援センター及び成年後見制度の普及啓発を進めます。
- 高齢者の虐待防止を推進するとともに、介護・医療サービスの利用の拒否などにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」を防げるよう、地域の見守りなどの支援体制の強化を図ります。

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	高齢者または身寄りがなく、判断能力が不十分な認知症高齢者などを支援するため、市が家庭裁判所に成年後見等開始審判申立てを行います。また、審判後、後見人などへの報酬に対する支払能力がない方に、助成を行います。
措置入所	家族関係や生活様式が多様化する現在、自宅での生活を望みながらも、経済的な不安、居住環境の悪化、家族関係の悪化、暴力や介護放棄等の虐待などにより、在宅生活が困難となる高齢者に対し、養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所措置を行います。相談者の在宅生活が困難な理由をすみやかに把握し、関係機関との調整により、生活が継続できるよう支援します。
権利擁護支援センター	認知症高齢者や障がいのある方等、支援を必要とする方の権利擁護を図るため、近隣市町と共同して権利擁護支援センターを平成 30 年度に設置しました。 権利擁護支援センターでは、権利擁護に係る相談支援、成年後見制度の利用支援、普及啓発等を行います。
わた史ノート	人生を振り返り、自分自身の気持ちを見つめ直し、自分と周囲の人との話し合いのきっかけとなる「わた史ノート」が世代を問わず活用できるよう検討を行い、普及啓発を図ります。

## 5 生活支援や高齢者に配慮した住まい環境の整備

### ■現況と課題

今後もひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯は増加すると見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、介護保険サービスなど公的サービスでは補うことができない部分へのきめ細やかな支援が必要です。

また、高齢者が安心して在宅で生活していくため、身体機能や状況に応じた必要な設備や住環境の整備、高齢者向け住まいの整備及び供給が必要です。

### ■具体的施策の方向性

- 従来の福祉サービスでは補いきれないニーズに対してきめ細やかな生活支援体制を整備するため、地域支え合い推進員を配置し、社会福祉協議会、地域包括支援センター、区などと連携し、多様な生活支援サービスを提供します。
- 高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、専門職を活用しながら適切な住宅改修を進めるほか、さまざまな福祉用具等の効果的な活用を促進します。
- 高齢者の居住の安定確保のため、質を確保したサービス付き高齢者向け住宅（※1）や有料老人ホーム（※2）の整備促進を図ります。
- 高齢者が安心して賃貸住宅などへの住み替えができるよう、愛知県と連携を図りながら「愛知県あんしん賃貸支援事業」の普及啓発を行います。
- 空き家などを活用して高齢者等居場所づくりの仕組みを検討します。

※1 サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリー構造等を有し、安否確認・生活相談などのサービスを提供する高齢者向けの居住施設です。

※2 有料老人ホーム：高齢者が暮らしやすいように配慮した「住まい」に、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要な「サービス」が付いた住宅です。

事業名	内容
高齢者等健康診断書料助成事業	高齢者、要介護（要支援）認定者、または総合事業の事業対象者に該当する方が、市の福祉サービスや介護保険サービスを利用する際に提出する、医師の健康診断書を作成するために必要な費用の一部を助成します。
ひとり暮らし高齢者交流会	社会福祉協議会により、70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、催事などを通じて交流を図ります。
緊急通報システムの設置	急病や災害などの緊急事態に迅速かつ適切な対処ができるように、電話機本体及びペンダントのボタンを押すことや生活活動感知機能により緊急通報センターへ自動的に通報できる装置を設置し、ひとり暮らし高齢者等の安全な生活を支援します。

事業名	内容
食の自立支援サービス	高齢者に栄養バランスの取れた食事を提供し、健康で自立した生活を支援するとともに、配達を通して見守りを行います。
軽度生活援助サービス	庭の手入れなど軽易な日常生活上の援助を行い、高齢者のみ世帯の方の自立した生活を支援します。
高齢者住宅改修助成事業	身体機能の低下を補うために必要な居室、浴室、便所などの住宅改修工事を行った場合に、要した経費のうち 20 万円を限度として、その 9 割を助成します。
リフォームヘルパー派遣事業	虚弱な高齢者の方が住み慣れた自宅で生活できるように住宅改修（リフォーム）を行うとき、福祉、保健及び医療関係の専門家が自宅を訪問して、相談・助言を行います。
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅（※）に居住する 60 歳以上の方がいる世帯に対し生活援助員を派遣し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援します。具体的には、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応などのサービスを提供します。
三世帯同居・近居住宅支援事業	子育て世帯が親の住む小牧市内に新たに、三世帯で同居もしくは近居するための住宅の新築、購入などの経費に対し補助をします。

※高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）・・・住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された高齢者世帯向けの公的賃貸住宅です。

## 6 家族介護者への支援

### ■現況と課題

実態調査では、身体的・精神的な負担を抱えながら介護を続ける家族介護者が全体の約75%を占めています。また、仕事をしながら介護をしている家族介護者が全体の約37%を占めています。そのうち半数の人が何らかの調整をしながら働いています。

その他、高齢の家族介護者も多いことから、家族介護者の状況に応じたきめの細かい支援がこれまで以上に求められています。

### ■具体的施策の方向性

- 介護を理由とした離職は、社会的にみても大きな損失であることから、関係機関と連携し、啓発などを通じて介護休暇を取得しやすい雰囲気醸成を図ります。
- 家族だけで抱え込むことがないよう、レスパイトケアに関するサービスの情報発信、情報提供に努め、地域包括支援センターや介護支援専門員を中心に家族介護者に寄り添ったきめの細かい支援を進めていきます。
- 介護についての知識や技術を習得する講座を家族介護者が参加しやすい場所や時間帯に開催するとともに、家族介護者の負担を軽減するための支援を検討します。
- 家族介護者の負担軽減のため、情報交換やリフレッシュできる場の確保に努めます。

事業名	内容
家族介護者に向けた講座の開催	高齢者を介護している家族などに対し、介護方法の知識・技術習得のための教室を開催します。
介護者家族支援事業	認知症高齢者など介護している家族に対して、介護に関する知識の習得、仲間づくりの支援となる交流を開催します。
ねたきり高齢者等介護者手当	ねたきり状態や認知症の人のうち、要介護認定者(要介護4以上)など一定の条件を満たす方を常に在宅で介護している家族に月額5,000円を支給し、経済的な負担の軽減を図ります。
家族介護用品の支給	在宅の要介護認定者(要介護4以上)の家族介護者に対して介護用品と引き換えのできる利用券を支給します。
介護マークの発行	介護者が介護中であることを周囲に理解してもらうために使用する「介護マーク」を発行します。

【実施状況と計画目標】

年度		基準値	見込値	目標値		
		R元	R2	R3	R4	R5
5-1 地域包括支援センターの認知度 (一般高齢者)		32.9%	—	—	50%	—
5-1 総合相談	件数	13,748 件	12,000 件	13,000 件	14,000 件	15,000 件
	高齢者人口に対する割合	36.7%	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%
5-1 介護支援専門員からの相談件数		1,581 件	1,600 件	1,600 件	1,600 件	1,600 件
5-1 個別地域ケア会議開催回数		32 回	15 回	32 回	40 回	40 回
5-2 多機関・多職種による研修会への参加者数		408 人	0 人	400 人	420 人	450 人
5-2 こまきつながるく ん連絡帳	登録事業者数	157 事業者	200 事業者	205 事業者	210 事業者	215 事業者
	登録患者数	113 人	130 人	132 人	134 人	136 人
5-2 在宅で看取りを受けた市民の数		102 人	100 人	102 人	105 人	110 人
5-2 市民への在宅医療に関する普及啓発 (講演会及び出前講座等の回数)		8 回	1 回	8 回	8 回	8 回
5-2 往診や訪問診療を行う医療機関数		98 箇所	98 箇所	100 箇所	100 箇所	100 箇所
5-2 自立支援型多職種カンファレンス開催回数		3 回	1 回	3 回	3 回	3 回
5-3 ふくし座談会実施回数	小学校区	16 回	2 回	16 回	16 回	16 回
5-3 ご近所福祉ネットワーク設立数 (地域協議会の福祉部会)		4 箇所	5 箇所	6 箇所	7 箇所	8 箇所
5-3 ふれあい・いきいきサロン数		79 箇所	78 箇所	78 箇所	79 箇所	80 箇所
5-3 市・社協が把握している住民主体の居場所 数		16 箇所	16 箇所	16 箇所	18 箇所	20 箇所
5-3 地域において見守り活動を実施している 団体数		93 団体	93 団体	93 団体	94 団体	95 団体
5-3 避難行動 要支援者支援制度	登録者数	2,403 人	2,600 人	2,800 人	3,000 人	3,200 人
	登録率	42.7%	52%	56%	60%	64%
5-3 小学校区単位の防災訓練実施校数		15 校	16 校	16 校	16 校	16 校
5-3 見守り協定を締結した事業者数		128 事業者	131 事業者	134 事業者	137 事業者	140 事業者

年度	基準値	見込値	目標値		
	R元	R2	R3	R4	R5
5-4 成年後見制度の認知度	49.0%	—	—	65.0%	—
5-4 尾張北部権利擁護支援センターの認知度	6.0%	—	—	25.0%	—
5-4 尾張北部権利擁護支援センターへの高齢者の権利擁護に関する相談人数	104人	52人	100人	110人	120人
5-4 わた史ノート書き方講習会への参加者数	204人	50人	200人	220人	240人
5-5 緊急通報システムの設置者数	1,163人	1,170人	1,180人	1,190人	1,200人
5-5 食の自立支援サービス利用者数	298人	300人	305人	315人	320人
5-5 軽度生活援助サービス利用者数	141人	150人	152人	154人	156人
5-5 高齢者住宅改修助成件数	3件	5件	5件	5件	5件
5-5 リフォームヘルパー派遣件数	56件	40件	40件	40件	40件
5-6 家族介護用品受給者数	24人	30人	32人	34人	36人

【5-2 参考】

年度	現状値	
	R2	
在宅療養支援診療所数	病院	0箇所
	診療所	16箇所
在宅療養支援歯科診療所数	10箇所	
24時間対応体制調剤薬局の数	12箇所	
24時間対応体制 訪問看護ステーション数	11箇所	

【5-5 参考】

年度	現状値
	R2
サービス付き高齢者向け住宅	4施設
有料老人ホーム	18施設





## 第6章



# 認知症施策の推進





## 第6章 認知症施策の推進

### 《目指す姿》

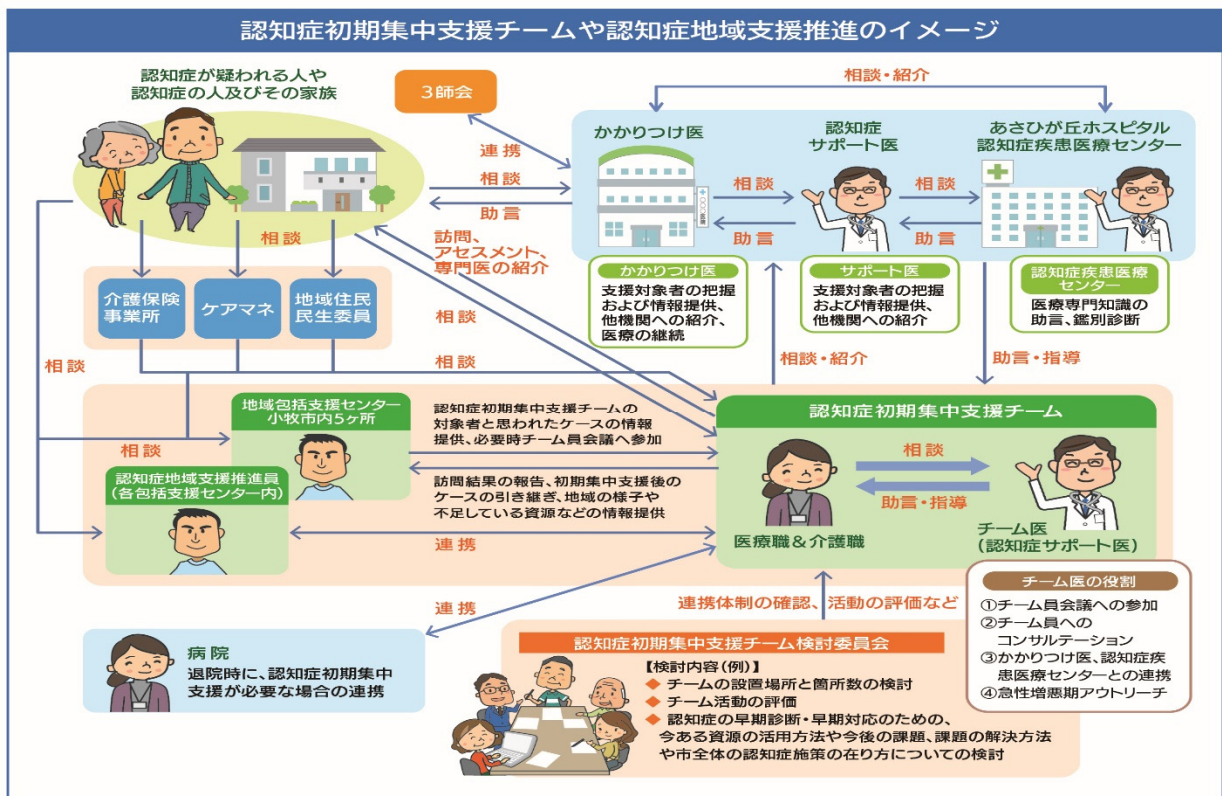
認知症になっても、ならなくても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができます。

### ■施策の方向性

後期高齢者の増加に伴い、認知症の高齢者は、今後ますます増加していくことが予想されています。認知症は誰もがなりうるものであることから、認知症に対する正しい知識の習得や理解の促進を図ります。

また、認知症の人が住み慣れた地域で生活し、地域の一員としてさまざまな活動に参加できるように、それぞれの場面で認知症の人に関わる人ができる範囲でサポートする意識を高めていくことで、認知症の人を見守り、支える地域づくりを検討していきます。

厚生労働省がとりまとめた「認知症施策推進大綱」や愛知県が認知症対策のより一層の推進を目的として策定した「あいちオレンジタウン構想」に基づき、支援体制の構築を図ります。



※「認知症地域支援推進員」は認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすために、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う。

# 1 普及啓発・本人発信支援

## ■現況と課題

認知症に対する理解や認識は以前より高まってきていますが、実態調査によると、認知症の初期の相談先としてどこに相談してよいかわからない人が約 11%います。

また、要介護者の介護者においても、認知症への対応が負担と感じる人が多くいます。

## ■具体的施策の方向性

- 認知症は誰もがなりうるものであることから、認知症に対する正しい知識の習得や理解の促進を図るとともに、認知症の人を支える、認知症サポーターの育成を進めます。
- また「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であることを理解し、認知症予防の取り組みを進めていきます。
- さらには、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

事業名	内容
認知症ケアパスの普及、活用	認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を普及推進し、活用を図るとともに、適時内容を見直し、即応した対応ができる整備を行います。
認知症サポーター養成講座	幅広く認知症への理解を深めるとともに、地域や職場などにおいて認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。 また、認知症サポーターステップアップ（まなびあい）講座を開催し、認知症への対応をはじめ、地域において活躍できる人材育成に努めるとともに、事業所、関係機関等の地域資源を活用し、それらが相互に連携する支援体制の整備を推進します。
認知症サポーターまなびあい講座	認知症サポーター養成講座受講者を対象に、活動するにあたって、実践の場で必要な認知症に関する知識やスキルの習得をしてもらうための講座を開催します。
認知症に関する情報提供	認知症に関するシンポジウム等の開催や広報を活用し、認知症に関する正しい理解を促進します。

## 2 認知症の予防と早期発見・対応支援

### ■現況と課題

認知症予防施策は計画に比べて、事業への参加者数等の実績が上回っており、市民の認知症に対する関心が高いことがうかがえます。

今後さらに参加者などを広げていくためには、認知症予防の取り組みは単独の事業だけでなく、生きがいつくりや健康づくり事業とあわせて誰もが取り組めるようにすることが重要です。

### ■具体的施策の方向性

- 認知症に対する正しい認識の普及を図るとともに、さまざまな事業と組み合わせながら認知症予防に関する事業の展開を図ります。
- 認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症地域支援推進員を配置し、認知症地域支援推進員が中心となり、「医療・介護等の支援ネットワークの構築」、「関係機関と連携した事業の企画・調整」、「支援・支援体制構築」を進めます。
- 認知症への対応は早い段階からのサポートが有効であることから、早期診断、早期治療へとつなげるため、医療職や介護職によって構成される認知症初期集中支援チームを設置しています。認知症疾患医療センターのあさひが丘ホスピタル、医療機関や介護支援専門員、介護保険事業所などとも更に連携を強化し、認知症ケアの充実を図ります。

事業名	内容
認知症簡易チェックリスト	携帯電話、スマートフォン、パソコンなどから、身近な人や自分自身の認知症の状態を簡単にチェックできる認知症簡易チェックサイトを市ホームページに掲載し、利用していただきます。
認知症予防ゲームリーダー養成講座	認知症予防活動を推進する担い手として、認知症予防ゲームリーダー養成講座を開催します。
認知症予防活動の推進	認知症予防ゲームやコグニサイズなど、認知症予防の取り組みを進めていくとともに、その取り組みのリーダーとなる方を養成していきます。
認知症地域支援推進員の配置	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う推進員を地域包括支援センターに配置します。
認知症初期集中支援チームの設置	認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護サービスの導入や調整、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

### 3 認知症バリアフリーの推進

#### ■現況と課題

認知症の人の実態が十分把握できないため、十分な理解や対応が進んでいないことがうかがわれます。

若年性の認知症の人を含め、安心して住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域全体で認知症の人の暮らしを見守り・支える地域づくりが期待されています。

認知症の人の家族介護者の負担は大きいいため、負担軽減が求められています。

#### ■具体的施策の方向性

- 認知症の人が地域の一員として活動できるよう、認知症に対する知識と理解を深めるとともに、さまざまな場面で認知症の人に関わる人ができる範囲でサポートする意識を高めていくことで、地域全体で認知症の人を見守り、支え、認知症の人の日常活動が行いやすい環境づくりを進めます。
- 認知症の人やその家族への支援の輪を広げていくため、地域のネットワークの充実を図ります。さらに、愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者SOS広域ネットワークを活用し、状況に応じて近隣市をはじめ県内外の広範囲で見守り支援を行います。また、GPSを用いた位置情報検索サービスを利用する場合の初期費用の一部（加入料金・本体機器購入費・充電用付属品購入費）を助成し、ICTの活用を促進を図ります。
- 認知症の人への介護等にあたっては、それぞれの状況に応じた適切なケアを行うことが重要なため、認知症介護実践者等の研修の充実を図ります。
- 認知症の人やその家族の視点を重視した認知症の人にやさしい地域づくりを進め、居場所づくりの普及に努めます。

事業名	内容
認知症見守りネットワーク構築事業	認知症行方不明者の早期発見・保護に協力していただける登録者（団体・個人）による認知症見守りネットワークを構成し、区長、民生委員・児童委員、警察、医療機関、老人クラブ、事業者等からなる委員会との連携を図ることで、認知症の人とその家族が安心して生活できるまちづくりを目指します。
行方不明高齢者家族支援サービス事業	行方不明になった高齢者の早期発見を目的として、認知症高齢者を介護している家族等に対して、GPSを用いた位置情報検索サービスを利用する場合の初期費用の一部（上限18,000円）を助成します。
認知症カフェ	認知症の人や家族、地域住民、専門職などが参加し、集うことができる場所として認知症カフェの開設・運営を支援します。

事業名	内容
認知症高齢者等あんしん補償事業	認知症等で外出時に居場所が分からなくなった際の早期発見・保護の一助として、認知症見守りステッカーの配布とともに、事故等により損害賠償責任を負った場合の保険に市が加入することにより、住み慣れた地域で安心して過ごしていただきます。(登録制)

### 【実施状況と計画目標】

年度	基準値	見込値	目標値			
	R元	R2	R3	R4	R5	
6-1 認知症サポーター数(累計)	21,696人	21,900人	22,200人	22,700人	23,200人	
6-1 認知症サポーターまなびあい講座受講者数(累計)	127人	127人	140人	160人	180人	
6-2 認知症予防ゲーム担い手養成講座受講者数(累計)	40人	40人	45人	50人	55人	
6-2 認知症予防ゲーム実施箇所数(累計)	22箇所	22箇所	24箇所	26箇所	28箇所	
6-2 認知症初期集中支援チーム 支援者数	13人	10人	12人	14人	16人	
6-2 認知症初期集中支援チームの支援により、6カ月以内に受診や介護サービスの利用につながった割合	53.3%	100%	100%	100%	100%	
6-3 認知症見守りネットワーク協力員数(累計)	1,401人	1,440人	1,450人	1,460人	1,470人	
6-3 行方不明高齢者家族支援サービス利用者数	0人	3人	6人	10人	12人	
6-3 認知症カフェ設置数(累計)	住民主体	8箇所	8箇所	9箇所	10箇所	11箇所
	事業所主体	4箇所	4箇所	5箇所	6箇所	7箇所
6-3 認知症高齢者等あんしん補償事業の登録者数	—	150人	250人	350人	500人	

### 【6-3 参考】

年度	現状値
	R2
かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者数	27人
認知症サポート医研修受講者数	7人
歯科医師認知症対応力向上研修受講者数	3人
薬剤師認知症対応力向上研修受講者数	2人





## 第7章



# 質が高く安定した介護保険事業の運営





## 第7章 質が高く安定した介護保険事業の運営

### 《目指す姿》

高齢者が住み慣れた地域で質の高い介護サービスを受けながら、安心して暮らしています。

### ■施策の方向性

要介護状態になった時に必要な介護サービスを受けながら自立した生活が送れるように、保険者として介護保険サービスの基盤整備を行います。また、事業者への助言・指導、研修の実施などを通じてサービスの質の向上を図ります。

あわせて、持続可能な介護保険の運営を図るため、給付の適正化、地域支援事業の充実により、要介護（要支援）状態の軽度化や悪化防止の取り組みを進めます。

## 1 介護サービスの質的向上の促進

### ■現況と課題

介護保険事業は、要介護者の自立を支援するためのサービス提供であるという視点を常に持ちながら、事業所と連携して介護サービスの質の向上に取り組み、満足度の高いサービスの提供を行うことが必要です。

医療的ケアなどを必要とする要介護者も増えており、多職種連携を図りそれぞれの専門的な視点を踏まえながら、要介護者の生活を支えるサービス提供を行うことが求められています。

実態調査によると、介護サービス事業所では人材確保が大きな課題となっています。

### ■具体的施策の方向性

- 支援を必要とする高齢者やその家族が安心して介護サービスを受けられるよう、介護サービス相談員の派遣や事業所への助言・指導などによりサービスの質の向上を図ります。
- 質の高い介護サービスの維持のため、介護人材の確保の支援を行います。

- 介護職員への研修や具体的なケース検討会議などを通じた多職種間の連携などを通じて介護サービス事業者の資質の向上を図り、安心かつ適切なサービスが提供されるよう支援します。
- 介護サービス従事者だけでなく、高齢者の生活に関わるさまざまな機関の人が交流できる仕組みづくりを支援します。
- 介護事業者の業務の効率化や質の向上のため、ICTや介護ロボットの活用の促進を図ります。

## 2 介護サービス事業者への支援

### ■現況と課題

災害や感染症に対する対応が求められる機会が増えており、このような状況下においても継続的に質の高い介護保険サービスの提供を行えるよう、各事業において計画的に整備しておくとともに、保険者として介護サービス事業所が速やかに復旧し、通常の介護保険サービスが円滑に提供されるよう支援する仕組みづくりが求められています。

### ■具体的施策の方向性

- 介護サービス事業者同士の更なる連携を推進し、情報提供・共有を図ることで、利用者が適切にサービスを選択できるよう支援します。
- 非常時に備えて、避難訓練の実施や食料、飲料水、生活必需品などの物資の備蓄・調達状況の確認及び事業所などにおけるリスクの把握のため、災害に対する具体的な計画を定期的に確認します。
- 介護サービス事業所などの職員が感染症に対する知識を持って対応できるように、感染症に対する研修の充実を図るとともに、介護サービス事業所等に感染防護具、消毒液等の必要な物資の備蓄体制の整備を促します。
- 災害や感染症の発生後、速やかに介護保険サービスの提供が復旧できるよう、BCP（事業継続計画）の作成を支援する等、愛知県や他市との連携を図りながら支援できる仕組みの構築を図ります。

## 3 適正化の推進

### ■現況と課題

介護保険制度が開始されて以降、高齢化とともにサービスの利用が拡大し、介護給付費が増大しています。

適切な要介護（要支援）認定を行ったうえで、高齢者の自立支援の視点で利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するようにすることが重要です。また、適切なサービス提供と費用の効率化を通して、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度とすることが必要です。

### ■具体的施策の方向性

○介護給付適正化計画を次のとおり定め、介護給付等に要する費用の適正化に関し方向性、目標を定めて取り組みます。

#### 小牧市介護給付適正化計画（令和3年度～令和5年度）

##### 1. 要介護認定の適正化

###### 《取組目標》

- ・業務分析データ（愛知県要介護認定の状況）を活用して、認定状況の把握、調査項目の選択率やその要因について分析し、認定調査や審査判定の平準化を図ります。
- ・認定調査票及び、主治医意見書の全件チェックを実施します。
- ・介護認定審査会の審査手順や内容、審査会事務局機能の強化を図り、合議体間の平準化を図ります。

###### 《実施内容》

- ・調査票の内容でばらつきの多い項目や、調査傾向等を基に業務分析データを活用し、調査項目の選択率や特徴を把握します。また、その要因の分析を行い、その内容を反映した調査員研修を行います。
- ・認定調査の実務経験を有する職員による審査会資料の全件ダブルチェックを実施します。
- ・合議体毎の二次判定の重度（軽度）変更率等に着目し、審査会事務局による合議体間の情報共有化を図ります。

##### 2. ケアプランの点検

###### 《取組目標》

- ・ケアプランの点検により、個々の受給者の状況に応じた適切なサービス提供が行われるようにします。

###### 《実施内容》

- ・ケアプランについて、事業者に資料提出を求め、介護支援専門員等とともに確認・検証します。

##### 3. 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検

###### 《取組目標》

- ・住宅改修や福祉用具の購入・貸与に関する申請等があった場合に、受給者の生活状況、給付の妥当性等を確認することにより、不適切な給付の削減を図ります。

《実施内容》

- ・住宅改修や福祉用具の購入・貸与に関する申請等の書類について確認を行い、給付の妥当性等が判断できない案件について、事業者への確認や訪問調査を行います。

**4. 医療情報との突合・縦覧点検**

《取組目標》

- ・受給者ごとに提供された介護サービスの整合性や算定回数等の点検を行うことにより不適切な給付を削減します。また、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の医療情報と介護サービスの利用情報を突合し、医療と介護の重複請求を防ぎます。

《実施内容》

- ・国民健康保険団体連合会から提供されるリストを確認し、疑義のあるケースについて、事業者への確認を行います。

**5. 介護給付費通知の送付**

《取組目標》

- ・受給者に対して介護サービスの利用状況等について通知し、自ら受けている介護サービスを確認することにより、不適切な給付の削減を図ります。

《実施内容》

- ・受給者に対して、実際に利用したサービスの種類、回数、費用等について、年4回通知します。

【目標値】

	基準値	見込値	目標値・目指す方向性		
	R元	R2	R3	R4	R5
認定調査結果の点検	100%	100%	100%	100%	100%
ケアプランの点検	86件	30件	90件	95件	100件
住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検	100%	100%	100%	100%	100%
医療情報との突合・縦覧点検	100%	100%	100%	100%	100%
介護給付費通知の送付	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回

事業名	内容
7-1 介護サービス相談員 派遣事業	介護サービス相談員が、介護サービスの提供現場を訪ね、利用者の話を聞き相談を受けるとともに、介護保険サービス事業者に対し利用者の立場から意見や提案を行い、介護保険サービスの質の向上を図ります。
7-1 介護支援専門員研修事業	保健、医療、福祉の専門家による、ケアプラン作成技術に関する指導、助言や研修を実施して、知識・技術の向上を支援します。
7-1 介護職員現任者研修事業 介護施設職員研修事業	介護保険サービスにおいて大きな役割を担っている介護職員に研修を実施し、質の高い介護サービスの提供につなげます。

事業名	内容
7-1 訪問型サービス従業者基礎研修の実施	介護福祉士や介護職員初任者研修等の資格を持っていない者に対して、総合事業の生活支援訪問型サービスに従事するために必要な訪問型サービスの基礎的な知識等を習得するための研修を実施します。
7-1 介護保険サービス事業者連絡会による会員事業所への研修	市内を事業区域とする指定介護保険事業者により、介護サービス相互の連携の推進を図り、サービス環境の平準化と質の向上を図るために設立された団体で、会員事業所が必要とする研修を行います。
7-1 「介護展」の開催	介護保険サービス事業者が、介護保険サービスに関する情報提供及び相談、サービス提供の実演などを行います。
7-1 自立支援型多職種カンファレンス（再掲）	自立支援・介護予防の観点を踏まえて、多機関・多職種連携によるカンファレンスを開催します。
7-3 認定調査結果の点検	認定調査票を点検することで、判定結果のばらつきをなくします。
7-3 ケアプランの点検	利用者の状況に応じたサービスが適正に提供されているかなどの視点で介護支援専門員等とともに確認検証します。
7-3 住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検	住宅改修や福祉用具の購入・貸与に関する申請等の書類について確認を行い、給付の妥当性等が判断できない案件について、事業者への確認や訪問調査を行います。
7-3 医療情報との突合・縦覧点検	国民健康保険団体連合会から提供されるリストを確認し、疑義のあるケースについて、事業所への確認を行います。
7-3 介護給付費通知の送付	利用者に対して、実際に利用したサービスの種類や回数、費用などの確認のために、年に4回介護給付費通知を送付します。

#### 【実施状況と計画目標】

年度	基準値	見込値	目標値		
	R元	R2	R3	R4	R5
7-1 介護サービス相談員を派遣した延べ人数	707人	0人	790人	790人	790人
7-1 介護支援専門員研修の受講者数	28人	40人	40人	40人	40人
7-1 介護職員現任者研修の受講者数	14人	30人	30人	30人	30人
7-1 「介護展」の参加者数	320人	-	320人	320人	340人

※ R2 年度の介護サービス相談員派遣及び介護展については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

## 4 介護サービスと介護基盤の整備

### (1) 介護サービス見込量の算出

介護保険サービスの見込量の算出にあたっては、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムの手法を用いて、要介護（要支援）認定者数、介護サービスの利用実績、施設の整備状況等を基に今後3年間、令和7年度及び令和22年度のサービス利用量の見込みを推計しています。施設サービスや地域密着型サービスは、利用実績、入所（入居）待機者調査や施設整備の予定から推計しています。

居宅サービスは、要介護（要支援）認定者数を基に、平成29年度から開始された介護予防・生活支援サービス事業の状況を考慮しながら、過去の利用状況等により推計しました。

なお、サービスの推計は、尾張北部圏域医療及び介護の体制整備に係る協議の場で協議された介護施設・在宅医療等の追加的需要及び介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすための施設整備分を見込んでいます。

### (2) 介護基盤の整備

施設の整備については、利用実績、施設入所（入居）待機者の状況や保険料への影響を勘案し、実情に応じて必要な施設の整備を進めます。

#### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備状況については、市内5施設の定員総数は460人で、満床の状態です。令和2年8月の利用実績では、それらに入所している本市の被保険者は295人です。また、市外の施設に入所している本市の被保険者は、53人となっています。

また、令和2年8月に本市の利用者がいる県内26施設に行った入所待機者調査では、平成31年4月1日以降の本市の被保険者の申込者は109人でした。

令和2年11月、市内の7施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）に入所までの待機期間を直近入所した各々10人（合計70人）について照会したところ、概ね4か月でした。

こうしたことから、第8次計画期間中に新たな施設整備が必要な状況ではないと考えられます。第9次以降の計画期間においては、広域的な利用や入所（入居）待機の状況を勘案したうえで、整備を検討していきます。



## ② 介護老人保健施設

介護老人保健施設の利用実績は増加傾向にあります。市内の整備状況については、2施設（定員総数 200 人）で、緊急枠の空床を除けば概ね満床となっています。令和 2 年 8 月の利用実績では、市内の 2 施設を利用している本市の被保険者は 115 人です。また、市外の施設に入所している本市の被保険者は 113 人となっています。

第 8 次計画期間中に本市を含む尾張北部福祉圏域で 40 人増床されることが予定されており、尾張北部福祉圏域内では必要と考えます。

## ③ 地域密着型サービス施設

住み慣れた地域での暮らしが続けられるよう、必要性の高い地域密着型サービス施設の整備を推進します。

### ア 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護については、令和 2 年 8 月の利用実績では、10 事業所（定員総数 135 人）とも概ね定員数まで達しています。

令和元年度、小牧西部圏域に 1 事業所を整備しましたが、認知症の人は今後も増加傾向にあり、自宅での生活が困難になる人の増加も予想されます。

また、令和 2 年 8 月に行った入居待機者調査では、平成 31 年 4 月 1 日以降の申込者は 31 人でした。

このような状況から、できる限り住み慣れた地域で自宅に近い環境で生活が継続できるよう、第 8 次計画期間中に新たな施設整備を図ります。

### イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、小規模な介護老人福祉施設（定員 29 人以下）に入所している人が、生活機能の向上を目指し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活の援助及び機能訓練等を受けるサービスで、利用状況は減少傾向にあります。市内 2 施設の定員は 58 人となっています。

### ウ 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、通いを中心に、訪問（看護・介護）や宿泊のサービスを一体的に管理・提供する施設であり、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができ、特に医療ニーズの高い利用者の状況に応じて訪問看護サービスを提供することにより療養支援も可能となります。在宅医療・介護の連携を推進するため、令和元年度に 1 施設整備しました。





## エ その他のサービス

小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）については、整備済み事業所の利用定員に対しニーズが少ない等のため本計画期間での整備予定はありませんが、今後の利用状況を勘案したうえで、第9次以降の計画期間での整備を検討していきます。

### ④ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び軽費老人ホーム

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、必要な介護サービス基盤の整備料の見込みを適切に定めるため、愛知県と連携してこれらの設置状況等必要な情報の把握に努めます。

令和2年10月現在、小牧市内の有料老人ホームは18か所、定員664人、サービス付き高齢者向け住宅は4か所、92戸及び軽費老人ホームは2か所、定員117人です。

【介護保険施設等整備計画】

		小牧南部	小牧中部	小牧西部	味岡	篠岡	北里
介護老人福祉施設	整備済	1 か所 (100 人)			1 か所 (100 人)	2 か所 (180 人)	1 か所 (80 人)
	本計画期間						
地域密着型介護老人福祉施設	整備済			1 か所 (29 人)	1 か所 (29 人)		
	本計画期間						
介護老人保健施設	整備済		1 か所 (105 人)	1 か所 (95 人)			
	本計画期間						
認知症対応型共同生活介護	整備済	1 か所 (18 人)	1 か所 (18 人)	2 か所 (36 人)	2 か所 (27 人)	2 か所 (27 人)	2 か所 (27 人)
	本計画期間	いずれかの圏域に 1 か所整備					
小規模多機能型居宅介護	整備済	1 か所 (29 人)	1 か所 (29 人)	1 か所 (29 人)	1 か所 (29 人)	1 か所 (29 人)	2 か所 (44 人)
	本計画期間						
看護小規模多機能型居宅介護	整備済					1 か所 (29 人)	
	本計画期間						
認知症対応型通所介護	整備済		1 か所 (3 人)		1 か所 (12 人)		1 か所 (12 人)
	本計画期間						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	整備済						
	本計画期間						
地域密着型通所介護	整備済			1 か所 (10 人)		2 か所 (28 人)	
	本計画期間						

【有料老人ホーム等の設置状況】

有料老人ホーム	設置済	3 か所 (87 人)	2 か所 (68 人)	5 か所 (123 人)	2 か所 (60 人)	5 か所 (295 人)	1 か所 (31 人)
	本計画期間						
サービス付き高齢者向け住宅	設置済			3 か所 (82 戸)			1 か所 (10 戸)
	本計画期間						
軽費老人ホーム	設置済					1 か所 (100 人)	1 か所 (17 人)
	本計画期間						

( ) 内の数は定員数 サービス付き高齢者向け住宅は戸数 (令和 2 年 10 月 1 日時点整備済)

### (3) 居宅・介護予防サービス

#### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

##### ■事業内容

○訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の援助を行うサービスです。

##### ■現況と今後の見込

- 訪問介護は、これまでの利用実績が増加傾向であることと、実態調査で「今後利用したい介護サービス」の上位になっているため、増加で見込みました。
- 介護予防訪問介護は、平成 29 年度から新たに対象となった方から順次、介護予防・生活支援サービス事業（P140）の訪問型サービスに移行し、平成 30 年度には全員が移行しました（P142）。

##### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護訪問介護	延べ回数（回）	255,836	276,392	309,424
	延べ人数（人）	5,846	6,315	6,792
	人数/月（人）	487	526	566
介護予防訪問介護	延べ人数（人）	16		
	人数/月（人）	1		

##### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
訪問介護	延べ回数（回）	317,308	338,188	356,446	370,462
	延べ人数（人）	7,152	7,596	7,992	8,364
	人数/月（人）	596	633	666	697

## ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

### ■事業内容

○看護師等が居宅を訪問して、浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 利用実績は、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護ともに令和元年度に減少し、令和2年度は増加しました。
- 今後は、重度の方が在宅で生活をするが増え、その場合に必要なサービスと考えられるため、訪問入浴介護については増加で見込みましたが、介護予防訪問入浴介護については利用者が少ないため、微増で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴介護	延べ回数(回)	3,417	3,111	3,834
	延べ人数(人)	611	544	684
	人数/月	51	45	57
介護予防 訪問入浴介護	延べ回数(回)	14	0	4
	延べ人数(人)	4	0	2
	人数/月	1	0	1

#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問入浴介護	延べ回数(回)	3,974	4,250	4,510	4,650
	延べ人数(人)	708	756	804	828
	人数/月	59	63	67	69
介護予防 訪問入浴介護	延べ回数(回)	12	12	12	12
	延べ人数(人)	12	12	12	12
	人数/月	1	1	1	1

### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

#### ■事業内容

○看護師等が医師の指示により、居宅を訪問して、療養にかかわる看護を行うサービスです。

#### ■現況と今後の見込

○利用実績は、訪問看護・介護予防訪問看護ともに増加傾向にあります。今後も、在宅医療の増加が見込まれることから、これまでの実績を参考にして増加で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問看護	延べ回数(回)	36,521	39,331	43,114
	延べ人数(人)	3,312	3,792	4,068
	人数/月	276	316	339
介護予防訪問看護	延べ回数(回)	11,904	13,002	13,412
	延べ人数(人)	1,545	1,633	1,812
	人数/月	129	136	151

#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問看護	延べ回数(回)	46,742	50,033	52,332	54,620
	延べ人数(人)	4,380	4,680	4,896	5,124
	人数/月	365	390	408	427
介護予防訪問看護	延べ回数(回)	13,867	14,656	15,277	16,258
	延べ人数(人)	1,872	1,980	2,064	2,196
	人数/月	156	165	172	183

#### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

##### ■事業内容

○理学療法士や作業療法士等の専門職が居宅を訪問して、心身の機能の維持・回復、日常生活の自立を助けることを目的としたリハビリテーションを行うサービスです。

##### ■現況と今後の見込

○利用実績は、訪問リハビリテーションは微増傾向となっています。今後も要介護（要支援）認定者が増加し、リハビリテーションの重要性が高まると考えられることから微増で見込みました。

##### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問リハビリテーション	延べ回数（回）	6,192	6,383	6,786
	延べ人数（人）	399	412	456
	人数／月	33	34	38
介護予防訪問リハビリテーション	延べ回数（回）	2,835	2,568	2,338
	延べ人数（人）	205	213	192
	人数／月	17	18	16

##### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
訪問リハビリテーション	延べ回数（回）	7,426	7,933	8,140	8,516
	延べ人数（人）	480	516	528	552
	人数／月	40	43	44	46
介護予防訪問リハビリテーション	延べ回数（回）	2,454	2,614	2,614	2,890
	延べ人数（人）	204	216	216	240
	人数／月	17	18	18	20

## ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

### ■事業内容

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等が居宅を訪問し、療養上の情報提供、管理及び指導等を行うサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導ともに増加傾向であり、これまでの利用実績に加え、在宅医療の増加が見込まれることを考慮し増加で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅療養管理指導	延べ人数（人）	7,693	8,647	10,212
	人数／月	641	721	851
介護予防 居宅療養管理指導	延べ人数（人）	2,281	2,333	2,124
	人数／月	190	194	177

#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅療養管理指導	延べ人数（人）	10,812	11,484	12,024	12,624
	人数／月	901	957	1,002	1,052
介護予防 居宅療養管理指導	延べ人数（人）	2,196	2,316	2,412	2,568
	人数／月	183	193	201	214

## ⑥ 通所介護（デイサービス）

### ■事業内容

- 日帰りでデイサービスセンター等に通い、入浴、食事の提供、機能訓練等を受けるサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 通所介護は、増加傾向にあるため、現状を踏まえ、増加で見込みました。
- 介護予防通所介護は、平成 29 年度から新たに対象となった方から順次、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス（P140）に移行し、平成 30 年度には全員が移行しました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
通所介護	延べ回数（回）	113,883	118,664	115,351
	延べ人数（人）	9,467	10,028	9,480
	人数／月	789	836	790
介護予防通所介護	延べ人数（人）	19		
	人数／月	2		

#### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
通所介護	延べ回数（回）	123,024	130,504	136,654	144,646
	延べ人数（人）	10,104	10,716	11,220	11,880
	人数／月	842	893	935	990



## ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

### ■事業内容

○介護老人保健施設や病院等に通い、心身の機能の維持・回復、日常生活の自立を助けることを目的としたリハビリテーションを受けるサービスです。

### ■現況と今後の見込

○通所リハビリテーションの利用実績はほぼ横ばい傾向であり、介護予防通所リハビリテーションは増加傾向にあり、今後もリハビリテーションの重要性が高まると考えられることから、増加で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
通所リハビリテーション	延べ回数（回）	22,868	24,761	24,230
	延べ人数（人）	2,367	2,611	2,520
	人数／月	197	218	210
介護予防通所リハビリテーション	延べ人数（人）	3,376	3,895	3,888
	人数／月	281	325	324

#### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
通所リハビリテーション	延べ回数（回）	25,504	27,124	28,291	29,872
	延べ人数（人）	2,652	2,820	2,940	3,108
	人数／月	221	235	245	259
介護予防通所リハビリテーション	延べ人数（人）	4,044	4,248	4,428	4,704
	人数／月	337	354	369	392

## ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

### ■事業内容

- 介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の援助や機能訓練を受けるサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 利用実績は、短期入所生活介護は令和元年度に増加し、令和2年度は減少しました。
- 介護予防短期入所生活介護は減少傾向となっていますが、レスパイトとしての機能があることから、増加で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所生活介護	延べ日数（日）	42,729	45,324	39,121
	延べ人数（人）	3,412	3,560	2,544
	人数／月	284	297	212
介護予防 短期入所生活介護	延べ日数（日）	2,677	2,272	1,404
	延べ人数（人）	406	398	216
	人数／月	34	33	18

#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
短期入所生活介護	延べ日数（日）	53,548	56,912	59,591	62,550
	延べ人数（人）	3,552	3,768	3,948	4,152
	人数／月	296	314	329	346
介護予防 短期入所生活介護	延べ日数（日）	1,465	1,548	1,631	1,714
	延べ人数（人）	228	240	252	264
	人数／月	19	20	21	22

## ⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

### ■事業内容

○介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的な管理のもとで介護や機能訓練、その他必要な医療及び日常生活の援助を受けるサービスです。

### ■現況と今後の見込

○利用実績は、短期入所療養介護は減少、介護予防短期入所療養介護は微増となっておりますが、ともに横ばいで見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所療養介護	延べ日数（日）	1,199	953	368
	延べ人数（人）	140	129	96
	人数／月	12	11	8
介護予防 短期入所療養介護	延べ日数（日）	18	53	110
	延べ人数（人）	4	9	12
	人数／月	1	1	1

#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
短期入所療養介護	延べ日数（日）	368	388	388	482
	延べ人数（人）	96	108	108	132
	人数／月	8	9	9	11
介護予防 短期入所療養介護	延べ日数（日）	110	110	110	110
	延べ人数（人）	12	12	12	12
	人数／月	1	1	1	1

## ⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

### ■事業内容

- 指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等において、食事や入浴等の日常生活の援助等を提供するサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 利用実績は、特定施設入居者生活介護が増加傾向、介護予防特定施設入居者生活介護は減少傾向となっておりますが、特定施設入居者生活介護は微増、介護予防特定施設入居者生活介護は横ばいで見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特定施設入居者生活介護	人数（人）	797	1,118	1,872
	人数／月	66	93	156
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人）	968	836	612
	人数／月	81	70	51

#### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
特定施設入居者生活介護	人数（人）	1,992	2,112	2,232	2,328
	人数／月	166	176	186	194
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人）	612	612	612	744
	人数／月	51	51	51	62

## ⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

### ■事業内容

○特殊寝台（電動ベッド等）、車イス、歩行器等の貸し出しを行うサービスです。

### ■現況と今後の見込

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与ともに増加傾向にあり、実態調査からも「今後利用したい介護サービス」の割合が高くなっているため、増加で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉用具貸与	人数（人）	11,728	12,572	13,560
	人数／月	977	1,048	1,130
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	7,765	8,765	9,432
	人数／月	647	730	786

#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
福祉用具貸与	人数（人）	14,580	15,468	16,212	17,004
	人数／月	1,215	1,289	1,351	1,417
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	9,804	10,284	10,740	11,424
	人数／月	817	857	895	952

## ⑫ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

### ■事業内容

○排せつや入浴等の貸与になじまない福祉用具を購入した時に保険給付を行います。

### ■現況と今後の見込

○利用実績は、特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入ともにほぼ横ばい傾向となっておりますが、在宅で生活する場合において必要なサービスと考えられるため、微増で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特定福祉用具購入	人数（人）	166	205	276
	人数／月	14	17	23
特定介護予防福祉用具購入	人数（人）	174	174	204
	人数／月	15	15	17

#### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
特定福祉用具購入	人数（人）	264	276	312	348
	人数／月	22	23	26	29
特定介護予防福祉用具購入	人数（人）	204	216	216	240
	人数／月	17	18	18	20

### ⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

#### ■事業内容

○手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行った時に保険給付を行います。

#### ■現況と今後の見込

○利用実績は、住宅改修は横ばい、介護予防住宅改修は微増傾向となっておりますが、在宅で生活する場合において必要なサービスと考えられるため、微増で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
住宅改修	人数(人)	151	170	156
	人数/月	13	14	13
介護予防住宅改修	人数(人)	189	242	264
	人数/月	16	20	22

#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
住宅改修	人数(人)	192	192	216	216
	人数/月	16	16	18	18
介護予防住宅改修	人数(人)	264	288	300	324
	人数/月	22	24	25	27

## ⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

### ■事業内容

- 居宅で介護を受ける方の心身の状況や希望を踏まえ、介護サービスを始めとしたサービスの利用等に関し、居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関等との連絡調整等を行うサービスです。

### ■現況と今後の見込

- これまでの実績により、増加で見込みました。ただし、介護予防支援は平成 29 年度から介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービスのみを利用する方については、同事業の介護予防ケアマネジメント（P142）に移行しました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護支援	延べ人数（人）	17,473	18,182	19,068
	人数／月	1,456	1,515	1,589
介護予防支援	人数（人）	10,359	11,603	12,168
	人数／月	863	967	1,014

#### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
居宅介護支援	延べ人数（人）	20,412	21,624	22,644	23,820
	人数／月	1,701	1,802	1,887	1,985
介護予防支援	人数（人）	12,648	13,284	13,860	14,748
	人数／月	1,054	1,107	1,155	1,229



## (4) 地域密着型サービス

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### ■事業内容

○要介護認定者がより長く在宅で生活できるよう、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

#### ■現況と今後の見込

○利用実績は横ばいで推移しているため、今後も横ばいで見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	延べ人数(人)	18	9	24
	人数/月	2	1	2

#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	延べ人数(人)	24	24	24	24
	人数/月	2	2	2	2

## ② 夜間対応型訪問介護

### ■事業内容

○夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的、または本人の求めに応じてホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の援助を行うサービスです。

### ■現況と今後の見込

○夜間対応型訪問介護は、他のサービスで需要が満たされていると考えられるため、利用者を見込みません。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
夜間対応型訪問介護	延べ人数（人）	0	0	0
	人数／月	0	0	0

#### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
夜間対応型訪問介護	延べ人数（人）	0	0	0	0
	人数／月	0	0	0	0

### ③ 地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

#### ■事業内容

- 平成 28 年度から小規模な通所介護事業所（定員 18 人以下）が従来の通所介護から移行しました。

#### ■現況と今後の見込

- 利用実績は減少していますが、在宅で生活する場合において必要なサービスと考えられるため、微増で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域密着型通所介護	延べ回数（回）	5,879	4,637	3,652
	延べ人数（人）	538	449	360
	人数／月	45	37	30

#### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
地域密着型通所介護	延べ回数（回）	3,730	3,832	4,087	4,475
	延べ人数（人）	372	384	408	444
	人数／月	31	32	34	37

#### ④ 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

##### ■事業内容

○認知症の高齢者が、デイサービスセンター等に日帰りで通い、認知症ケアのほか、入浴や食事等の日常生活の援助を受けるサービスです。

##### ■現況と今後の見込

○利用実績は、認知症対応型通所介護は微増傾向、介護予防認知症対応型通所介護は減少していますが、今後は認知症対応型通所介護は微増、介護予防認知症対応型通所介護は横ばいで見込みました。

##### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症対応型通所介護	延べ回数（回）	3,126	3,272	3,652
	延べ人数（人）	310	350	396
	人数／月	26	29	33
介護予防認知症対応型通所介護	延べ回数（回）	95	93	22
	延べ人数（人）	22	23	12
	人数／月	2	2	1

##### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
認知症対応型通所介護	延べ回数（回）	3,841	4,064	4,428	4,757
	延べ人数（人）	408	432	468	504
	人数／月	34	36	39	42
介護予防認知症対応型通所介護	延べ回数（回）	96	96	96	96
	延べ人数（人）	24	24	24	24
	人数／月	2	2	2	2

## ⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

### ■事業内容

- 「通い」を中心として、「泊まり」「訪問」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じた入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 利用実績は小規模多機能型居宅介護は微増傾向、介護予防小規模多機能型居宅介護は減少傾向にありますが、今後はともに微増傾向で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小規模多機能型居宅介護	延べ人数(人)	1,372	1,368	1,392
	人数/月	114	114	116
介護予防小規模多機能型居宅介護	延べ人数(人)	394	323	312
	人数/月	33	27	26

#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
小規模多機能型居宅介護	延べ人数(人)	1,488	1,560	1,632	1,728
	人数/月	124	130	136	144
介護予防小規模多機能型居宅介護	延べ人数(人)	288	348	360	384
	人数/月	24	29	30	32

## ⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

### ■事業内容

- 認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、入浴や排せつ、食事等の介護及び機能訓練を受けるサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 利用実績は、認知症対応型共同生活介護はやや増加傾向、介護予防認知症対応型共同生活介護は減少傾向となっています。今後は認知症対応型共同生活介護はやや増加、介護予防認知症対応型共同生活介護は横ばいで見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認知症対応型共同生活介護	延べ人数（人）	1,491	1,499	1,692
	人数／月	124	125	141
介護予防認知症対応型共同生活介護	延べ人数（人）	62	72	36
	人数／月	5	6	3

#### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
認知症対応型共同生活介護	延べ人数（人）	1,692	1,716	1,932	2,052
	人数／月	141	143	161	171
介護予防認知症対応型共同生活介護	延べ人数（人）	48	48	48	60
	人数／月	4	4	4	5

## ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

### ■事業内容

- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム等に  
入居して、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練等を行うサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、他のサービスで需要が満たされていると考えら  
れるため、利用者を見込みません。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域密着型特定施設 入居者生活介護	延べ人数（人）	0	0	0
	人数／月	0	0	0

#### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
地域密着型特定施設 入居者生活介護	延べ人数（人）	0	0	0	0
	人数／月	0	0	0	0

## ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ■事業内容

- 小規模な介護老人福祉施設（定員 29 人以下）に入所している人が、生活機能の向上を目指し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活の援助及び機能訓練等を受けるサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 利用実績は微減となっていますが、介護老人福祉施設への入所希望は引き続き高いことから、今後は微増で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	延べ人数（人）	653	629	612
	人数／月	54	52	51

#### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	延べ人数（人）	612	636	660	744
	人数／月	51	53	55	62



## ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

### ■事業内容

- 看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を付加したサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 看護小規模多機能型居宅介護は令和2年度からサービスの利用が始まりました。在宅医療の増加が見込まれることから、増加で見込みました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
看護小規模多機能型居宅介護	延べ人数(人)			72
	人数/月			6

#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
看護小規模多機能型居宅介護	延べ人数(人)	84	132	180	204
	人数/月	7	11	15	17

## (5) 施設サービス

### ■事業内容

- 日常的に介護が必要な人が施設に入所し、入浴や排せつ、食事などの介護をはじめとした日常生活の援助、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

### ■現況と今後の見込

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設は、利用実績が微増となっています。
- 介護療養型医療施設は令和5年度までに、介護医療院に転換することとされているため、転換する見込みとしました。

#### 【実績値】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人数(人)	4,016	4,180	4,260
	人数/月	335	348	355
介護老人保健施設	人数(人)	2,653	2,803	2,892
	人数/月	221	234	241
介護療養型医療施設	人数(人)	12	20	12
	人数/月	1	2	1
介護医療院	人数(人)	0	0	0
	人数/月	0	0	0

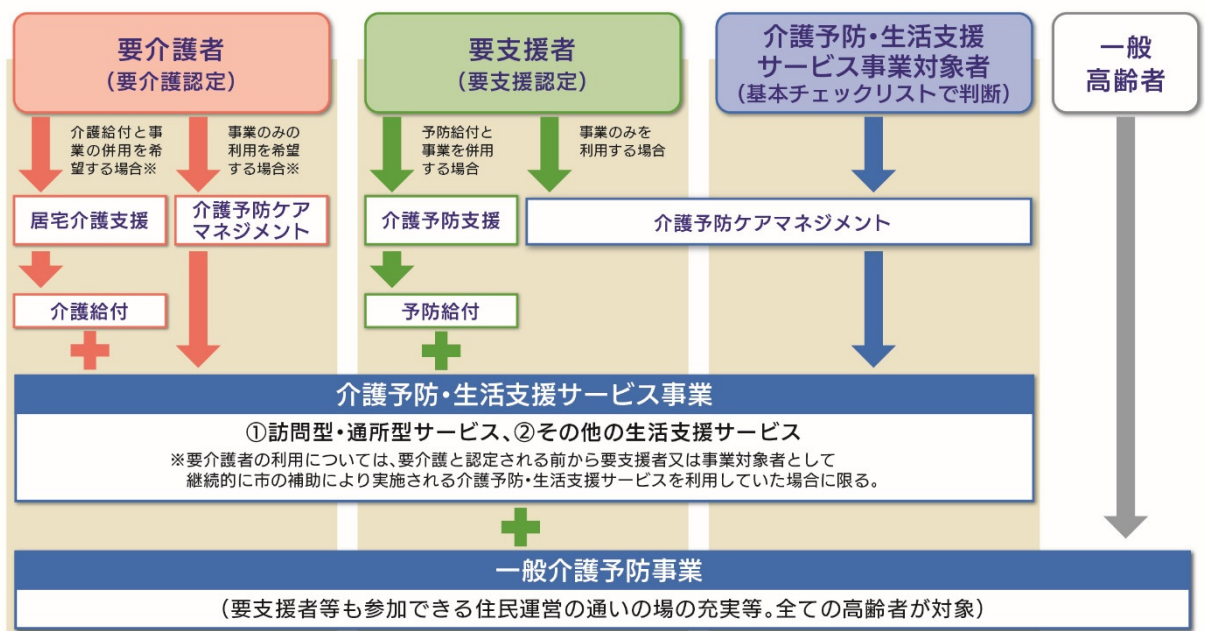
#### 【計画値】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人数(人)	4,332	4,368	4,416	5,220
	人数/月	361	364	368	435
介護老人保健施設	人数(人)	2,940	2,988	3,084	3,576
	人数/月	245	249	257	298
介護療養型医療施設	人数(人)	0	0	0	
	人数/月	0	0	0	
介護医療院	人数(人)	36	36	36	36
	人数/月	3	3	3	3

## (6) 介護予防・生活支援サービス事業

### ■事業内容

- 従来介護予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」といいます。）を総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画する多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととなりました。
- 本市では平成 29 年 4 月から、介護予防訪問介護等を介護予防給付から一次予防事業及び二次予防事業の対象者への介護予防事業と合わせて、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業（以下「事業」といいます。）として実施しています。
- 事業の利用にあたっては、基本チェックリストを用いて速やかに利用が決定され、主に下記のサービスが地域包括支援センターの支援計画に基づき提供されています。
- また、令和 2 年 7 月から住民主体による高齢者を支える活動を事業のサービスとして位置付けるとともに、事業を実施する団体に補助金の交付を行っています。



資料：令和 2 年度「全国介護保険担当課長会議資料」より作成

## <訪問型サービス>

### **介護予防訪問型サービス（介護予防訪問介護相当のサービス）**

- ・ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

### **生活支援訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）**

- ・買物、調理、掃除などの生活援助中心に、身体介護を除いた支援を行います。

### **住民主体訪問型サービス（住民主体による支援）**

- ・住民主体による自主活動として、買物、調理、掃除などの生活援助中心に、身体介護を除いた支援を行います。

### **短期集中訪問型リハビリテーションサービス（短期集中予防サービス）**

- ・入院などにより生活機能が低下した人及びその家族を対象に、リハビリテーションの専門職が居宅を訪問し、生活機能向上のための指導を集中的に行います。

### **移動支援訪問型サービス（移動支援）**

- ・通院や買物などをする場合における自動車による送迎前後の付き添い支援を行います。
- ・住民主体通所型サービスや一般介護予防事業の通いの場への自動車による送迎を行います。

## <通所型サービス>

### **介護予防通所型サービス（介護予防通所介護相当のサービス）**

- ・デイサービスセンターなどの施設に通って、機能訓練や入浴、食事などの日常生活に必要な支援を行います。

### **健康維持通所型サービス（緩和した基準によるサービス）**

- ・閉じこもり防止や社会参加を目的として、半日もしくは一日単位で介護予防通所型サービスから身体介護を除いたサービスを行います。

### **住民主体通所型サービス（住民主体による支援）**

- ・住民主体による自主活動として、定期的に利用することができる運動、交流などの多様な活動を行う通いの場を提供する支援を行います。

### **短期集中運動器向上通所型サービス（短期集中予防サービス）**

- ・機能訓練施設へ通い、保健・医療等の専門職の運動器機能向上のための指導を集中的に行います。

## ■現況と今後の見込

- 訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメントともに微増で見込みました。
- 要支援者や事業対象者の自立した生活を効果的かつ効率的に支援するとともに、安定した介護保険事業の運営を図るために、サービスや単価の検討、適切な介護予防ケアマネジメントの実施、多様なサービス主体の参入を促進していきます。

### 【実績値】

事業名	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問型サービス	件数	5,504	5,534	5,460
	件数/月	459	461	455
通所型サービス	件数	8,401	8,951	7,524
	件数/月	700	746	627
介護予防ケアマネジメント	件数	6,321	6,235	6,216
	件数/月	527	520	518

### 【計画値】

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
訪問型サービス	件数	5,532	5,556	5,628	5,628
	件数/月	461	463	469	469
通所型サービス	件数	8,748	8,892	9,108	8,856
	件数/月	729	741	759	738
介護予防ケアマネジメント	件数	6,552	6,828	7,116	7,680
	件数/月	546	569	593	640

## 第8章

---

# 介護保険事業費の見込み



## 第8章 介護保険事業費の見込み

### 1 介護保険事業費の実績

#### (1) 介護給付費実績

単位：千円

サービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	664,767	730,139	828,346
訪問入浴介護	40,625	35,820	44,724
訪問看護	142,016	156,681	173,906
訪問リハビリテーション	15,521	16,078	17,522
居宅療養管理指導	84,529	94,965	114,434
通所介護(デイサービス)	887,220	929,091	911,792
通所リハビリテーション(デイケア)	194,067	206,916	212,088
短期入所生活介護(ショートステイ)	335,685	359,140	313,584
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	12,761	10,381	4,339
特定施設入居者生活介護	149,705	216,126	374,281
福祉用具貸与	181,109	194,880	216,057
特定福祉用具購入	5,573	6,722	9,597
住宅改修	15,981	17,576	14,617
居宅介護支援	243,453	259,809	277,675
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,435	1,242	2,786
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	47,987	35,528	28,601
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	28,953	32,384	37,767
小規模多機能型居宅介護	261,274	259,679	273,354
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	357,962	373,129	417,801
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	182,603	174,950	168,617
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	※ 0
<b>介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	1,011,630	1,067,039	1,119,046
介護老人保健施設	671,719	731,091	773,537
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	4,128	6,773	4,294
<b>介護給付費計(Ⅰ)</b>	<b>5,540,704</b>	<b>5,916,141</b>	<b>6,338,766</b>

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

※利用期間が短いため、0で計上しています。



## (2) 予防給付費実績

単位：千円

サービス	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
<b>介護予防サービス</b>			
介護予防訪問入浴介護	115	0	※ 0
介護予防訪問看護	40,643	45,161	46,944
介護予防訪問リハビリテーション	6,879	6,138	5,753
介護予防居宅療養管理指導	24,813	23,788	21,254
介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	108,641	128,520	127,269
介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	14,939	13,716	8,192
介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	168	380	1,009
介護予防特定施設入居者生活介護	69,938	61,591	45,609
介護予防福祉用具貸与	57,014	63,833	71,679
特定介護予防福祉用具購入	4,735	4,278	5,213
介護予防住宅改修	21,668	25,861	29,379
介護予防支援	46,947	52,624	55,165
<b>地域密着型介護予防サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	764	846	192
介護予防小規模多機能型居宅介護	22,198	19,482	18,819
介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	13,472	16,637	8,043
予防給付費計 (Ⅱ)	432,934	462,854	444,520

総給付費 (Ⅰ + Ⅱ)	5,973,638	6,378,995	6,783,287
--------------	-----------	-----------	-----------

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。  
※利用回数が少ないため、0 で計上しています。

## (3) 地域支援事業費実績

単位：千円

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	352,969	372,596	340,618
包括的支援事業費 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	166,142	156,868	167,625
包括的支援事業費 (社会保障充実分)	51,505	53,817	60,381
地域支援事業費	570,616	583,281	568,623

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

## 2 介護保険事業費の見込み

### (1) 介護給付費の見込み

本計画期間中に係る介護給付費は下記のとおり見込まれます。

単位：千円

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
<b>居宅サービス</b>				
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	854,324	910,826	959,864	997,984
訪問入浴介護	46,662	50,033	52,913	54,577
訪問看護	189,676	203,196	212,670	221,851
訪問リハビリテーション	19,235	20,630	21,122	22,096
居宅療養管理指導	121,915	129,610	135,737	142,427
通所介護(デイサービス)	983,976	1,045,487	1,095,737	1,155,748
通所リハビリテーション(デイケア)	224,585	239,387	249,708	263,042
短期入所生活介護(ショートステイ)	434,167	462,081	484,425	507,279
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	4,365	4,552	4,552	5,796
特定施設入居者生活介護	400,879	425,415	449,728	468,183
福祉用具貸与	213,475	227,054	238,258	248,516
特定福祉用具購入	9,132	9,597	10,779	12,112
住宅改修	17,793	17,793	20,077	19,808
居宅介護支援	299,722	317,983	333,112	349,435
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,803	2,805	2,805	2,805
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	26,981	27,635	29,414	32,330
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	39,805	42,255	46,267	49,671
小規模多機能型居宅介護	292,988	309,344	322,789	341,256
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	426,420	432,643	487,131	517,106
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	169,652	176,257	183,151	207,015
看護小規模多機能型居宅介護	17,344	28,170	37,031	43,201
<b>介護保険施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	1,144,828	1,155,050	1,167,814	1,381,226
介護老人保健施設	791,557	804,288	830,612	962,748
介護医療院	13,954	13,962	13,962	13,962
介護療養型医療施設	0	0	0	0
<b>介護給付費計(Ⅰ)</b>	<b>6,746,238</b>	<b>7,056,053</b>	<b>7,389,658</b>	<b>8,020,174</b>

## (2) 予防給付費の推計

本計画期間中に係る予防給付費は下記のとおり見込まれます。

単位：千円

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
<b>介護予防サービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	101	101	101	101
介護予防訪問看護	48,826	51,639	53,830	57,282
介護予防訪問リハビリテーション	6,089	6,482	6,482	7,173
介護予防居宅療養管理指導	22,105	23,326	24,295	25,860
介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	133,024	139,792	145,738	154,678
介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	8,576	9,075	9,568	10,062
介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	1,015	1,016	1,016	1,016
介護予防特定施設入居者生活介護	45,889	45,915	45,915	55,581
介護予防福祉用具貸与	70,621	74,038	77,334	82,212
特定介護予防福祉用具購入	5,213	5,522	5,522	6,134
介護予防住宅改修	29,379	32,017	33,517	36,155
介護予防支援	57,694	60,629	63,258	67,311
<b>地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	763	764	764	764
介護予防小規模多機能型居宅介護	17,789	21,069	21,643	23,193
介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	10,789	10,795	10,795	13,494
予防給付費計(Ⅱ)	457,873	482,180	499,778	541,016
総給付費(Ⅰ+Ⅱ)	7,204,111	7,538,233	7,889,436	8,561,190

## (3) 総給付費の推計

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付費	6,746,238	7,056,053	7,389,658	8,020,174
予防給付費	457,873	482,180	499,778	541,016
総給付費	7,204,111	7,538,233	7,889,436	8,561,190
令和3年度から令和5年度までの総給付費の合計			22,631,780	

#### (4) 標準給付費の推計

総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費見込額は、次のとおりです。

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費	7,204,111	7,538,233	7,889,436	8,561,190
特定入所者介護サービス費等給付費（財政影響額控除後）	184,052	174,577	182,295	195,455
高額介護サービス費等給付費（財政影響額控除後）	208,764	213,171	227,361	241,446
高額医療合算介護サービス費等給付費	29,547	30,132	32,846	34,129
算定対象審査支払手数料	4,419	4,581	4,785	5,189
標準給付費	7,630,893	7,960,693	8,336,724	9,037,409
令和3年度から令和5年度までの標準給付費の合計			23,928,310	

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

#### (5) 地域支援事業費の推計

地域支援事業は、地域での高齢者の自立した生活を支援するための事業で、包括的支援事業として地域包括支援センターの運営や任意事業に加え、平成27年度からは新たに包括的支援事業（社会保障充実分）として在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の推進、生活支援体制整備事業を行っています。平成29年度からは、介護予防給付より移行した訪問介護・通所介護等と介護予防事業を、介護予防・日常生活支援総合事業として介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を行っています。

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	372,551	378,027	383,504	342,963
包括的支援事業費（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	167,625	167,625	167,625	167,625
包括的支援事業費（社会保障充実分）	60,381	60,381	60,381	60,381
地域支援事業費	600,557	606,033	611,510	570,968
令和3年度から令和5年度までの地域支援事業費の合計			1,818,100	

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

### 3 介護保険料基準額の設定

#### (1) 保険給付費の財源

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた標準給付費の負担は、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者が賄うこととなります。

#### (2) 第1号被保険者の介護保険料

##### 〈介護保険料収納必要総額〉

保険料の収納必要総額は、次の方法で計算します。本市においては、全国平均よりも75歳以上の高齢者比率が低く、かつ所得水準も高いため、調整交付金相当額はその一部を第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。その結果、本市の令和3年度から令和5年度までの保険料収納必要総額は6,140,252,262円となります。

令和3年度～令和5年度のサービス給付に必要な費用 (標準給付費+地域支援事業費)	×	第1号被保険者の負担分 23%	+	調整交付金相当額 標準給付費、総合事業費の 5.0%相当
25,746,411,066円				1,253,119,717円
- 調整交付金見込額	-	介護給付費準備基金取崩額	=	保険料収納必要総額
55,542,000円		979,000,000円		6,140,252,262円

##### 〈保険料賦課総額〉

保険料の収納率を99.0%と見込むと、令和3年度から令和5年度までの保険料賦課総額は、6,202,275,012円となります。

保険料収納必要総額 6,140,252,262円	÷	保険料収納率 99.0%	=	保険料賦課総額 6,202,275,012円
-----------------------------	---	-----------------	---	---------------------------

##### 〈保険料基準額〉

所得段階別加入割合に応じて補正を行った本市の第1号被保険者数は3年間で延べ119,950人と見込んでおり、保険料基準月額算定は、4,309円となりました。

保険料賦課総額 6,202,275,012円	÷	所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数(3年間) 119,950人	÷	12(か月)	=	保険料基準月額 4,309円
---------------------------	---	---	---	--------	---	-------------------

### (3) 保険料段階の設定

第1号被保険者の保険料段階の設定においては、第7次と同様に11段階とし、本人の負担能力に応じた保険料設定により、負担軽減を図るものとします。第7次保険料基準月額と同額です。

#### 【所得段階別保険料（令和3年度～令和5年度）】

所得段階	対象者要件	基準額に対する割合 (%)	保険料《年額》(円)
第1段階	・生活保護の受給者 ・中国残留邦人等支援給付の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.50	25,800
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	0.65	33,600
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	0.75	38,700
第4段階	・本人が市民税非課税、世帯に市民税課税者がいる方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.83	42,900
第5段階	・本人が市民税非課税、世帯に市民税課税者がいる方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方（基準保険料額）	1.00	51,700
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.10	56,800
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	67,200
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	77,500
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	1.60	82,700
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方	1.70	87,900
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	1.80	93,000

※第1段階の軽減後の「基準額に対する割合」は0.3、「保険料（年額）」は15,500円、第2段階の軽減後の「基準額に対する割合」は0.5、「保険料（年額）」は25,800円、第3段階の軽減後の「基準額に対する割合」は0.7、「保険料（年額）」は36,100円です。

※表中の「合計所得金額」は、合計所得金額から「税制改正に伴う控除額」、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得額（第1～5段階のみ）」を控除した額を用います。

※政令により基準額に対する割合及び保険料の金額が変わる場合があります。



# 資料編







## 資料編

### 1 持続可能な開発目標（SDGs）

○SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

○SDGsの17の目標は、「貧困をなくそう」から「パートナーシップで目標を達成しよう」まであります。SDGsに掲げられた17の目標と本計画で取り組む施策との関係性を整理し、体系図（p62）と各章の扉表紙に明示しました。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：外務省ホームページ、国際連合広報センター

## 2 「新しい生活様式」

○新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今まで実践されてきた基本的な感染対策の徹底のほか、スポーツやイベントなど日常生活の各場面での生活様式や、働き方の新しいスタイルなどが実践例として国から示されており、引き続き、これらに対応した生活様式の実践や行動変容が必要とされています。

### 「新しい生活様式」の実践例

#### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

#### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



#### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

##### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

##### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

##### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を  
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

##### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

##### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

#### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

出典：厚生労働省ホームページ

### 3 小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定により定める小牧市介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定により定める小牧市老人福祉計画(以下「小牧市高齢者保健福祉計画」と総称する。)を推進するため、小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 小牧市高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 小牧市高齢者保健福祉計画の実施状況の調査及び評価に関すること。
- (3) その他高齢者の保健福祉施策の推進に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 被保険者を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項第4号に規定する者は、別に定めるところにより市民のうちから公募により選任することができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長が選出されるまでの間に開く会議は、市長が招集する。

2 委員会は、会議において必要と認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(推進部会)

第7条 委員会に、推進部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域包括ケア推進課及び介護保険課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(小牧市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の廃止)

2 小牧市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱(平成12年11月16日12小高第122号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則(平成29年29小介第183号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 4 小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

構成	氏名	機関及び役職名	備考
学識経験を有する者	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校校長	会長
	関谷 みのぶ	名古屋経済大学教授	副会長
保健医療福祉関係者	前川 奏宏	小牧市医師会代表	
	佐々木 成高	小牧市歯科医師会代表	
	山本 将裕	小牧市薬剤師会代表	第1回
	浅井 宏昭	小牧市薬剤師会代表	第2回～
	田中 秀治	小牧市社会福祉協議会代表	
	木村 正尚	小牧市民生委員・児童委員連絡協議会代表	
	出口 さとみ	春日井保健所代表	～第2回
	米井 ちさと	春日井保健所代表	第3回～
	土佐 知美	小牧市介護支援専門員連絡協議会会長	
	伊藤 里美	小牧市介護保険サービス事業者連絡会会長	
	江口 はづき	特別養護老人ホームゆうあい施設長	
	入谷 陽祐	小牧市介護保険サービス事業者連絡会訪問看護部会代表	
	四宮 貴美子	小牧市内地域包括支援センター管理者代表	
	加藤 三紀子	ボランティアグループ日向ぼっこ代表	
	鈴木 斉	春日井公共職業安定所所長	
被保険者を代表する者	水谷 幸一	連合愛知尾張中地域協議会代表	
	菅沼 澄雄	小牧市老人クラブ連合会代表	～第2回
	長田 孝子	小牧市老人クラブ連合会代表	第3回～
その他市長が認める者	佐橋 均	小牧市区長会連合会代表	～第2回
	志村 優範	小牧市区長会連合会代表	第3回～
	桑山 美知代	公募委員	
	小林 静生	公募委員	



キミと一緒に、育っていききたい。  
**Komaki**

**第8次小牧市高齢者保健福祉計画  
小牧市老人福祉計画・小牧市介護保険事業計画**

令和3年3月発行

発行者 小牧市  
編集 小牧市地域包括ケア推進課  
介護保険課  
電話:0568-72-2101(代)  
FAX:0568-76-4595